史跡大御堂廃寺跡保存活用計画

令和２年３月

鳥取県倉吉市教育委員会

はじめに

鳥取県中部に位置する倉吉市には、かつて伯耆国庁が置かれ国分寺・国分尼寺跡、不入岡遺跡、四王寺跡など律令期における地方支配の根幹をなす重要遺跡が連なっています。伯耆国府が所在していたのは古代行政区画上の久米郡であり、大御堂廃寺の寺名は、その郡名を冠した「久米寺」です。

大御堂廃寺跡は、古くから「大御堂」の字名で呼ばれる山陰を代表する最古級の本格的な寺院跡であり、地域の拠点的な寺院でもありました。鬼瓦や軒瓦類をはじめ、東アジアでも珍しい青銅製の獣頭も見つかっています。平成６~12年の興和紡績工場跡地の再開発に伴う発掘調査によって大御堂廃寺跡の主要施設が明らかとなり、平成13年１月29日に大御堂廃寺跡は国指定史跡となりました。そして、平成29年３月には北側に隣接して鳥取県立美術館の建設が決定されたことを受け、鳥取県立美術館整備基本計画との整合性を図りながら大御堂廃寺跡の保存と活用を進める計画を策定することになりました。

現在は、多目的広場として各種イベントやラグビー・サッカー・グラウンドゴルフなどのスポーツにも活用されていますが、視覚的に古代寺院をイメージできるものがなく、史跡としての重要性を伝える歴史教育の場として十分とは言えません。

この貴重な文化財である大御堂廃寺跡が有する価値を将来にわたって継承し保存活用していくため、今後の方向性や方法について学識経験者・地区代表者・教育関係者の皆さんで協議を重ね、ここに「史跡大御堂廃寺跡保存活用計画」を策定しました。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、策定委員会委員の皆様、文化庁文化財第二課及び鳥取県地域づくり推進部文化財局、その他関係各位より、多くのご指導、ご助言をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

令和２年３月

倉吉市教育委員会

教育長　**小　椋　博　幸**

例　言

1　本書は鳥取県倉吉市駄経寺町２丁目に所在する国指定史跡大御堂廃寺跡の保存活用計画書である。

2　本事業は、倉吉市教育委員会が事業主体となり、平成30・31年度国宝重要文化財等保存整備費補助金を受けて実施した。

3　策定にあたっては、倉吉市教育委員会が史跡大御堂廃寺跡保存活用計画策定委員会を設置し、文化庁文化財第二課、鳥取県地域づくり推進部文化財局の指導助言のもと、委員会の検討・協議を経て行った。

4　本書にかかる諸記録は、倉吉市教育委員会において保管している。

5　本書の作成にあたり、一部の業務を株式会社 アコード鳥取営業所に委託した。

目　　次

第１章　保存活用計画策定の経緯と目的 …… 1
第１節　保存活用計画策定の経緯
第２節　保存活用計画策定の目的等
１　保存活用計画策定の背景
２　保存活用計画策定の目的
３　保存活用計画の構成
４　保存活用計画の対象範囲
第３節　上位・関連計画
第４節　策定委員会の設置と経過等
１　策定委員会の設置
２　策定委員会の経過
３　その他の経過
４　県立美術館と共に歩む中部地区の集い協議会の経過と内容
５　計画の実施

第２章　史跡大御堂廃寺跡の概要 ……13
第１節　史跡指定に至る経緯
第２節　指定の状況
１　指定告示及び指定理由
２　指定説明
第３節　指定地の状況
１　土地等の所有関係
２　管理団体の指定
３　公有化の経緯
第４節　史跡を取り巻く環境
１　倉吉市の市勢
２　自然的環境
ア　気候
イ　地形・地質
ウ　植生
３　歴史的環境
４　社会的環境
ア　交通
イ　産業
ウ　周辺主要施設
第５節　史跡の調査成果
１　調査等の経過
２　遺構・遺物
ア　遺構
イ　遺物

第３章　史跡等の本質的価値 ……62
第１節　史跡等の本質的価値
第２節　新たな価値評価の視点
第３節　構成要素
１　地区区分の設定
２　構成要素の特定

第４章　現状と課題 ……67
第１節　保存・管理の現状と課題
第２節　活用の現状と課題
第３節　整備の現状と課題
第４節　運営・体制の現状と課題

第５章　大綱と基本方針 ……76
第１節　大綱
第２節　基本方針
１　保存・管理の基本方針
２　活用の基本方針
３　整備の基本方針
４　運営・体制整備の基本方針

第６章　保存・管理の方向性と方法 ……78
第１節　保存・管理の方向性
第２節　保存・管理の方法
１　保存・管理
２　現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針並びに取扱基準
３　史跡指定地外の区域の保存
第３節　追加指定と公有化
第４節　遺物の保管と管理

第７章　活用の方向性と方法 ……84
第１節　活用の方向性
第２節　活用の方法
１　現状
２　方法
３　情報発信

第８章　整備の方向性と方法 ……89
第１節　整備の方向性
１　史跡の本質的価値を確実に保存・継承するための整備
２　史跡の本質的価値を顕在化させるための整備
３　公開・活用のための整備
第２節　整備の方法
１　遺構の保存
２　遺構の展示・表示
３　環境整備
４　案内・解説・展示施設
５　便益施設等公開活用施設

第９章　運営・体制整備の方向性と方法 ……93
第１節　運営・体制整備の方向性
第２節　運営・体制整備の方法

第10章　施策の実施計画の策定・実施 ……95

第11章　経過観察 ……97
第１節　意義と方向性
第２節　方法

第１章　保存活用計画策定の経緯と目的

第１節　保存活用計画策定の経緯

大御堂廃寺跡は倉吉市駄経寺町２丁目に所在する寺院跡で、平成13年に国史跡に指定され、現在は都市公園となっている。市街地内のオープンスペース機能を重視して緑地帯として保全し、多目的に活用されてきた。平成29年３月「鳥取県立美術館整備基本構想」が策定され、史跡指定地の北側の隣接地に県立美術館が建設されることが決定し、令和６年度に開館する計画が示された。こうした状況の中で、新たに建設される県立美術館との連携を図りながら、大御堂廃寺跡の歴史的価値を次世代へ正しく確実に継承するため、保存活用について計画を策定することとなった。

第２節　保存活用計画策定の目的等

１　保存活用計画策定の背景

かつて倉吉市は古代伯耆国（ほうきのくに）の中心地であり、伯耆国府跡（国庁跡・法華寺畑遺跡・不入岡（ふにおか）遺跡）・伯耆国分寺跡・大原（おおはら）廃寺跡の国指定史跡、石塚廃寺跡の県指定史跡、藤井谷廃寺跡の市指定史跡など、官衙（かんが）跡や寺院跡が分布している。また伯耆国府跡北側には、朝廷の命によって建立され沿岸警備の役割を担っていた四王寺（しおうじ）跡が所在するなど、古代の重要遺跡が集中して確認されている。このような地域の中で、大御堂廃寺は山陰を代表する最古級の本格的な古代寺院であり、この地が古代文化の拠点であったと推定される。

現在の倉吉市は、江戸時代に陣屋町として形成された打吹山北麓にある旧市街地と、明治36年（1903）に一部開通した山陰線（現 JR山陰本線）の駅（上井（あげい）駅・現 倉吉駅）が設置された上井地区を中心に発展してきた。

大御堂廃寺跡はこの２つの市街地をつなぐ位置にある。かつては、田畑が広がる豊かな田園地帯だったが、昭和30年代以降に市街地化した。興和紡績倉吉工場（昭和26年設立）の敷地となっていた当地は、現在、倉吉交流プラザ・県立倉吉未来中心などで構成される文化複合施設「倉吉パークスクエア」の一画を占める。近隣には、市立上灘小学校や県立倉吉総合看護専門学校・県立倉吉東高等学校などの学校、県立厚生病院・倉吉郵便局・倉吉地方合同庁舎など公的施設も集積し、都市公園として既に多くの市民に利活用されている。また、年間を通して倉吉パークスクエアにはイベント会場として多くの来場者があり、大御堂廃寺跡の存在は市民のあいだで広く知られている。

現地は広く芝生が張られ遺構の保全を図っているが、古代寺院の建物を立体的にイメージすることは難しく、史跡としての価値が正しく理解され、貴重な歴史遺産として保存・管理されているとは言い難い状況となっている。

２　保存活用計画策定の目的

この地域を代表する歴史文化遺産､大御堂廃寺跡の価値を次世代へ正しく確実に継承するため、本質的価値や構成要素を明らかにし、保存・管理、活用、整備、運営・体制の現状と課題を整理し、今後の方向性と方法を示すとともに、地域住民の誇りや愛着の醸成、地域活性化や観光振興に寄与することを目的とし保存活用計画を策定するものである。

３　保存活用計画の構成

①史跡等を構成する諸要素の特定と価値の明確化　　②保存活用の基本方針
③保存・管理の方法　　④現状変更等の許可に関する取扱い基準
⑤整備、公開に関する将来像の提示　　⑥運営方法及び体制整備

４　保存活用計画の対象範囲

本計画の直接の対象範囲は、大御堂廃寺跡の史跡指定地である。ただし、指定地外の南側に接して中門・南門・築地塀など主要施設の存在が想定され、寺域が広がることは明らかである。この指定地外南側にあたる駄経寺町字五反田、字松ヶ坪の過去の発掘調査では、明確な遺構が検出されていないものの、塑像(そぞう)片や「久米寺」銘墨書(ぼくしょ)土器など寺院特有の遺物の他、瓦や冶金関係の鉱滓等が多量に出土している。

自然的・社会的環境からみると、指定地外の南側は標高が高くなり、天神川・小鴨川の両河川の氾濫から免れた地形であり、明治36年（1903）の「鳥取縣伯耆國東伯郡上灘村大字駄経寺村地圖」では、字下大六、字森ヶ坪を含めて正方位の条里を良好に残している。条里は約109m（１町＝60歩）四方の単位で、道路・畦畔・筆界から、字松ヶ坪と字森ヶ坪は、長地型に方格線で区分されている。また、同地図の駄経寺村南側の丘陵裾部を南東から北西へ走る約600mの直線道（P3図A-B）があり、平行して字界・筆界・河地が走る。これを古代山陰道とする確証はないが、古代寺院大原廃寺跡から大御堂廃寺跡の南側を通り、前身国庁と推定される不入岡遺跡に至る官道の可能性が高い。

それに対して、県立美術館建設予定地である史跡指定地の北側は、駄経寺町字上河原・どんど川と河川関係の地名が残るだけでなく、字図でみられるように条里は乱れ、平成６年度・平成12年度の試掘調査でも河川の氾濫原の堆積層が確認されたことから、遺跡は存在しないものと考えている。

これらのことから、当計画の対象範囲は、史跡指定地、及び南門等施設の遺構が存在する可能性の高い指定地南隣接地の旧駄経寺町字五反田･字松ヶ坪[*1)]、また東隣接地の旧上灘町字石ヶ坪･藤田[*2)]を含めるものとし、史跡周辺地域の保存対策を考慮した、適切な保存活用の方向性を示すものとする。*１)、*２)　現在は区画整理により字名は消滅している。以下地区名標記には旧字名を使用する。

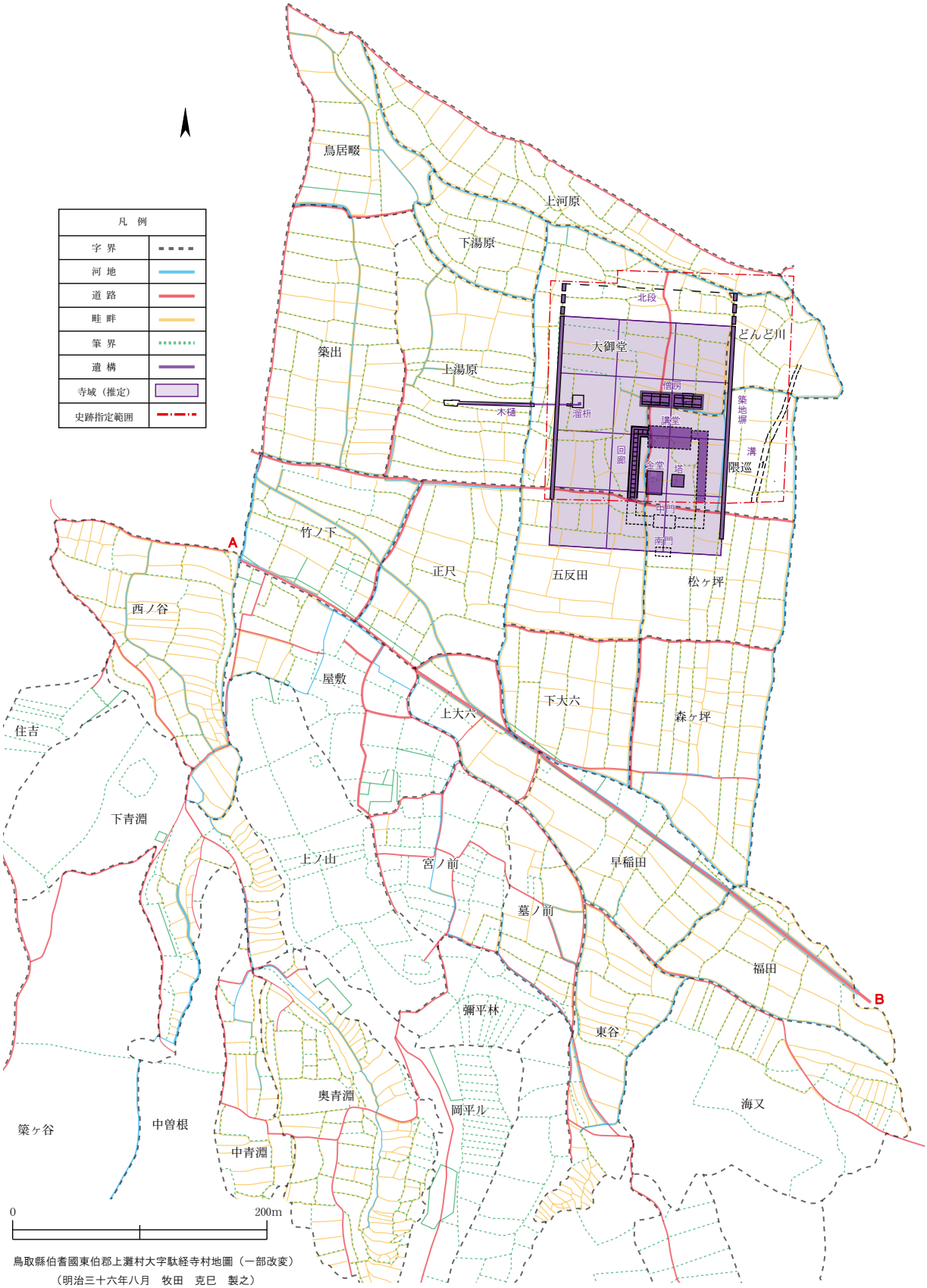

鳥取縣伯耆國東伯郡上灘村大字駄経寺村地圖（一部改変）
（明治三十六年八月　牧田　克巳　製之）

上灘村大字駄経寺村地圖

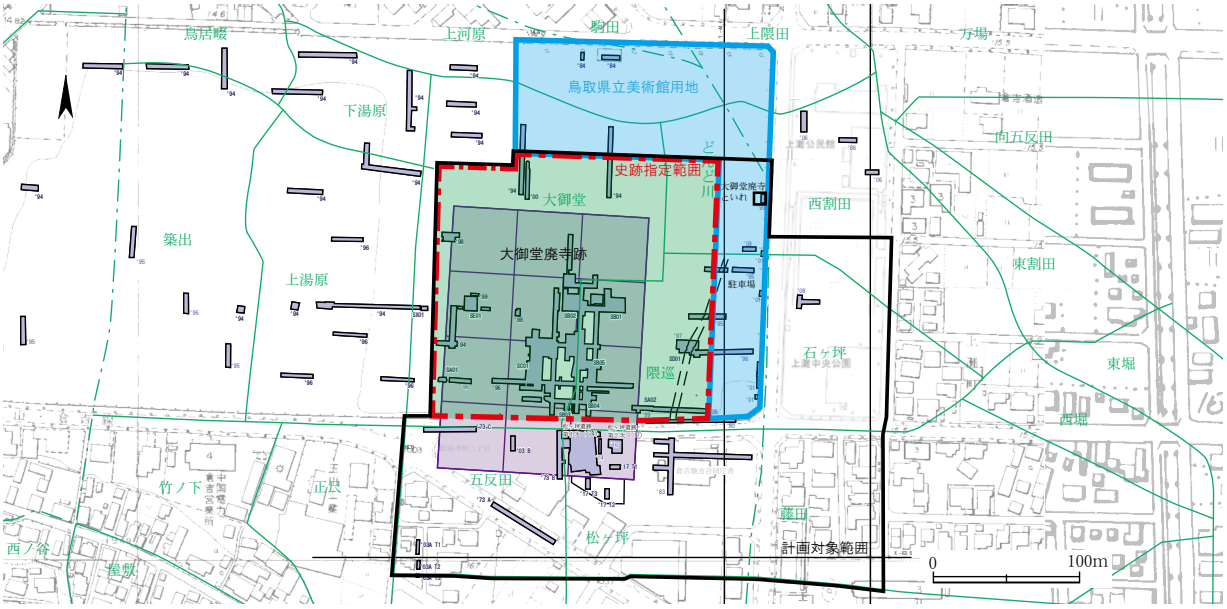

計画対象範囲図

第３節　上位・関連計画

No.	名称	内容・関係箇所（抜粋）	策定・改訂年月
①	倉吉市第11次総合計画『くらしよし　ふるさとビジョン』「愛着と誇り未来いきいき　みんなでつくる倉吉」【後期基本計画】（平成28(2016)～平成32(2020)）	**施策：貴重な歴史文化遺産を守り、伝える** **取組方針：文化財の積極的な情報発信**　歴史文化遺産が市民の身近になるように、文化財パンフレットの作成、案内板の整備、ウェブページの整備などにより、積極的に情報を発信する。また、文化財の公開、見学会、講演会などを積極的に開催し、文化財に触れる機会を創出する。学校教育、公民館活動などとの積極的な連携により、地域の文化財を活用した体験活動を推進する。 **史跡の整備と活用の推進**　地域と連携した維持管理を行い、市民の憩いの場・歴史教育の場として活用し、伯耆国分寺跡、法華寺畑遺跡の再整備を行い、利用者の利便性の向上を図る。伯耆国庁跡の整備計画を見直し、史跡の環境整備を推進する。	平成28年３月策定
②	都市計画用途地域指定（倉吉都市計画基礎資料　平成30年４月）	**都市計画公園**　種別：特殊公園、公園名：史跡大御堂廃寺跡歴史公園　位置：駄経寺町二丁目、面積：4.33ha **準防火地域**（昭和32年９月指定） （倉吉都市計画総括図　用途地域―都市計画公園・緑地）	平成24年３月指定
③	倉吉都市計画マスタープラン（平成27(2015)～平成47(2035)）	**◆現状と課題　県立美術館整備への対応推進**　倉吉パークスクエア内のラグビー場に建設されることが決まった県立美術館については、今後、周辺施設との連携や交通環境の整備など、県立美術館の機能が最大限に発揮されるまちづくりに取組んでいく必要がある。 **◆目標：**快適　交流と連携による利便性・機能性の高いまちづくり―**史跡を活用した環境整備** **目標：**活気　良好な居住環境を保ち、活気あふれるまちづくり―**歴史文化と調和した市街地形成・県立美術館の整備に伴う環境整備**	平成20年７月策定 平成30年２月見直し

		目標：魅力 自然・歴史・文化の魅力を活かしたまちづくり―**歴史的景観や自然景観の保全** **◆中心拠点、さらに歴史・文化拠点**に位置付けられている。 **中心拠点**　中部圏域の玄関口である駅周辺地区や歴史的な街なみの残る打吹地区などの中心市街地を中心拠点と位置付け、中核都市にふさわしい商業・文化などの多様な都市機能の増進と良好な街なみづくりを進める。 **歴史・文化拠点**　大御堂廃寺跡歴史公園やコンベンション等の中心施設である倉吉未来中心などを配する倉吉パークスクエアや鳥取短期大学、鳥取看護大学などを配するエリアを歴史・文化拠点に位置付け、文化振興等の環境整備を進める。 **◆全体構想　市街地整備方針　基本的な考え方** **歴史・文化と調和した市街地の形成**　倉吉パークスクエアにおける県立美術館の整備をはじめとし、歴史・文化施設の機能の充実を図り、これらと連携した市街地の形成を図る。 **◆地域別構想　中央地域**（上灘、成徳、明倫）は「懐かしさと季節を感じるまちづくり」 **概況：**上灘地区の倉吉パークスクエアは、工場跡地に文化・観光･娯楽･コンベンション機能を配置した複合拠点であり、同地には、倉吉未来中心や史跡大御堂廃寺跡歴史公園などを有するほか、県立美術館の建設が予定されている。 **都市施設整備上の課題：**史跡大御堂廃寺跡歴史公園の整備・活用を図る。 **市街地整備上の課題：**建設予定の県立美術館を活かし、地域活性化に繋がる周辺環境等の整備を検討する。 **都市施設の整備方針：**打吹公園・大御堂廃寺跡等の地域資源としての活用　倉吉市のシンボルである打吹公園や史跡大御堂廃寺跡歴史公園等の歴史・文化資源を地域資源として活用し、特色ある公園施設の整備を図る。 **市街地整備方針：歴史と文化の香る中心市街地の活性化** 上灘地区は、建設予定の県立美術館を効果的に活用したまちづくりを進めるとともに、白壁土蔵群周辺観光エリアとの連携を深める歩行空間等の整備を図る。	
④	倉吉市中心市街地活性化基本計画（平成27(2015)～平成31(2019)）	**基本的な方針：**生活文化の薫る歴史的街並みを活かした観光・交流拠点のまちづくり **目標：歴史的・文化的資源を活かした回遊型観光のまち** 倉吉駅周辺地区と打吹地区の間をつなぐ地域であるパークスクエア・バス通り沿線地域には、図書館や記念館､交流施設等で構成される大規模な文化複合施設｢パークスクエア」が立地し、倉吉市の中心となる文化施設等の集積が見られる。 ※大御堂廃寺跡で実施される中心市街地活性化事業「中部発！食のみやこフェスティバル」	平成27年７月策定 平成30年３月変更

⑤	倉吉教育振興基本計画	**重点施策：文化財の保存、活用、伝承　～本物に触れ、学び、伝える～**　市内には、数多くの歴史文化遺産がある。これらを保護し、積極的に公開･活用することによって、郷土を愛する心、豊かな人間性を育てることができる。歴史文化遺産に触れ、豊かな情操を養うとともに、地域への理解と絆を深め、倉吉に暮らすことに愛着と誇りを感じられる環境づくりを進める。 **主要施策：史跡の整備と活用の推進**　史跡の保存、維持管理、整備等の推進　地域と連携した維持管理を行う。市民の憩いの場・歴史教育の場として活用する。	平成23年３月策定 平成28年３月変更
⑥	鳥取県立美術館整備基本計画（鳥取県教育委員会）	**まちを「つくる」** 大御堂廃寺跡と連携したのびやかで広がりのある美術館 **つたえる・たのしむ（展示）** 《企画展示》隣接する国史跡大御堂廃寺跡の持つ歴史風土を活かした展覧会の実施 **施設整備の基本的な方針** 倉吉パークスクエア・大御堂廃寺跡とのシナジー効果（相乗効果）の発揮 **施設設備　配置・動線等** 南側に面する大御堂廃寺跡への眺望の確保 **敷地利用計画** 隣接する大御堂廃寺跡の広々とした空間と連携し、多くの人を呼び込む親しまれる空間を設け、美術館のどの方向からも、誰もが気軽に、立ち寄りやすいオープンな施設とする。 **利用促進策** 倉吉パークスクエア全体や大御堂廃寺跡との連携による利用促進、大御堂廃寺跡の歴史風土を活かした展覧会の開催	平成30年７月策定
⑦	倉吉市景観計画	大御堂廃寺跡は、景観計画区域のうち景観形成上特に重要な区域（**景観形成重点区域**）として定める。 住民が身近に憩い、親しみ、ふれあう場所として活用している都市公園、史跡（以下都市公園等）のうち、特に重要な都市公園等について、**景観重要公園**（景観重要公共施設（公園））と定める。 大御堂廃寺跡は、７世紀中頃に創建された山陰の最古級の本格的寺院跡で、鬼瓦、銅製匙、木製祭祀具、仏具の鋳型などの貴重な出土遺物が発見されている。平成21年度に多目的に利用できる芝生広場として暫定整備し、市街地における都市生活にゆとりと潤いを与えるとともに、災害時の避難場所としての機能を有する貴重な空間として活用されている。 **景観重要公園の整備に関する方針：**〇来訪者の安全性と快適性を重視した構造、仕上げとし、良好な公園緑地景観を形成している緑や歴史的遺構等と調和する形態意匠とする。 〇良好な公園緑地景観を維持するため、極力自然素材を用いた整備を行う。維持管理等のためにやむをえず人工物を使用する場合には、形態意匠・素材等に配慮する。	平成19年３月策定 平成22年３月変更

		○公園にあった樹木の選定、植え替え・枝払い等を行い、良好な公園緑地景観の維持に努める。 **景観重要公園における建築物、工作物の占用許可等の基準（都市公園法第４条、第５条１項又は第６条第１項もしくは第３項の許可の基準）** 良好な公園緑地景観の維持は、管理者が主体となって行うところであるが、公園内を活用する上で、工作物その他の物件又は施設の設置（以下「工作物等」とする。）が必要であることから、占用をおこなう際に下記の項目を満たすことを求める。 なお、管理者による景観重要公園内における良好な景観に関する計画（史跡等管理計画など）が別にある場合は、この限りではない。 ○工作物等の配置は、来訪者の安全性と快適性を確保しつつ、良好な公園緑地景観の維持のため、良好な公園緑地を形成している樹木・植栽や歴史的遺構等を阻害しないよう配慮し、公園全体の見通しを遮らないようにすること。 ○工作物等の形態意匠は、公園内の公園緑地景観を形成する樹木・植栽や歴史的遺構と調和し、また、憩いの場として落ち着きが感じられるものとすること。ただし、すでに定着しているイメージが認められるもの及び期間を限定して行われるものについては、その限りではない。	

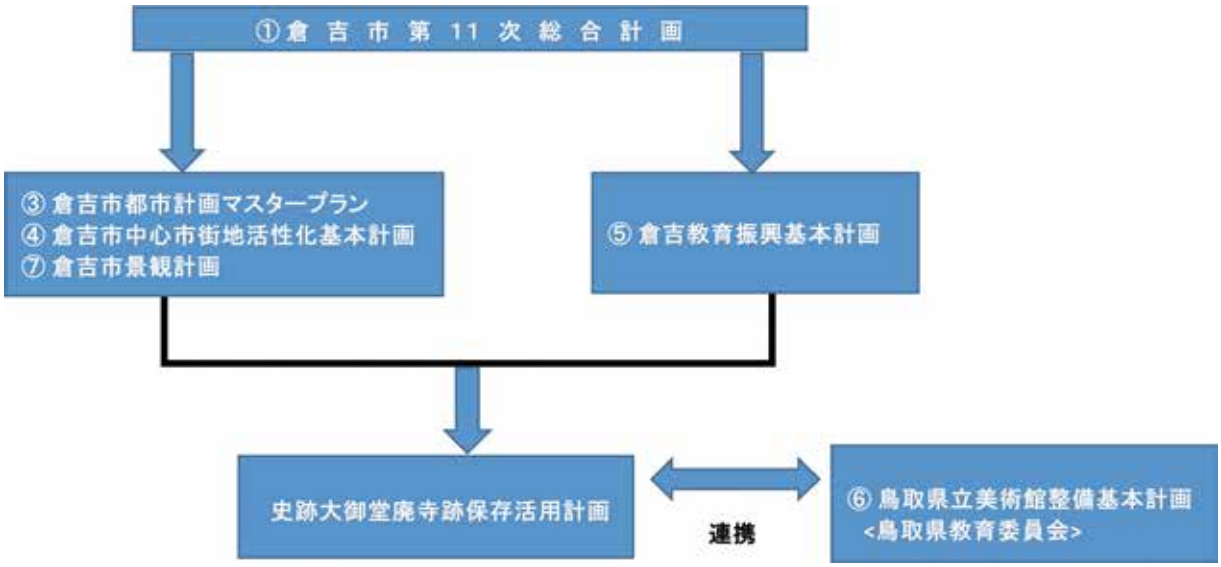

上位・関連計画相関図

第４節　策定委員会の設置と経過等

１　策定委員会の設置

本計画策定にあたっては、専門的な見地からの指導・助言を受けるため、平成30年８月に「史跡大御堂廃寺跡保存活用計画策定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置した。委員会では、倉吉市教育委員会が保存活用計画案を提示し検討を行い、随時、文化庁、鳥取県の指導・助言を仰ぎ、計画策定を行った。策定補助として、株式会社 アコードへ業者委託を行った。

委員会の体制は以下のとおりである。

	氏名	分野	所属
委員長	坂井　秀弥	考古学	奈良大学文学部文化財学科教授
副委員長	福井　伸一郎	教育	前倉吉市教育委員会教育長
委員	眞田　廣幸	考古学	倉吉市文化財保護審議会委員
	竹中　孝浩	教育	倉吉東高等学校主幹教諭
	田中　規靖	県立美術館	鳥取県教育委員会理事監兼博物館長
	中島　義晴	庭園史学	奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室長
	福井　真喜代	教育	倉吉市教育委員会教育委員
	松井　潔	考古学	鳥取県埋蔵文化財センター発掘事業室長
	米原　功	地域	上灘地区振興協議会会長

任期　平成30年８月１日から令和２年３月31日まで

指導助言	浅野啓介	平成30年９月まで 平成30年10月から	文化庁文化財部記念物課史跡部門文化財調査官 文化庁文化財第二課史跡部門文化財調査官
	中森　祥	平成30年度 令和元年度	鳥取県教育委員会文化財課文化財係係長 鳥取県地域づくり推進部文化財局文化財課（文化財担当）課長補佐
	水村　直人	平成30年度	鳥取県教育委員会文化財課文化財主事
	君嶋　俊行	令和元年度	鳥取県地域づくり推進部文化財局とっとり弥生の王国推進課（歴史遺産担当）係長

事務局	小椋　博幸		倉吉市教育委員会教育長
	山中　敏幸		倉吉市教育委員会事務局事務局長
	根鈴　智津子		倉吉市教育委員会事務局文化財課長
	山口　迅矢	平成30年度	倉吉市教育委員会事務局文化財課課長補佐兼文化財係長
	岡本　智則	平成30年度 令和元年度	倉吉市教育委員会事務局文化財課文化財係主幹 倉吉市教育委員会事務局文化財課文化財係係長
	加藤　誠司		倉吉市教育委員会事務局文化財課文化財係主任
	山増　諭美子	令和元年度	倉吉市教育委員会事務局文化財課文化財係主任

■史跡大御堂廃寺跡保存活用計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　史跡大御堂廃寺跡の保存及び活用に関する計画を策定するために必要な事項を検討するため、史跡大御堂廃寺跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、史跡大御堂廃寺跡の保存及び活用に関する計画を策定するために必要な事項を検討するものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員10人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

（１）学識経験のある者

（２）前号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

３　委員の任期は、委嘱の日から平成32年３月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に、委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選により選任する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、教育長が招集する。

３　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、倉吉市教育委員会事務局文化財課において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成30年６月１日から施行する。

2　策定委員会の経過

平成30年度から２年にわたり計６回の委員会を開催し、本計画について検討、協議した。審議経過の概要は以下のとおりである。

	開催日	内　容
第１回委員会	平成30年８月２日	史跡の概要、現状説明、業務委託内容検討、今後のスケジュール
第２回委員会	平成30年11月16日	業務委託内容確認 計画対象範囲の確認、利用者アンケート結果分析
第３回委員会	平成31年２月21日	素案の検討と修正（指定状況、価値と構成要素、現状と課題、大綱と基本方針）、来年度スケジュール
第４回委員会	令和元年５月31日	素案の検討と修正（保存・管理、活用、整備の方向性と方法）
第５回委員会	令和元年９月５日	素案の検討と修正（運営・体制の方向性と方法、施策の実施計画の策定・実施、経過観察）
第６回委員会	令和２年１月11日	策定内容の全体確認、策定計画書作成

3　その他の経過

倉吉市文化財保護審議会（平成30年７月、平成31年３月、令和元年10月）、倉吉市定例教育委員会（平成30年８月、11月、平成31年２月、３月、令和元年９月、10月、令和２年１月、２月）にて経過報告、史跡南側の土地所有者を対象に住民説明会（令和元年11月）を行なった。また、パブリックコメントを令和元年12月25日～令和２年１月31日に実施した。

意見（要旨）	回答
意見（１）概要版＞整備の課題 県立美術館と双方の魅力、価値が高まる包括的な活用計画、県立美術館運営を優先しアシストできる整備をするべきである。県内外からの集客を考えるのが県立美術館を誘致した倉吉市の責務である。	**回答（１）本文＞第７章・第８章記載** 本計画策定の契機のひとつとなった県立美術館との相乗効果を十分に発揮できる活用となるよう、一体感を意識した整備とし、ともに発展していくことが大切であると考えています。
意見（２）概要版＞運営・体制の課題 大御堂廃寺跡活用、美術館整備、倉吉未来中心との再接続整備と組織を超えた総合的な検討、連携が必要である。倉吉市内部の体制だけではなく、県立美術館、倉吉未来中心の設置管理者との体制を強化すべきである。	**回答（２）本文＞第９章記載** 市の内部体制だけではなく、市民・地元団体・歴史文化等関係団体、国・県と連携体制を整え、共通認識のもと活用を進めていきます。特に、県立美術館・倉吉パークスクエア内各施設との相乗効果を十分に発揮できるよう各設置管理者との連携体制を整え、強化します。
意見（３）概要版＞活用、整備の基本方針 現在の大御堂廃寺跡は、イベント開催、スポーツ関連の利用が主たるものとなっている。整備後はそれだけとならないよう、県立美術館に隣接する史跡としてふさわしい多目的ゾーンの利用となるようにすべきである。	**回答（３）本文＞第７章・第８章記載** 多目的ゾーンは、県立美術館と一体化した共有空間として感じられる整備とします。県立美術館と調整を図りながら、可能な範囲で多目的な利用の継続を検討します。

意見（４）概要版＞活用、整備の基本方針 「歴史的価値の体験」「つくり育てる持続的な整備」がどのようなものになるか不安である。	**意見（４）本文＞第７章・第８章記載** 体験学習として、瓦・サジ・獣頭グッズの手作り体験や、礎石移動、築地塀復元体験などを検討します。築地塀については、つくり育てていく持続的な整備の一例として、各団体が一段づつ積み上げて完成させていくものを考えています。
意見（５）素案＞第２章 史跡大御堂廃寺跡の概要 大御堂廃寺跡をしっかりと認識してもらえるようバス停の名称変更を働きかけてはどうか。	**回答（５）＞次年度以降検討** 様々な方法で大御堂廃寺跡の存在を市内外にアピールできる方法を検討します。
意見（６）素案＞第８章 整備の方向性と方法 大御堂廃寺跡といれ内への新たなガイダンス機能付加に賛成。さらに出土品もあると、リアリティが感じられてよいのではないか。	**回答（６）本文＞第８章記載** 大御堂廃寺跡といれ内の展示方法の工夫のほか、復元築地塀内に保管スペースをつくり現地で遺物に触れる機会を設けることを検討します。
意見（７）素案＞第７章 活用の方向性と方向 多目的な利用の場とする際は、ボール使用禁止などある一定の使用制限が必要ではないか。	**回答（７）＞次年度以降検討** 隣接地に県立美術館が開館し、史跡として新たな整備をする以上、何かしらの使用制限は必要になってくると考えます。
意見（８）素案＞全般（美術館との連携） 県内の小学生が県立美術館を訪れるタイミングを活かすことが、具体的な連携のひとつとなるのではないか。	**回答（８）本文＞第７章・第８章記載** 情報・資料提供、現地解説の充実など学校行事などに活用しやすい環境を整え、働きかけていきます。 小学生を含むあらゆる世代に向けた取り組みとして、県立美術館への来館者を大御堂廃寺跡へ誘導するため双方が連携した企画等の開催、回遊性の向上を図った動線や遺構復元・AR（MR）解説など史跡の価値を明確にした整備とします。
意見（８）素案＞第７章 活用の方向性と方法 大人も子どもも、郷土の歴史文化について市・県外へ紹介できるよう、市内小学校の学習カリキュラムに大御堂廃寺跡を組み込んではどうか。	**回答（８）本文＞第７章・第８章記載** 教育現場において学習に取り入れやすくするための整備と活用方法の提案など、様々な支援・環境づくりが必要であると考えます。
意見（９）素案＞第８章 整備の方向性と方法 遺構の復元がない史跡はアピール力に欠ける。拡張現実（AR）等を駆使して、遺跡の重要性を倉吉博物館、県立美術館とともに伝えていってはどうか。	**回答（９）本文＞第７章・８章・９章記載** 明確な遺構表示、分かりやすい史跡解説が無いため、その歴史的価値を伝えられるものとなっていません。遺構復元のほかに視覚的にイメージしやすいAR（MR）により史跡への理解を促し、史跡としての活用を促していきます。相乗効果を図るため、倉吉博物館、県立美術館などと連携した取り組みが必要であると考えます。

４　県立美術館と共に歩む中部地区の集い協議会の経過と内容

鳥取中部ふるさと広域連合が事務局の「県立美術館と共に歩む中部地区の集い協議会」の中に、「周辺環境部会」が組織され、連絡会議を行う。（パークスクエア会議）

検討課題　・歴史公園等の利用方法
・周辺等で時間が費やせる場所
・市民が気軽に立ち寄れるような憩いの施設
（子どもの芝広場、読書のできる癒やし空間、待ち合わせ、おしゃべりのできる広場）
・未来中心との導線
・彫刻プロムナードの移転
・魅力的で特徴的な建物周辺の植え込み

開催日時	内　容
平成29年12月26日	第１回県立美術館と共に歩む中部地区の集い協議会開催
平成30年３月27日	部会事務局の設置
平成30年６月８日 部会事務局連絡会議	協議会のあり方、５部会組織の説明　文化財課は「周辺環境」部会に所属 大御堂廃寺跡保存活用計画策定委員会を組織したことを報告
平成30年８月17日 部会事務局連絡会議	各部会の検討状況、総会日程
平成30年８月28日 協議会総会	県立美術館の整備について（県立博物館） 県立美術館に関わる地域課題の検討状況について（各部会報告）
平成31年３月６日 部会事務局連絡会議	各部会の検討状況、総会日程、31年度事業計画、応援団部会設置 大御堂廃寺跡保存活用計画策定状況の報告
平成31年３月29日 協議会総会	31年度事業計画 県立美術館の整備について（県立博物館） 県立美術館に関わる地域課題の検討状況について（各部会報告） 大御堂廃寺跡保存活用計画の大綱と基本方針（抜粋）を提示
令和元年８月23日 部会事務局連絡会議	各部会の検討状況、総会日程
令和元年９月30日 協議会総会	県立美術館整備運営について（県立博物館） 県立美術館に関わる地域課題の検討状況について（各部会報告） キャッチフレーズ「街と共に未来をつくる　美術がひらく希望の扉」に決定
令和２年２月13日 部会事務局連絡会議	第２回総会の開催について 各部会の検討状況、活動状況、次年度事業計画 協議会ロゴマークの決定方法について 大御堂廃寺跡保存活用計画の概要版を配布

５　計画の実施

本計画は、令和２年４月１日から実施する。

史跡外の発掘調査で遺構が検出された場合を除き、保存管理・整備・活用の進捗状況により、５～10年を目安として定期的に見直す。

第２章　史跡大御堂廃寺跡の概要

第１節　史跡指定に至る経緯

『伯耆民談記』（松岡市政　寛保２年（1742））の「大御堂」の項には「今は堂閣なし　駄経寺村の前なる田の中に少き台あり　是れ即ち大御堂なり」とあり、大御堂廃寺跡の所在について古くから知られていた。明治時代の公図には水田中に堂塔基壇と思われる東西２ヵ所の土盛り（隈）が残り、小字隈巡はこの土盛りの状況を示す。

大正９年（1920）山陰紡績株式会社が創設され、その後、大正紡績株式会社、福島紡績株式会社倉吉工場、敷島紡績株式会社、神鋼兵器工業株式会社と変遷した。戦後、そのまま放置されていたが、興和紡績株式会社を倉吉町（当時）が誘致し、昭和26年譲渡。敷地は５倍に拡張され、字隈巡にあった県立公共職業補導所を移転した。

昭和27年興和紡績工場敷地の造成時に、東側の土盛りの下で塔心礎が発見され、その際、心礎と四天柱礎１個が近くの市立上灘小学校（旧校地）へ移転された。東西２ヵ所の土盛りは金堂と塔の基壇であったと推定される。昭和44年工場増設工事中に木樋が取り上げられたが、工場内の発掘調査は工場閉鎖まで行うことはできなかった。

工場に南接する字五反田・字松ヶ坪の調査は、上灘土地区画整理事業に伴い昭和48～49年度に実施している。寺院の遺構を確認するには至らなかったが多量の瓦が出土し、山陰最古級の寺院であることが明らかとなった。昭和47～63年度と長期に及んだ上灘土地区画整理事業では、国道179号線・絵下谷川・都市計画道路・公園・市立上灘小学校（現在移転）・県立厚生病院・県立保育専門学院（現在廃止）などの公共施設が整備され、行政区画も再編新設された。興和紡績株式会社の工場用地の一部も上灘中央公園や道路に変わった。史跡北側にあるラグビー場は、昭和60年開催の国民体育大会のラグビー主会場とするため、市が昭和58・59年度に買収（駄経寺町２丁目３番ノ１、３番ノ６）して新設整備したものである。

昭和61年工場閉鎖となり、平成２年大手商業施設の進出計画が持ち上がる中で市民から、市による商業活性化のための施設を考えてほしいとの要望があり、平成５年倉吉市土地開発公社が跡地111,425㎡を取得した。同年８月には倉吉農業博覧会（フルーツコレクション）の会場となった。

平成６～７年度工場跡地の利用計画策定にあたって、大御堂廃寺跡とその関連遺跡の存在が問題となり、遺跡保存と開発との調整を図るため範囲確認調査を実施した。その結果、寺域西限を画す築地塀が検出され、それより西は、平成13年４月オープンの「倉吉パークスクエア」の建設地となり、21世紀の文化交流ゾーンとして平成10年３月に着工した。寺域推定区域内については、遺跡公園整備を目的に平成８年から平成12年まで５次にわたって国庫・県費補助金を受け継続的に確認調査を進め、大規模な整地を伴う寺域や堂塔を備えた伽藍配置、長大な導水施設などが検出され遺跡の重要性が明らかとなった。

検出した遺構は埋め戻して保存し、遺跡外北側はラグビー場として利用され、残る南側は伽藍中心部を除いて平成12年度は倉吉パークスクエア建設工事の資材置場となった。

遺跡保存の範囲については、平成12年大御堂廃寺跡第５次発掘調査の結果を踏まえ、倉吉市土地開発公社及び市関係機関と調整を図り、６月に指定範囲を確定し、７月に用地測量し、３番から３番ノ６（倉吉市）・３番ノ７（倉吉市土地開発公社）に分筆を行い、８月に指定の申請を行った。

第２節　指定の状況

１　指定告示及び指定理由

（１）名称　大御堂廃寺跡　　種別　史跡

（２）所在地及び地域　鳥取県倉吉市駄経寺町２丁目（指定時）３番ノ６、３番ノ７
（現在）３番ノ６、３番ノ７、３番ノ11

（３）指定理由　ア　基準　特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第２号）史跡の部三

イ　説明　７世紀頃の山陰地方を代表する初期の古代寺院跡。大規模に整地を行い、金堂・塔・講堂・僧房・回廊などの主要堂塔を配置した本格的な寺院である。「久米寺」銘の墨書土器の出土から、伯耆国の国府が所在する久米郡を代表する寺院とみられ、山陰地方に仏教が波及した初期の状況を具体的に示す。鬼瓦や軒瓦、銅製の獣頭・匙など注目される出土遺物も多く、学術的に貴重である。

（４）官報告示　平成13年１月29日　文部科学省告示第18号

○文部科学省告示第十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成十三年一月二十九日

文部科学大臣　町村　信孝

名称	所在地	地域
大御堂廃寺跡	鳥取県倉吉市駄経寺町二丁目	三番ノ六、三番ノ七

２　指定説明

鳥取県中部の倉吉市に所在した古代伯耆国府の東約５キロメートルに位置する古代寺院跡である。日本海に流れる天神川とその支流小鴨川の合流点付近にある小盆地内の自然堤防上、標高16mに立地する。地元では古くから基壇の高まりが知られており、昭和27年に工場の敷地が造成された際に塔心礎と礎石が出土し、近在の小学校に運ばれて現存している。この寺院跡は出土古瓦の特徴からみて７世紀にさかのぼり、山陰地方でも古い初期寺院とされていた。平成６年以降、倉吉市教育委員会が工場の閉鎖に伴ってその敷地内の確認調査を行った結果、伽藍配置や寺域などの概要が把握された。

伽藍の南辺部は道路にかかり全容は確認できないが、東に塔、西に金堂、北に講堂を配し、回廊が塔と金堂を囲んで講堂に取り付く。金堂は南北棟で東面し、塔に向き合う配置となる。各堂塔の基壇は地覆石や縁石が残り、掘込地業が確認できその規模が推定できる。金堂の基壇は東西12.3m、南北18.4mで、乱石積みが確認される。塔の基壇は方9.6mで、中央に大きな心礎の抜き取り穴がある。講堂の基壇は東西32m、南北16mである。回廊は西側がよく残り、基壇は幅6.9mで、残っている礎石から桁行3.6m、梁間3.3mの単廊に復元される。講堂の北側には僧房が配置される。基壇は

東西49m、南北11.8mで、その東西に３房からなる建物２棟が並置される。寺域は南辺が不明であるが、東西約135m、南北165m以上の規模で、東西は築地、北は明瞭な段が区画施設となる。講堂の北側は盛土による大規模な整地を行っている。西側の築地内側には、一辺約１mの方形の井戸枠状の木枠を据えた深さ約1.2mの遺構がある。この遺構の性格は不分明であるが、木枠の底部には木樋が取り付けられており、これより西方96mにわたって木樋が埋設されていた。

出土遺物には、多量の瓦類のほか土器・木製品・金属製品が豊富にある。瓦は鬼瓦２種のほか軒丸瓦15型式18種類、軒平瓦５型式があり、７世紀中ごろから８世紀後半にわたるものと考えられる。最も多いのは７世紀後半から８世紀前半のもので、このころ伽藍が整備されたものと推定される。ほかに塼仏や石造菩薩立像、銅製の匙・獣頭、仏具の鋳型など仏教関係の注目される遺物も多い。文字資料には郡名と同じ「久米寺」の墨書土器、これを略したとみられる「久寺」の墨書土器・施印土器がある。

この寺院跡は文字資料や伽藍の規模や構成からみて、久米郡の郡司層が関係した、久米郡を代表する有力寺院と考えられる。近くに７世紀では東伯耆屈指の規模の横穴式石室を内蔵した史跡三明寺古墳があり、在地の有力豪族の存在が知られることや、古代山陰道の推定路線が寺域の南に想定されることもそれを裏づける。山陰地方を代表する古代寺院として貴重であり、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。（『月刊文化財』№447　平成12年12月を改変）

第３節　指定地の状況

平成13年１月29日国史跡に指定されたのち、中心部分の芝張りを行い、平成20年度に都市（歴史）公園となった。翌年度、史跡に隣接して公衆トイレ及び駐車場が整備され、市民を中心に利用されている。

１　土地等の所有関係

全域が公有化され、倉吉市所有となっている。

２　管理団体の指定

文化財保護法第113条第１項の規定による指定を受けた管理団体は存在しない。

３　公有化の経緯

分筆　平成12年度　史跡指定の準備のため、市営ラグビー場の史跡予定地を分筆（３番ノ６）

史跡指定　平成12年度

公有化年度　平成13年度・平成14年度（先行取得）

公有化面積　27,554.42㎡

方法　史跡等購入費　国庫・県補助（国４／５　県残り１／３　市２／３）

償還　２年据え置きの８年間半年賦元金均等償還　平成24年度まで

平成13年度公有化　17,057.00㎡　３番ノ７　史跡内南側　702,014,949円

平成14年度公有化　10,497.42㎡　３番ノ11（３番ノ７より分筆）史跡内北側

432,042,314円　計1,134,057,263円

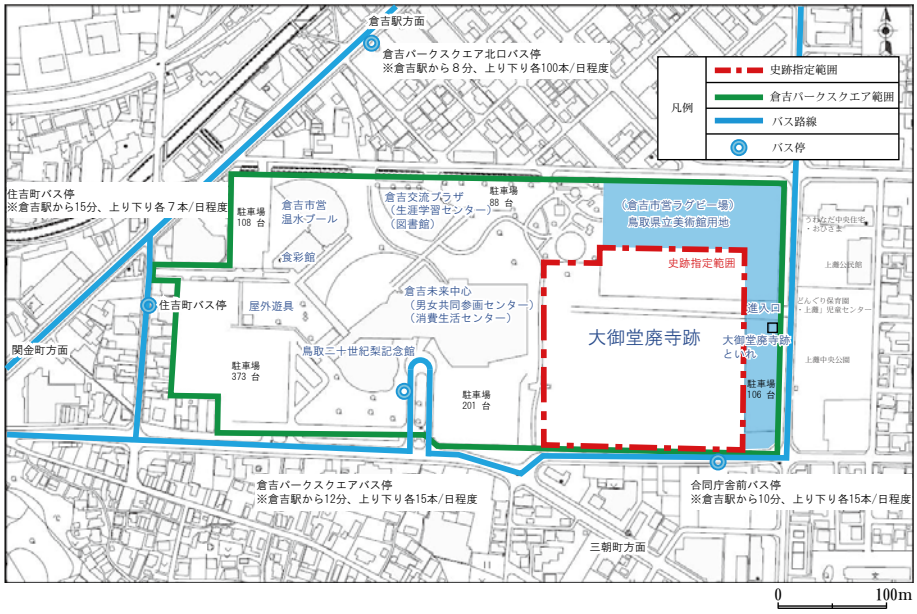

倉吉パークスクエア位置図

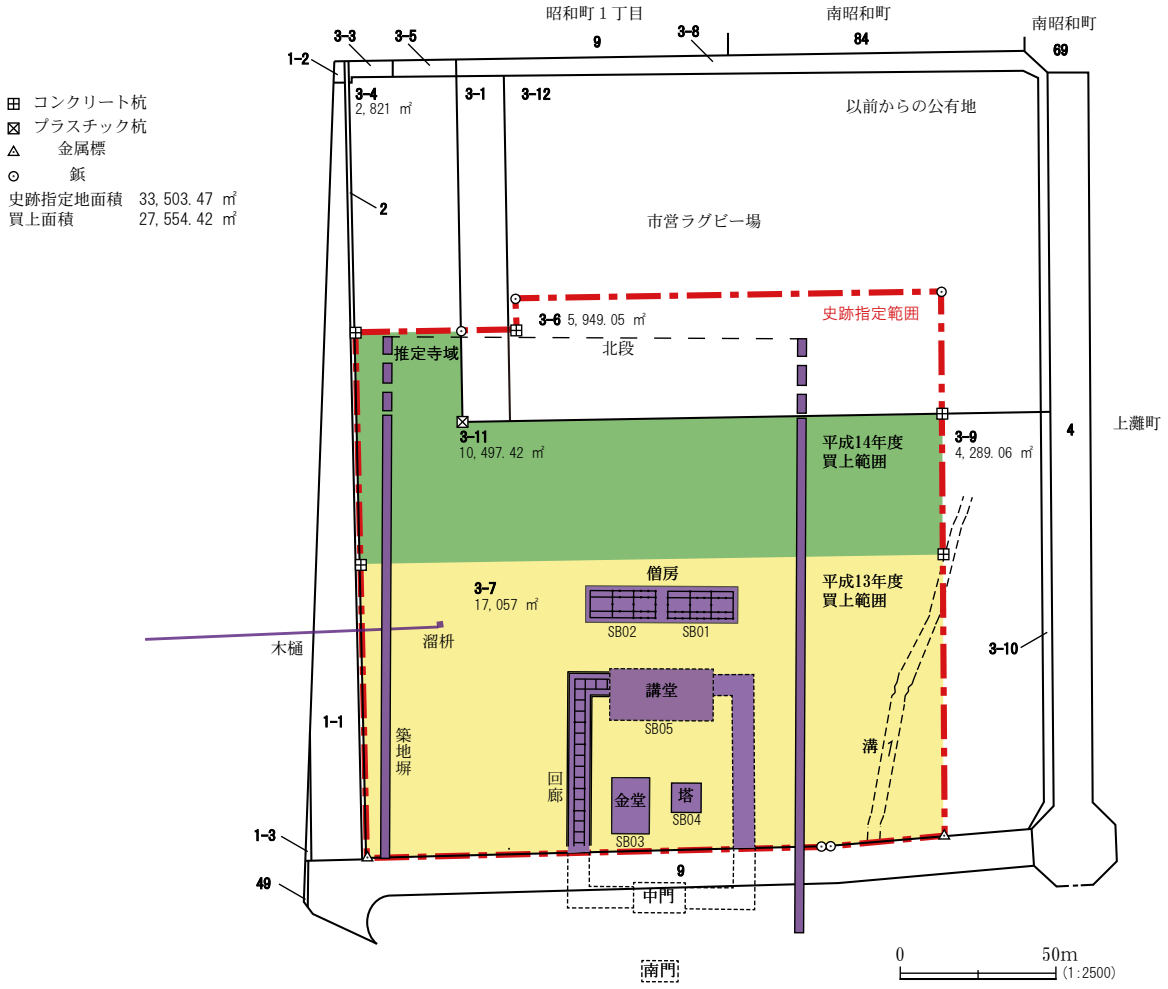

史跡指定地公図

第４節　史跡を取り巻く環境

１　倉吉市の市勢

倉吉市は鳥取県のほぼ中央の内陸部に位置し、北は東伯郡北栄町と湯梨浜町、東は三朝町、西は琴浦町と日野郡江府町、南は岡山県真庭市にそれぞれ接している。昭和28年に倉吉町、上井町ほか８ヵ村が合併して倉吉市が新設され、平成17年には東伯郡関金町と合併して新倉吉市が誕生した。

鳥取県は、古くから歴史、風土、文化などを共有する広域的な３つの圏域（東部・中部・西部）に区分される。古代の行政区画では東部の「因幡国」と中・西部の「伯耆国」に分かれていた。東伯耆にあたる倉吉市には伯耆国の国府（倉吉市国府）が置かれ、政治の拠点として栄えた歴史があり、現在でも県中部圏域における行政・経済・文化活動の中心都市となっている。市域の総面積は272.06㎢、人口は46,620人（令和２年２月末）であり、県内３番目の規模の都市である。

中国山地を源とする、県下三大河川の一つである天神川が市北東部を南北に、中国地方最高峰の大山（だいせん）（標高1,729m）の東山麓を源とする小鴨川が市南西部から北東部にかけて流下している。これらの河川に沿うように市街地が帯状に連なっており、河川が形成した谷筋には村々が点在している。

市内の主要な幹線道路として、米子自動車道（湯原IC）に接続する国道313号、中国自動車道（院庄IC）に接続する国道179号がある。また、鳥取県沿岸部には山陰自動車道が東西に貫通し、これに繋がる自動車専用道路（地域高規格道路）の北条湯原道路の整備が進められている。北条湯原道路は、米子自動車道から倉吉市を通過し、山陰自動車道へ繋がる重要な道路であり、このうち現在開通しているのは北条倉吉道路と倉吉道路（一部）である。

２　自然的環境

ア　気候　倉吉の気候は、山陰型気候区に属し、全体的に雨も積雪量も少なく、四季を通じて過ごしやすい温暖な気候となっている。

年平均気温（平年値（統計期間は1981～2010年）以下同じ。）は14.6℃であり、月平均気温（平年値）の最高は８月の26.0℃、最低は１月の4.2℃で、その差は21.8℃である。毎年１月又は２月に最低気温が氷点下となる日が多い。年平均降水量（平年値）は1,746.2㎜であり、月平均降水量（平年値）は梅雨期の７月が204.6㎜、台風期の９月が217.9㎜と多くなる。大山山麓に連なる市南西部の小鴨川流域は、他地域に比べて降水量が多い地域である。年平均風速（平年値）は3.4m/sであり、12月から２月までの時期は、月平均風速（平年値）が4.0m/sを超えている。特に、春季には、フェーン現象により異常に乾燥する。月ごとの最深積雪（平年値）は、２月の20㎝が最も多い。積雪は12月から３月までの時期で、冬は曇り空が多い。

イ　地形・地質　天神川（竹田川）が南北方向に流下し、小鴨川及び国府川が天神川に合流している。市の地勢は、沖積低地（平野）と、山地及び山地の縁辺に形成された台地とに大別される。

〈沖積低地〉　沖積低地は、天神川流域部と左岸上流部の小鴨川及び国府川流域部に広がる。これらの地域は、地勢及び地質の相違があり、小鴨川流域は、大山東麓を源とする火山性地域が大

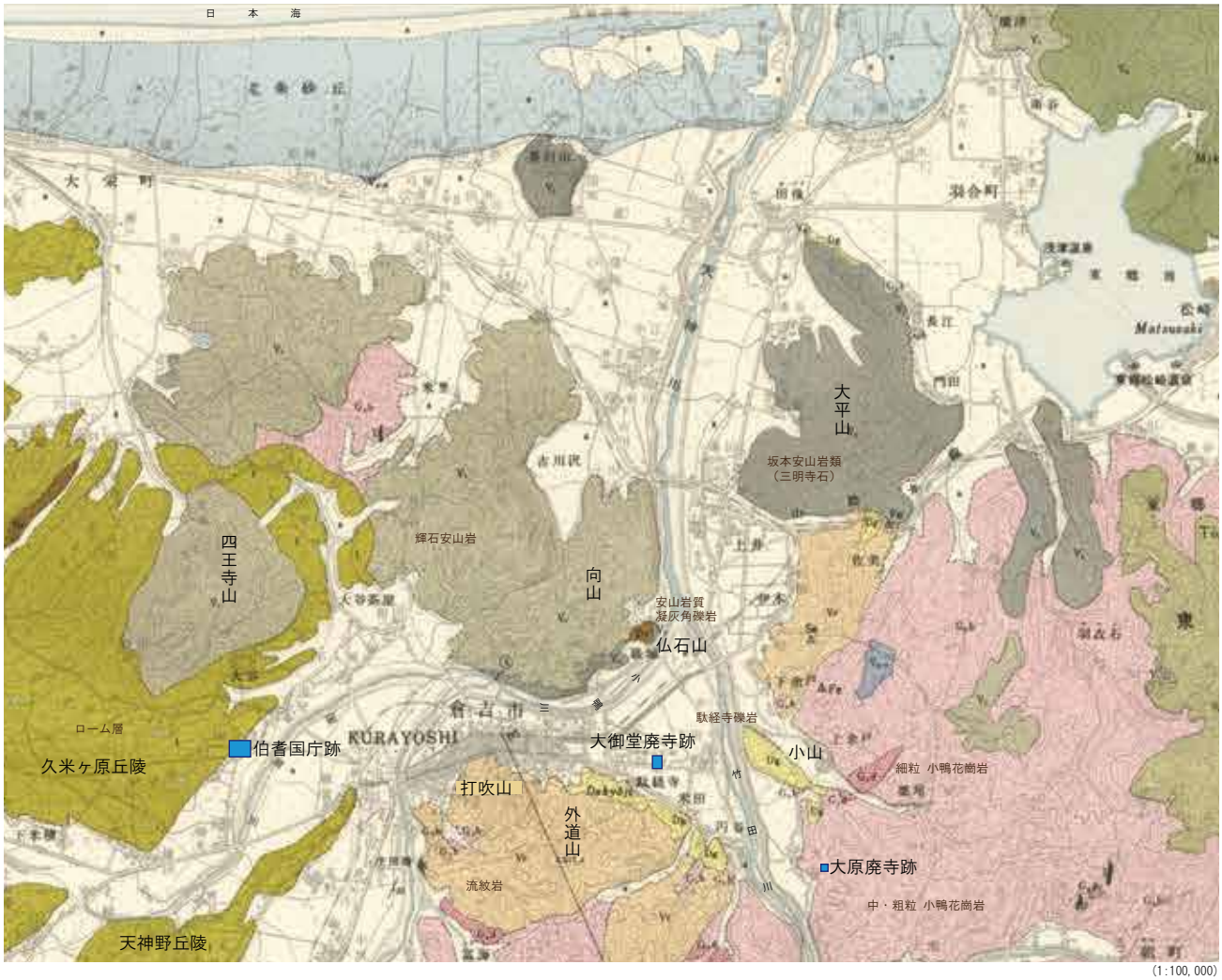

地質図（工業技術院地質調査所発行「倉吉」1961を改変）

部分で、その流域に広がる低地は扇状地性のものである。一方、天神川流域は対照的に非火山性の地域であり、背後の準平原地域を急勾配で流下し、流域における低地の割合は低くなっている。また、天神川下流域は、北条砂丘等によって閉塞された後の内側に残った潟湖に由来している。

〈台地〉　山地を形成している竹田川両岸から小鴨川までは花崗岩（かこうがん）山地であり、小鴨川以西の国府川流域は、大山火山の噴出物が堆積した、いわゆる大山火山岩屑台地である。大山倉吉軽石（DKP）は後期更新世（５万９千年前～５万５千年前）に噴出し、偏西風にのって東方へ運ばれ、新潟県から福島県まで分布している。市内秋喜辺りでは４mの堆積があり、多孔質で保水力がよい。大山火山岩屑台地の末端部の打吹山・外道山のような火山噴出による酸性の流紋岩山地や、向山・四王寺山の輝石安山岩、田内城跡の通称「岩阿弥陀」といわれる凝灰角礫岩（ぎょうかいかくれきがん）、高城山の花崗岩山地が孤島のようにある。

この地方の花崗岩は、古第三紀初期の活動で形成されたものと考えられ、ほとんど風化していて建築用石材には適さないが、品質のよい鉄分が含まれ、精錬によって日本刀の原料になる高品質の玉鋼が得られる。花崗岩や閃緑岩（真沙砂鉄鉱床）の風化した部分を人工的に削り、水と一緒に流して比重の差を利用し砂鉄を採集する「かんな流し」が竹田川上流や小鴨川上流で行われた。中国地方では砂鉄を原料にした製錬遺跡が多く見つかり、島根県では、古墳時代後期の遺跡がある。

小鴨川と国府川の合流地付近から田内城跡付近に産出する石を三明寺石といい、向山南端の通称「堂庵寺」は石切場で昭和20年代まで採石されていた。第三紀鮮新世の橄欖石粗面安山岩で、色はやや赤みを帯びているのが特徴である。田内城は自然の岩山を生かした城跡で、三明寺石は大御堂廃寺跡塔心礎のほか、大原廃寺塔心礎（国指定史跡）、不入岡の石仏（県指定保護文化財）、土蔵基壇石や玉川の一枚岩の石橋等に利用されている（佐治孝弐「打吹山とその周辺」『鳥取の自然をたずねて　日曜の地学』 赤木三郎編著　築地書館　1997）。玉川沿いの白壁土蔵群と石橋は、倉吉の町並みを代表する景観となっている。

小鴨川水系の河原の礫は、ほとんど大山火山系安山岩の角閃石安山岩で構成され、形は円礫～楕円礫が多い。竹田川水系は、花崗岩質の砂礫が主体である。

打吹山の東に連なる外道山の南斜面一帯の水を受け絵下谷川が南から北へ流れる。平時は水量の少ない小川であるが、豪雨になると激流となって氾濫し、土砂の浸食・堆積が繰り返された。昭和57年上灘土地区画整理事業に伴う絵下谷川排水改良工事により改善されている。

〈大御堂廃寺跡の地形・地質・地名〉　大御堂廃寺跡は倉吉市の南東、地区名では上灘地区に在り、小鴨川と竹田川（天神川）が氾濫を繰り返しながら開析した沖積地（倉吉盆地）の、両河川の合流点近くに位置する。「上灘」という地名は、このあたりが陸地に遠く波のあらい海、「灘」だったことから付けられたとの伝承があり、江戸期の旧灘郷に因む。

大御堂廃寺跡は、外道山の扇状地末端部にあたる。大原と上余戸の間にある高さ80m余りの孤立山地（小山）が竹田川の流れを西方へ変える壁となり、その流れの及ばない南側に大御堂廃寺跡は立地する。寺院地を画する北側の段は河川流路であり、小字に上河原・どんど川がある。「どんど」は、水の落ちるところを意味する方言である（『倉吉町誌』）。

発掘調査では、塔下層に小鴨川水系の河原礫の堆積を確認している。塔・金堂の辺りは暗茶褐色土の堆積する微高地で、それより北の講堂以北は、寺院地として旧河道を整地土により埋め立てて造成したものである。

字大御堂の西に字上湯原・字下湯原と温泉に関係のあるような地名があり（P20図）、他地域よりも雪が早く溶けるとの伝承があった。倉吉市内の温泉の調査対象地４ヵ所の一つ、下田中地区で、昭和35～36年度にボーリング調査が行われたが、基盤は中生代火山岩類の流紋岩で温泉の可能性は低いとの結果となった。従って、湯原の地名は、打吹山と外道山からの伏流水による地下水位の高いことを示していると考えられる。良好な水質から集水埋渠した大御堂廃寺跡の木樋と溜枡の設置が頷ける。

『伯耆民談記』「大御堂」の項には、「此地の前に堂道川という小川があり、此下に伽藍橋というところがある。寺が隆盛であったころ門前にあった大橋の跡と伝わる」、とある。大御堂廃寺跡の北西部にどんど川、その西の小鴨川岸に近いところに加藍橋の小字が残る。竹田川の分岐点である字中開沢から字西堀・東堀を通り、どんど川・上河原・ドンド川、加藍橋と水に関わる地名が連なり、これを三明寺古墳方向へ流れた河川氾濫の痕跡と理解される。18世紀中頃の古記録とはいえ、小字図でも確かめることができ、大御堂廃寺跡の寺院地を推定する資料となりうるものである。

〈大御堂廃寺跡からの打吹山の眺望〉　大御堂廃寺跡の南西に在る打吹山は標高204mで倉吉のシンボルとなっている。大御堂廃寺跡から見る打吹山の山容は秀麗な円錐形である。因・伯守護山名師義（やまなもろよし）が築城した打吹城があったことから城山と呼ばれており、天女伝説が伝わる。その東の山は外道（華到）山で、標高217.8m。

大御堂廃寺跡から望む打吹山（中央）

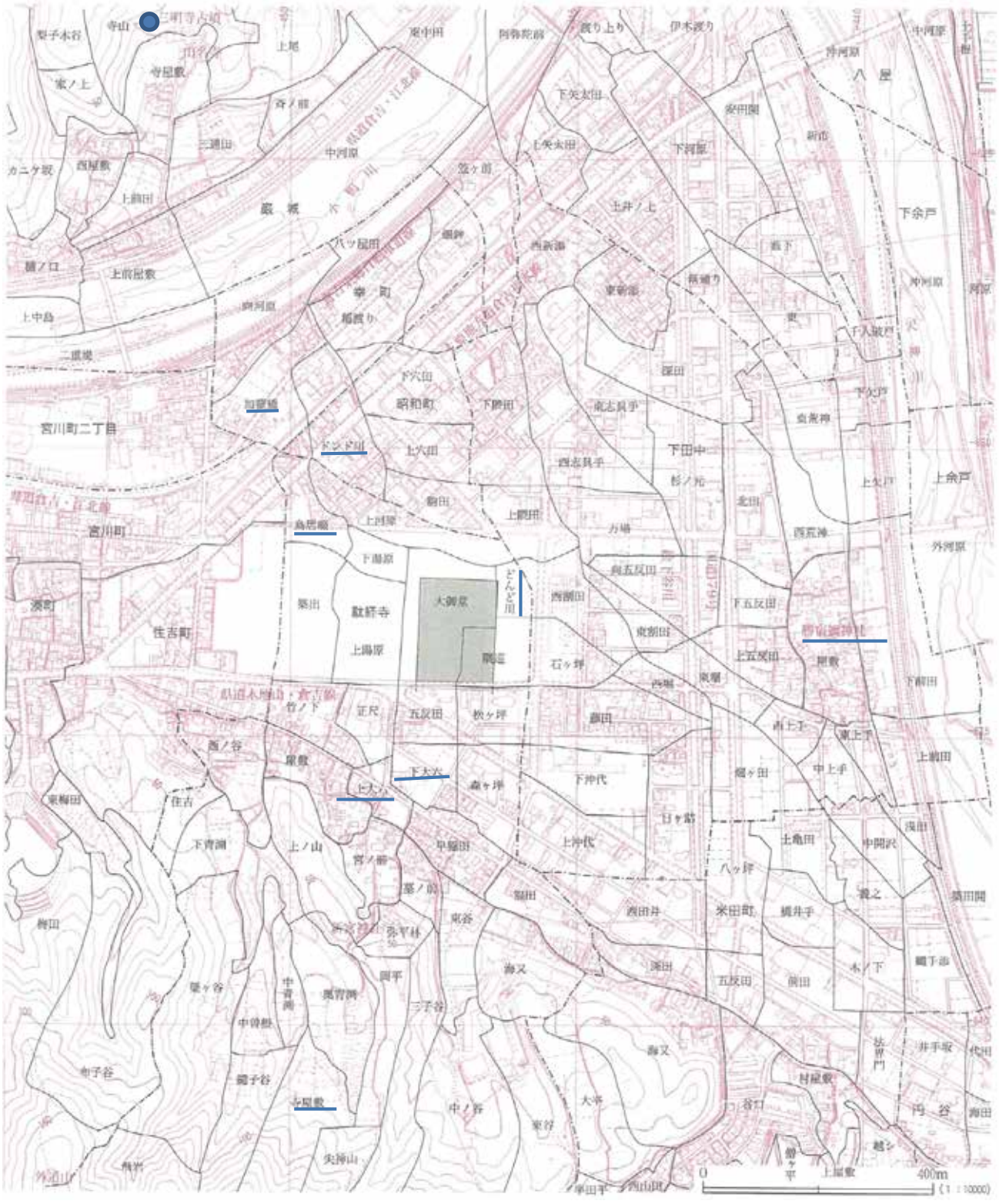

大御堂廃寺跡周辺字図（『史跡　大御堂廃寺跡発掘調査報告書』2001）

ウ　植生

〈自然植生〉　倉吉市のほとんどは照葉樹林帯である。打吹山の森林が最も典型的な特徴を有する照葉樹林で、ほかに波波伎神社社叢（国指定天然記念物）や伯耆国府の森（市保存林）などの社寺林、岩倉川沿いや四王寺山北斜面などの急斜面などにも、小面積ではあるが、それらの自然植生が見られる。

〈竹田川と植生〉　竹田川と小鴨川の合流点である円谷・下田中付近は、現在は見られないが、竹藪により谷風を防ぎ水田を守っていた。円谷の竹田川左岸に小字藪下がある。田内付近も土手が改修される以前は大きな竹藪があったという。字藪下の対岸の大原の小字は橋床（はしとこ）で、橋の架かっていたことを示す地名として興味深い。

〈大御堂廃寺跡溜枡と木樋の動植物遺体〉　大御堂廃寺跡の発掘調査では、動植物遺体を多数検出しており、当時の環境を推測することができる。僧房の西46mに位置する溜枡と、それに取り付く木樋から、土壌試料をサンプルとして取り上げている。上水道施設として設置された溜枡には、廃絶時に土器や木製品と共に種実や木材が投棄されていた。廃絶年代は出土土器から８世紀前半と推定される。溜枡と木樋の土壌試料は珪藻分析・花粉分析・寄生虫分析を行い、溜枡から検出された木材・種実・昆虫・貝類等はそれらの同定を行った。

復元される当時の環境は、溜枡周辺は基本的に草地である。人里近くの日当たりのいい林縁部や川岸に生育する中・低木類や、人為的に開かれた場所などに先駆的に侵入してくる種類が多く見つかっている。以下、検出された種類を列記する。

木　　材：サクラ属、サカキ、タラノキ、ユズリハ属、ヒサカキ、ヤマグワ、ウツギ属、ヤナギ属など
小型種実：クマシデ、ケヤキ、アケビ属、キイチゴ属、サンショウ、カラスザンショウ属、アカメガシワ、ウルシ属、ハゼノキ、ブドウ属、ノブドウ、クマノミズキ、クサギなど
花粉化石：ツタ属、グミ属、カエデ属、トチノキ属、モチノキ属、ニレ属－ケヤキ属、スギ属
草本種実：カヤツリグサ科、ギシギシ属、アカザ科－ヒユ科、カタバミ属、チドメグサ属
草本花粉：イネ科、カヤツリグサ科、アカザ科－ヒユ科、オオバコ属、ヨモギ属

溜枡に廃棄されていた樹皮が付いた小枝の中でも、クリ、サクラ属、ヤマグワ、フジ属、カキノキ属は、自生もするが鑑賞や果実利用を目的として、寺院内に植栽されていた可能性が高い。検出された食料となりうるものには、アカガシ亜属、スダジイ、クリ、ムクノキ、ヤマグワ、アケビ属、モモ、スモモ、サクラ属、キイチゴ属、サンショウ、ナツメ、ブドウ属、カキノキ、アサ、イネ、アワ－ヒエ、メロン類、ヒョウタン類がみられた。それらの中には、周辺の田畑で栽培されていたり、庭木として寺院内に植栽されていたものがあると考えられる。

検出された貝類には、タニシ類、ドブガイ、イシガイ、マツカサガイがあり、いずれも淡水に棲む種類であった。周辺の河川等から採取され、食用後廃棄されたものであると考えられる。

（倉吉市教育委員会『史跡大御堂廃寺跡発掘調査報告書』2001　P91-101）

３　歴史的環境

〈旧石器時代〉　市内では、遺構を伴う遺跡は確認されていないが、隠岐島産黒曜石製やサヌカイト製の石器が大山火山性丘陵から出土している。中尾遺跡の国府型ナイフ形石器、上神51号墳の船底形細石刃石核がある。

〈縄文時代〉　縄文時代草創期（１万1500年以前）には槍先機能の石器が登場し、市内では長谷遺跡で出土している。住居跡は大山山麓を中心に発見され、取木遺跡は西日本でも発見例の少ない早期（１万1500年～7000年前）前葉のものである。津田峰遺跡は後期（4400年～3200年前）中葉のもので、石囲炉を有している。市内では未だ集落と呼べる遺跡は無い。落し穴猟は、縄文時代全期間に利用され､中国地方で発見された落し穴の約８割は大山山麓の丘陵上に集中している。多数確認された例には、中尾遺跡159基、長谷遺跡57基がある。

埋葬施設としては松ケ坪遺跡の配石墓と晩期中葉の深鉢を転用した甕棺墓１基が発見されている。松ヶ坪遺跡は大御堂廃寺跡の中心伽藍域にあり、甕棺墓の南側に瓦溜りがある。金堂の下層の掘込地業では、縄文土器を多量に含んだ土が積まれ、墓域だけでなく近くに居住域の存在が推定される。

〈弥生時代〉　弥生時代から古墳時代の遺跡のほとんどは、大山が形成した火山性の久米ケ原丘陵や天神野丘陵、市街地の北側にある四王寺山や蜘ヶ家山、向山、大平山などの丘陵性山地に分布し、それらは集落や墳墓あるいは古墳群として検出されている。低地部の沖積地は調査が及んでいない。

イキス遺跡では前期中葉～後葉の土壙墓・木棺墓が確認された。同時期の大規模な集団墓地は、向山古墳群宮ノ峰支群の古墳墳丘下で、160基以上の土壙墓・木棺墓がある。

中・後期の集落は、住居と貯蔵穴と掘立柱建物で構成される居住単位があり、共同利用のうかがえる大型住居や貯蔵穴群、掘立柱建物群を有する。遺物としては、吉備系土器や分銅形土製品、スタンプ文土器などがあり、中国山地を越えて山陽方面との交流が窺われる。また、一般的な集落でも鉄器を保有しているのは県下の特徴である。中尾遺跡は、前期後葉の大型の平地住居、中期後葉の吉備地方に分布する大型長方形竪穴建物が特徴的である。また、後中尾遺跡は県内で類例の少ない環濠集落である。青銅器としては、向山北端の小田１号銅鐸（外縁付鈕２式）、２号銅鐸（扁平鈕式）（県指定保護文化財）があり、県内唯一の複数埋納例である。

後期の集落は丘陵上に数多く分布し、集落の規模が拡大する傾向があるが、隔絶した集落は明らかではない。墳墓は、集団墓から隔絶されたものがあり、四王寺山裾部に後期前葉の四隅突出型墳丘墓をもつ柴栗墳墓群、後期後葉の吉備系大型壺の出土した方形台状墓の後口谷墳丘墓群、後期末の手焙形土器の出土した三度舞墳丘墓（市指定史跡）と多様である。国府川右岸の低丘陵には、四隅突出型墳丘墓３基が並ぶ後期の阿弥大寺墳丘墓群（国指定史跡、出土品は県指定保護文化財）がある。弥生時代終わりから古墳時代初めにかけての集団墓から一墳一葬へ変遷する二タ子塚遺跡と中峰古墳群がある。

〈古墳時代〉　古墳の分布状況は当時の経済基盤をうかがい知る資料となる。鳥取県下における古墳の密集度は高く、特に県中西部（伯耆）では前方後円墳が約160基確認され、因幡地方や出

遺　跡　地　図
0
1km
福庭古墳
坂根平遺跡
大平山古墳群
福庭遺跡
大平古墳群
山根遺跡
奥小山古墳群
奥小山8号墳
大原廃寺
畑ヶ田遺跡
海又1号墳
僧ヶ平遺跡
東山田1号墳
弥平林古墳
松ヶ坪遺跡
大御堂廃寺跡
仏石山
樋口支群
小田銅鐸出土地
宮ノ峰支群
向山古墳群
三明寺古墳
向山6号墳
長谷遺跡
向山309号墳
夏谷遺跡
中峰古墳群
中峰1号墳
西前遺跡
屋喜山9号墳
屋喜山古墳群
茅林遺跡
東前遺跡
沢ノ入り遺跡
不入岡遺跡
国分寺古墳
小林古墳群
三度舞墳丘墓
柴栗墳丘墓
猫山遺跡
猫山1号墳
上神大将塚古墳
大谷大将塚古墳
中尾遺跡
郷塚遺跡
宮ノ下遺跡
古神宮地区
法華寺畑遺跡
伯耆国分寺跡
河原毛田遺跡
国分寺北遺跡
伯耆国庁跡
四王寺跡
上神古墳群
曲古墳群
上神44号墳
上神45号墳
上神48号墳
上神51号墳
上神119号墳
西山遺跡
谷畑遺跡
桜木遺跡
クズマ遺跡
イカミ松遺跡
土下古墳群
下張坪遺跡
イキス遺跡
取木遺跡
一反半田遺跡
コザンコウ遺跡
西長谷遺跡
遠藤谷峯遺跡
白市遺跡
大谷後口谷墳丘墓群
向野遺跡
中峯遺跡
福田寺遺跡
矢戸遺跡
大沢前遺跡
上野遺跡
高鼻2号墳
中曽根遺跡
山際2号墳

倉吉市遺跡分布地図による倉吉市の古墳数

倉吉市（2,889）												単位：基
上北条	上井	西郷	**上灘**	成徳	明倫	**社**	灘手	北谷	**高城**	小鴨	上小鴨	関金町
298	183	129	**362**	18	49	**765**	217	162	**359**	179	94	74

雲地方の約２倍である。倉吉市内では前期から終末期まで連綿と古墳が築造されていた。「倉吉市遺跡分布地図」（鳥取県埋蔵文化財センター作成）によると、県中部の古墳数は5,165基で、そのうち倉吉市内には2,889基（56％）あり、内訳は表のとおりである。前期古墳である伯耆国分寺古墳（市指定史跡、出土品は国指定重要文化財）のある社地区が最も多く、次いで大御堂廃寺跡のある上灘地区と国府川上流の高城地区に多い。

上灘地区の古墳の分布をみると、大御堂廃寺跡の南にある外道山（標高217.8m）は山裾部、打吹山（標高204m）は南西部に分布している。市街地対岸北側の向山は全域が古墳群で、600基以上ある。向山の北の土下山には270基以上、天神川右岸の大平山には100基以上の古墳群が形成されている。なかでも向山の古墳数は密度も高く卓越している。

首長墓としては、４世紀第２四半期に国府川左岸の微高地に伯耆国分寺古墳（前方後方墳・全長約60m）、続いて四王寺山東麓に上神大将塚古墳（円墳・直径約25m）や大谷大将塚古墳（前方後円墳・全長約50m）が築造される。伯耆国分寺古墳では舶載鏡３面をはじめ多種かつ複数の農工具が副葬されていた。山陰地域に類例は無く、近畿地方と比較しても見劣りしない。向山の北端の高所に立地する宮ノ峰21号墳（円墳・直径約30m）は日本海が眺望できる位置に立地し、定型化した竪穴式石槨をもつ。盗掘により副葬品は遺存していなかったが４世紀前半と推定される。土下古墳群の代表的古墳に北条大将塚古墳がある。直径52m・高さ12mを測る県下最大の円墳で、墳頂には箱式石棺の一部が残る。築造時期は４世紀後半から５世紀前半と推定される。

後期には、小鴨川右岸の大宮古墳（円墳･直径30m）にこの地方で最も早く横穴式石室が導入された。竪穴系横口式石室の系統の石室は、中尾１号墳（円墳・周溝含めて直径34m）や向山の養水１号墳がある。東伯耆には北部九州的な要素をもつ石室が分布し、向山の最高所から北へやや下った所にある向山６号墳（前方後円墳・全長40m）では玄室内を３室に区画し、向山南側中腹にある三明寺古墳（円墳・直径18m：国指定史跡）では石屋形を備えた山陰最大級の横穴式石室をもつ。いずれも熊本県菊池川流域に見られる石室形態である。三明寺古墳の被葬者の権力を継承して創建されたと考えられるのが大御堂廃寺跡である。続いて７世紀前半、古墳時代終末期に切石造りの精巧な石室をもつ福庭古墳（円墳ないし多角墳・直径35m：県指定史跡）が築造される。石室奥壁に赤色顔料で鋸歯文が描かれた県内では珍しい古墳である。

横穴式石室に伴う葬送儀礼用の特別な供献土器に装飾須恵器がある。志津の野口１号墳出土品と、三江の上野遺跡出土品は国指定重要文化財に指定されている。

特筆すべき住居として不入岡遺跡の竪穴住居がある。造り付け竈をもつ５世紀中頃の方形住居で、朝鮮半島の床暖房施設として知られるオンドルの影響を受けたものと考えられ、県内唯一の調査例である。焼失住居であったため、在地系土器と併せて筒形土器など渡来系土器が出土（県

指定保護文化財）している。夏谷遺跡では、古墳時代の集落の高所に、５世紀後半の幅50～100㎝の溝が12m四方に廻る大壁住居が見つかっている。大壁住居もまた、渡来系の住居であり、渡来人が居住していたと考えられる。畿内を中心に分布する渡来系の遺構が山陰地方で早い時期に、社地区に存在していることが注目される。

祭祀遺跡は、谷畑遺跡（出土品は国指定重要文化財）をはじめ、クズマ遺跡・イガミ松遺跡・上神宮ノ前遺跡など社地区上神に集中している。いずれも人間や動物をかたどった小型の土製祭祀具が見つかっており、上神地区は土製祭祀遺物が集中する全国でも特異な地域である。木製祭祀具を中心とした律令祭祀が整備される以前の６世紀後半から７世紀にかけての土製形代祭祀具の様相を知るうえで重要である。

〈大御堂廃寺跡と古墳〉　倉吉市街地の北側にある向山に所在する向山古墳群は約600基の古墳があると推定される。東伯耆で強力な勢力をもち、中央政府と密接な関係をもっていた豪族の存在を示し、寺院造営以前の大規模な古墳群である。主な古墳を挙げる。

・**三明寺大将塚古墳**　向山の最高所、標高145mにある直径31mの円墳である。

・**向山６号墳**　巌城字大平、字首切谷の巌城と小田の境界の標高113mの尾根上に立地する。全長40m高さ３mの前方後円墳で、後円部に横穴式石室が南へ開口している。石室全長6.6m、玄室は正方形プランで、切石をもたない両袖式の石室である。奥壁は一枚の巨岩で、その低い部分と石囲いの内外面に丹塗り痕がある。玄室内には敷居状の石があり中央は通路とし、奥壁と両側壁に沿って棺床が組まれる。この仕切石は肥後タイプの典型例である。

　昭和47年玄室内を清掃した際、金銅製刀子・ガラス玉・鉄鏃・鉄片・須恵器の小片の他、直径約４㎝の緑色のガラス小瓶が出土した。このガラスは成分分析により６世紀末頃の朝鮮半島産の鉛ガラスであることが分かった。ガラス瓶は、香水あるいは舎利容器として使われた貴重品で、古墳で見つかることは珍しい。立地や石室構築技術から三明寺古墳に先行する。

・**三明寺古墳**　向山中腹に立地する後期古墳。大御堂廃寺跡の北西1.2㎞に位置する。直径18m、高さ６mの円墳で、南に開口する東伯耆屈指の規模を有する横穴式石室。石室全長8.3m、玄室の高さ３m。玄室内には石屋形状の石囲いが設けられる。６世紀末～７世紀初めの構築と推定され、被葬者は大御堂廃寺造営に繋がっていく豪族と推定される。昭和６年国史跡指定。

・**海又１号墳**　米田町字海又、大御堂廃寺跡の南東約850m、外道山から東へ派生する丘陵頂部の標高61mにある。葺石を有し全長約55mを測る市内最大級の前方後円墳で、南西に前方部、北東に後円部を造り、高さ約５mを測る。丘陵下には絵下谷川が北流し、東に天神川を見据え、北は向山と大平山の間を抜けて遠く日本海を望む。三朝の谷から中国山地を越えるルートを掌握していた立地ともいえる。

〈古代〉　今から約1300年前の律令時代、市街地の西方、社地区に伯耆国の国府が置かれた。社は八代とも書き、八代郷は伯耆国久米郡十郷の１つである。（『和名類聚抄』承平年間（931-938））国府川の北、久米ヶ原丘陵上に伯耆国庁・国分寺・国分尼寺（国指定史跡）が近接して設けられる。

畿内から西の日本海沿岸８ヵ国からなる山陰道のほぼ中程に位置する伯耆国は『延喜式』民部省（延長５年（927）完成、康保４年（967）施行）によれば、６郡が属し、国の等級は大・上・

中・下の四等級のうち上国とされる。京との距離では近・中・遠の三段階のうち、中国に位置づけられ､同書主計寮には京への行程を上り13日、下り７日と記す。『和名類聚抄』によると、伯耆国に所属する郡は東より河村・久米・八橋・汗入・会見・日野の６郡で、それぞれ６～10の郷からなっている。

おおよそ､現在の行政区で示すと､河村郡は現在の東伯郡三朝町・湯梨浜町、久米郡は倉吉市・東伯郡北栄町の東側（旧北条町)、八橋郡は北栄町の西側（旧大栄町）・琴浦町・西伯郡大山町の東側（旧中山町)、汗入郡は大山町、会見郡は米子市・境港市・西伯郡南部町・伯耆町の北側、日野郡は伯耆町の南側（旧溝口町）・江府町・日野町・日南町である。河村郡と久米郡内の郷は次のとおりである。

河村郡：笏賀郷・舎人郷・多駄郷・埴見郷・日下郷・河村郷・竹田郷・三朝郷

（日下郷は天神川の東岸、上井や清谷を含む旧日下村地区と、伊木や大原を含む旧西郷村）

久米郡：八代郷・楯（立）縫郷・山守郷・大鴨郷・小鴨郷・久米郡・勝部郷・神代郷・下神郷・上神郷

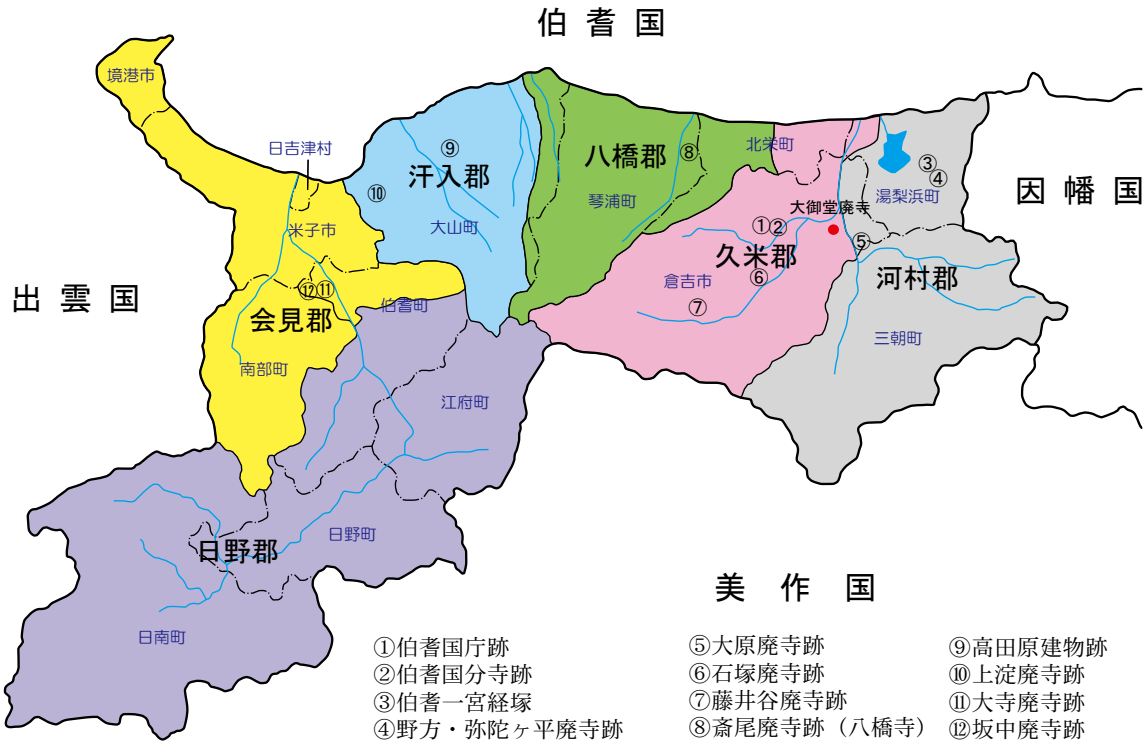

伯耆国の郡と古代寺院分布図

久米郡は、『出雲国計会帳』の天平５年（733）の記事を初見とする。旧北条町と天神川西岸の倉吉市の範囲で、八代郷は旧社村一帯、楯縫郷は高城地区と灘手地区の一部、山守郷は関金町の旧山守村と南谷村と旧北谷村、大鴨郷は関金町の旧矢送村と上小鴨の耳・生竹を含む一帯、小鴨郷は旧小鴨村のうち西倉吉町と福守を除く地域と旧上小鴨村の一部、久米郷は西倉吉町・福守と東岩倉町以西、勝部郷は上灘と成徳地区、神代郷は旧上北条村、下神郷は旧下北条村と旧中北条村一帯、上神郷は寺谷・上神・定光寺・不入岡・北面・穴沢の範囲と推定される（『新編倉吉市史』)。

大御堂廃寺跡は、久米郡勝部郷に比定される。郡衙の位置は不明であるが、郡名を負う久米郷に置かれていたと推定されている（『鳥取県郷土史』、『鳥取県史』、『新編倉吉市史』)。

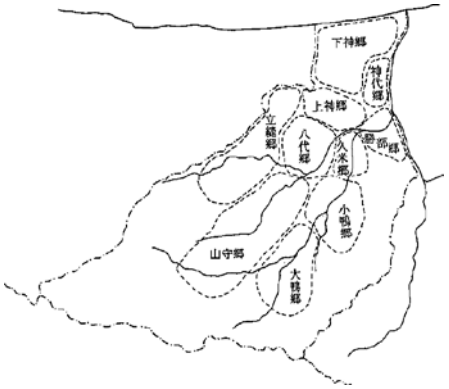

久米郡比定地

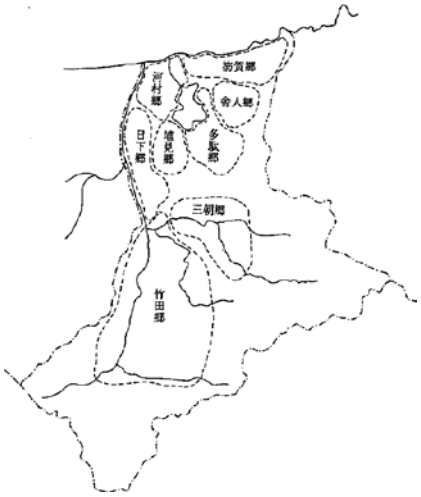

河村郡比定地（『新編　倉吉市史』第１巻）

条里制は古代の区画制度で、条里区画の最小単位である１町（約109m）平方の１区画を坪といい、地名や区割にその痕跡を残す。大御堂廃寺跡周辺には、松ヶ坪・森ヶ坪・八ヶ坪・石ヶ坪の小字やほぼ正方位の方形区画が認められ、地名や区画の残るこの一帯は水害から免れたことを示している。（P20図）大御堂廃寺跡はその方形区画に合致しており、条里区画に沿って造寺された可能性がある。

また伯耆国庁跡周辺では、道路状遺構が確認されている。国庁跡及び宮ノ下遺跡、河原毛田遺跡、国分寺北遺跡、向野遺跡で検出されており、なかでも河原毛田遺跡で見つかった溝は古代山陰道の側溝の可能性がある。

この時期の集落のうち、観音堂遺跡は７世紀後半～８世紀前半の竪穴建物と掘立柱建物が併存し、ドウ々平遺跡は７～10世紀の建物群が調査されて、８世紀後半に竪穴建物から掘立柱建物に移行することが確認された。向野遺跡は７～９世紀の掘立柱建物のみで構成された集落である。

向山の長谷遺跡では、薬壺形の蔵骨器２個にそれぞれ夫婦の火葬骨を納めた合葬墓が調査されている。この墓の構造は、古墳時代の横穴式石室構造の遺制を踏襲している。

以下、国指定史跡である伯耆国府跡―国庁跡・法華寺畑遺跡・不入岡遺跡、伯耆国分寺跡について詳述する。

伯耆国庁跡は、中央政府から派遣された国司が地方行政を行った施設である。伯耆国は四王寺山山麓に奈良・平安時代の公的施設が集中していることが特色である。国庁跡は、大御堂廃寺跡の約4.9㎞西に所在し、東西273m・南北227mの規模で、正方位をとる。儀式を行う内郭（政庁域）と実務を行う外郭（曹司域）からなる。内郭には南門・前殿・正殿・後殿などを規則的に配置し、外郭には北側と西側で建物群が確認されている。造営された８世紀中頃から10世紀代までⅣ期の変遷があり、Ⅲ期（９世紀中頃）には掘立柱建物から礎石建物へ建て替えられている。出土遺物には、鉄製鋤先・八稜鏡鋳型・帯金具がある。現在、国庁域の東南部には国庁裏神社が鎮座する。

法華寺畑遺跡は、伯耆国庁跡の北東約350m、伯耆国分寺跡の北約50mの丘陵平坦面に位置する。150m四方に溝と板塀により区画され、各辺の中央に同形同大の四脚門が開く。北側半分に３棟の建物を、四隅に附属の建物をＬ字形に配置し、南側半分は広場的な空間となっている。造

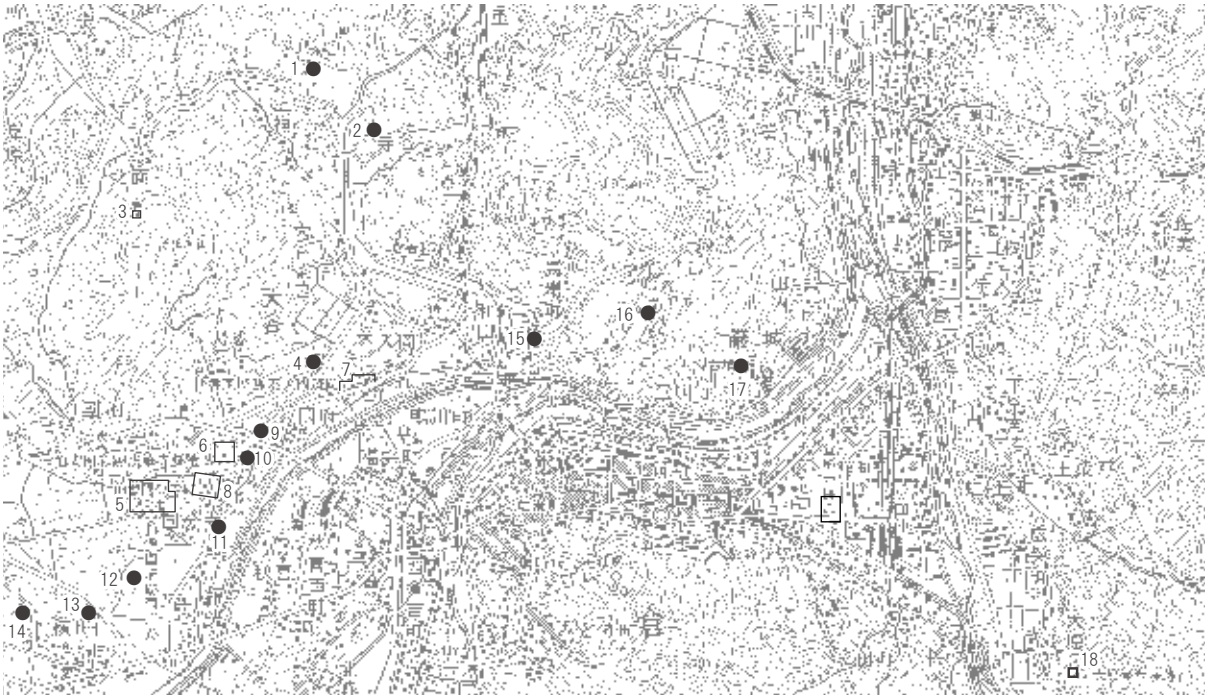

奈良・平安時代の遺跡分布図

1	上神宮ノ前遺跡	5	伯耆国府跡国庁跡	9	擲塚遺跡	13	矢戸遺跡	17	三明寺古墳
2	西前遺跡	6	伯耆国府跡法華寺畑遺跡	10	宮ノ下遺跡	14	福田寺遺跡	18	大原廃寺跡
3	四王寺跡	7	伯耆国府跡不入岡遺跡	11	河原毛田遺跡	15	平ル林遺跡		
4	中尾遺跡	8	伯耆国分寺跡	12	嶋ノ掛遺跡	16	長谷遺跡		

営された８世紀中頃から10世紀代までⅣ期の変遷があり、建物の配置・規模から国庁に関連する役所と考えられる。

天暦２年（948）の「太政官断簡」（『続左丞抄』）によれば、金光明寺（国分寺）の北側五丈（約15m）ばかり離れた法華寺（伯耆国分尼寺）の倉から出火し、二寺とも焼失したとある。また、焼失した法華寺（国分尼寺）の再建が困難であるので、機能を「府を去る10町余り」に所在する「仏殿が広大で雑舎が多数ある道興寺」に移したいと願い出て許されている。

法華寺畑遺跡発掘調査では火災の痕跡が確認され、国分寺から近距離に在り、周辺に「法花寺（ほっけじ）」の小字があることなどから、この遺跡が法華寺（国分尼寺）であった可能性が高い。つまり、はじめは役所として造った施設（Ⅰ期・８世紀中頃）を、後に国分尼寺に転用した（Ⅱ期・８世紀末から９世紀代）と考えられる。

大御堂廃寺と道興寺　国府域からの距離、10町は約1.1㎞となり、久米郡内の寺院の石塚廃寺・藤井谷廃寺はいずれも離れすぎており、最も近い大御堂廃寺でも国庁からは40町ある。道興寺の痕跡が未だ発見されていないとは考えられないため、中央政府の許可をとるために10町と鯖を読んだ、大御堂廃寺が道興寺ではないかと考察されている（倉光清六「駄経寺について」『伯耆文化』11　伯耆文化研究会　1952）。駄経寺は江戸時代「駄興寺」とも記す。大御堂廃寺は寺が建てられた地の名「久米寺」とは別に、法号で呼ぶ名「道興寺」であった可能性がある。

伯耆国分寺跡は、天平13年（741）聖武天皇の勅願によって建立された寺院で、国庁の130m東の丘陵南斜面に位置し、寺域は東西182m・南北160mの方形で、正方位から東に振れる。東・西・

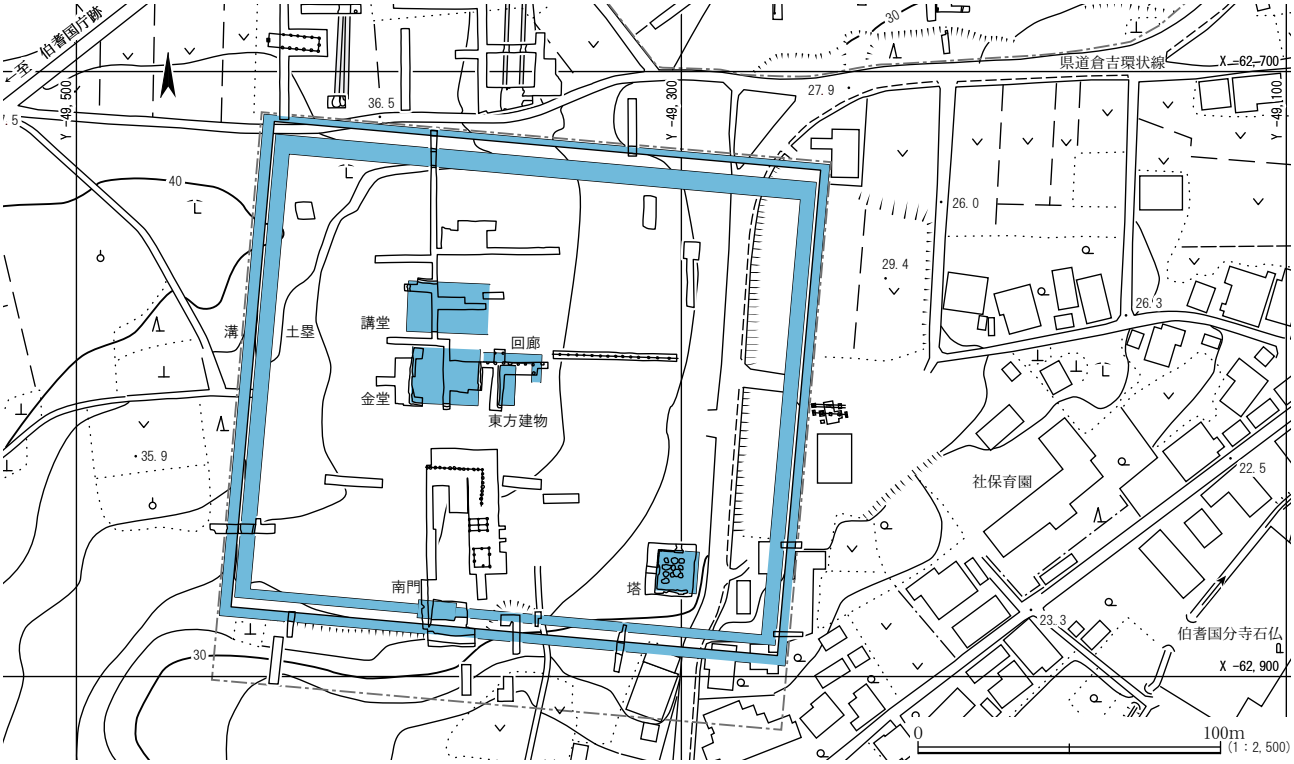

伯耆国分寺跡　遺構全体図

北に土塁、南は築地塀で画す。寺域の西寄り３分の１の伽藍中軸線上に南門・金堂・講堂を配置し、塔跡は寺域の南東隅に位置する。金堂・講堂と塔の方位が２度ほど違っており、造られた時期の違いを示すものと考えられている。金堂・講堂・塔は切石で化粧した壇上積基壇である。塔の基壇は、一辺13.6mの方形で五重塔が想定されている。軒丸瓦・軒平瓦は12種類と多種出土しており、伯耆国内の寺院と共有している。国分寺造営にあたり豪族の協力体制のもとで行われたものと考えられる。出土遺物には、塔の屋根四隅に吊された風鐸や彫りの深い円頭梯形の鬼瓦、講堂跡より出土した僧の修法用の小型の錫杖頭などがある。

『続日本紀』に聖武天皇崩御のひと月後にあたる天平勝宝８年（756）６月、諸国の国分寺の造仏を調べさせ、12月には26の国に仏具を分かち下し、各国で行う太上天皇の一周忌の斎会の飾りに充てさせた、とある。その26国に伯耆国もみえ、ほぼ完成していたことが知れる。

不入岡遺跡は、伯耆国庁跡の北東に1.5km離れた丘陵先端部に位置し、国府川に面している。建物配置から２時期に分けられる。まずⅠ期（８世紀前半）は、幅３mの溝によって区画された内郭と、その北と西に柵列で区画した外郭からなる。内郭には四面廂付建物である中心建物をコの字状に長大な建物で囲う。西の外郭には柵列で囲われた中に「品」字形に配置した建物群が４群並ぶ。北の外郭にも建物群が３群ある。建物群は実務を分掌する部署を示し、このような建物配置から久米郡衙ないし前身国庁を推定している。霊亀２年（716）に伯耆守に任ぜられた山上憶良の在任時期に比定される。

Ⅱ期（８世紀後半から10世紀代）には建物構造や配置が一変し、内郭には大型の総柱建物が、外郭には長大な掘立柱建物が妻面の柱筋を揃えて10棟以上並列する。ともに伯耆国が管理した倉庫群と考えられ、総柱建物は穀倉を、長大な建物は規模の割に簡易な構造であることから、庸・

調として納める物資の一時的な収納施設と推定される。近くには国府川の水運を利用した津があったものと思われる。

〈古代寺院〉　古代の行政区画で寺院の分布をみると、伯耆国では日野郡を除き、各郡に１ないし数ヵ寺分布している。(P26図) 河村郡には野方廃寺跡・弥陀ヶ平廃寺跡・大原廃寺跡（国指定史跡）の３寺、久米郡には国分二寺以外に大御堂廃寺跡（国指定史跡）・石塚廃寺跡（県指定史跡）・藤井谷廃寺跡（市指定史跡）、八橋郡には斎尾廃寺跡（国指定特別史跡）、汗入郡には高田原遺跡・上淀廃寺跡（国指定史跡）、会見郡には大寺廃寺跡・坂中廃寺跡がある。郡名を充てた寺名は、大御堂廃寺の「久米寺（久寺）」、斎尾廃寺の「八橋寺（八寺）」がある。

大御堂廃寺跡が創建された７世紀中頃、東伯耆では野方廃寺・弥陀ヶ平廃寺（湯梨浜町）が建立されるが、未調査のため詳細は不明である。

以下、市内の３寺院について記述する。

・**大原廃寺跡**は、大御堂廃寺跡の南東２㎞の山麓、標高45mの大原字亀井谷口に所在する。古代の行政区画では、河村郡日下郷に位置する。昭和60年から６次調査まで実施。寺域は東西約72m、南北約76mのやや歪な方形。７世紀末の創建で、12世紀頃に講堂が廃絶したがその後、礎石建物が建立され13世紀頃まで存続したと考えられる。伽藍配置は東に塔、西に金堂を配する法起寺式で、講堂が金堂の真北にある変則的なものである。講堂は四面廂付掘立柱建物。寺域の西・南辺は人工的な段差で区画される。塔心礎は長径約2.9mで山陰最大で、塔の規模は一辺約10.4mである。柱孔は直径65㎝。金堂基壇は塔の西辺から4.5mの距離にあり、東西約17.0mと推定。講堂は金堂北辺から約10mの距離にあり、東西棟の四面廂付掘立柱建物で、基壇規模は東西19.5m、南北13.4m。

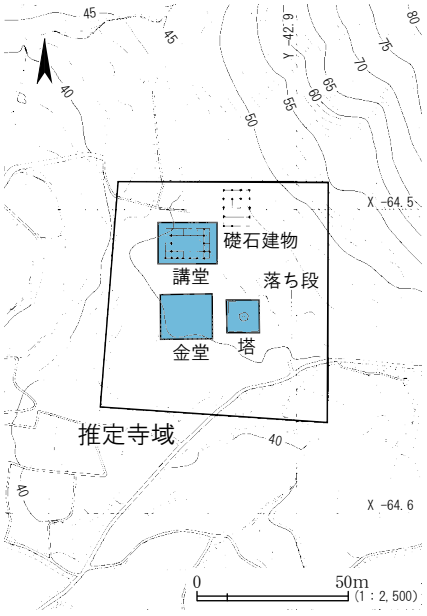

大原廃寺跡　遺構全体図

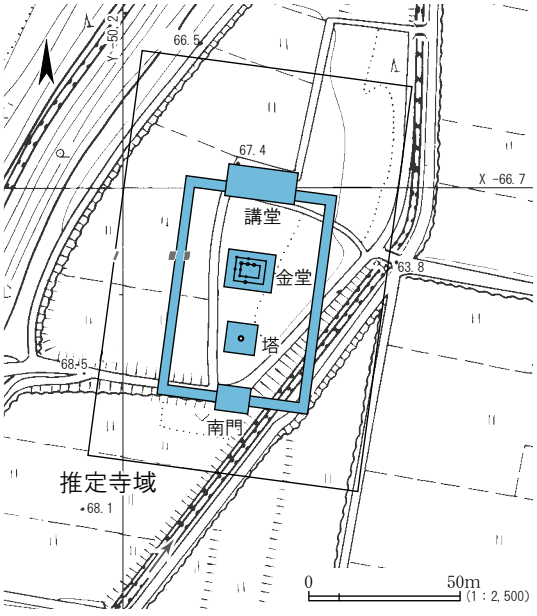

石塚廃寺跡　遺構全体図

主な出土遺物として、塼仏、塑像、泥塔、瓦塔が出土している。軒丸瓦は８型式12種、軒平瓦５型式６種で、４段階の変遷がある。創建期の軒丸瓦は川原寺系で、大御堂廃寺跡、野方廃

寺跡・弥陀ヶ平廃寺跡と共有している。創建は瓦から７世紀末と推定されるが、講堂の整地層に転用硯や朱墨付着須恵器が出土している。大御堂廃寺跡から約2.1㎞と近距離であり、軒丸瓦を同笵とすることから僧寺・尼寺の関係も想定される。塔心礎周辺は昭和10年（1935）国史跡指定。

・**石塚廃寺跡**は、大御堂廃寺跡の南西5.7㎞、小鴨川左岸の天神野丘陵の裾部、石塚字平ノ前に所在する。周辺の水田から３～４m高い平坦地に立地する。古代の行政区画では久米郡小鴨郷に位置する。南門・塔・金堂・講堂が連なる四天王寺式伽藍配置で、県内には類例がない。平成25年調査で回廊を検出した。金堂跡の基壇は東西16m、南北13mで６個の礎石が残る。抜き取られた礎石は基壇東の墓地内の墓石に転用されたものもある。基壇西外で礫が散見されることから、基壇外装は乱石積みの可能性がある。金堂の建物規模は身舎が柱間2.1mの等間で３間×２間、庇の出1.8mの四面廂付東西棟建物（9.9m×7.8m）と推定される。塔心礎は直径2.2mで柱孔は直径70㎝。

　軒丸瓦３種類、軒平瓦４種類。８世紀第１四半期の創建と推定。軒丸瓦Ⅰ類は岡山市の吉備津彦神社内の神力寺跡出土のものと類似している。後出的な軒丸瓦が南西4.5㎞に位置する藤井谷廃寺跡にみられる。伯耆国分寺系軒瓦は使用されていない。廃絶は10世紀代と推定。

・**藤井谷廃寺跡**は、大御堂廃寺跡の南西10.2㎞、市内西郊に広がる天神野丘陵の最奥の平野を眺望できない山間にあり、近くに山陽側の美作国・播磨国に抜ける交通路があったと推測される。８世紀代の創建。塔心礎は長径1.7mで柱孔は直径45㎝。塔基壇上には礎石が数個残っている。軒瓦は美作地方や伯耆国分寺、伯耆町の大寺廃寺・坂中廃寺などと共通する文様が見られる。

〈平安時代の社寺〉　『延喜式神名帳』（延喜22年（922））に記載された神社は、因幡国42社に対して伯耆国はわずか６社である。伯耆国一宮は東伯郡湯梨浜町の倭文神社で、当社の神宮家は古くは伯耆国造であったと伝える。境内にある伯耆一宮経塚（国史跡）には、康和５年（1103）銘の銅製経筒をはじめ、白鳳期の観音像２・銅板線刻の弥勒像・銅鏡２・短刀などの出土遺物（国宝）があり、伯耆国一宮は平安後期には重要な地位にあったことがわかる。斉衡３年（856）初めて従五位上を与えられ（『日本文徳天皇実録』元慶３年（879））、天慶３年（940）には正三位に昇階した。倭文神社は当時河村郡に属していたが、久米郡にも同名の倭文神社が倉吉市志津にあり、こちらは三宮である。二宮は倉吉市福庭の波波伎神社で伯耆国造の祖神を祀ったと伝え、承和４年（837）伯耆神として大山神・国坂神とともに従五位下に叙せられた（『続日本後紀』）。これは因伯を通じて神階が授与された初見であるが、北栄町国坂神社とともに貞観９年（867）の正五位上まで昇階（『日本三代実録』貞観11年（869））。中世には伯耆国四宮を称したと伝える。米子市宗像の宗形神社が伯耆国五宮（『伯陽六社道記』（元禄７年（1694））で、時代により米子市の大神山神社が二宮ともされる。

〈大御堂廃寺跡周辺の神社〉　勝宿禰神社は下田中町字屋敷に所在。もとは外道山麓にあったとも伝わる。式外社。祭神は彦火火出見尊、宇迦御魂命。彦火火出見尊（『古事記』和銅５年（712）では火遠理命・天津日高日子穂穂手見命）を祭神とする東伯耆唯一の神社である。火遠理命は稲穂を神格化した神で、「海幸・山幸」説話の山幸であり、海神の娘と結婚して山と海をも支配する。

豊穣を左右する水の力を得て、初代天皇神武の祖父神となる系譜である。

市内にある宇迦御魂命（『古事記』表記）を祭神とする神社は、上灘地区にある全７社のうち、円谷の神庭神社、米田の東山神社、田内の田内神社、三明寺の村上神社と５社在り、上灘地区外では明倫地区余戸谷町の谷田神社の１社のみである。食物、殊に稲を司る神で、『日本書紀』（養老４年（720））の倉稲魂命と同神とされる。倉稲魂命を祭神とする神社は、市内では西郷・上北条・小鴨・上小鴨・北谷地区にみられる。

勝宿禰神社の創立年代は不詳。古代、当地に住していた勝部が一族の氏神として祀ったのが草創と伝わる。貞観13（871）年４月３日、授伯耆勝宿禰神　従五位下（『三代実録』）。往古は勝宿禰神と称し、江戸期には勝宿禰大明神と号した。安政６年（1859）勝宿禰社、明治元年（1868）下田中神社、同18年（1885）９月現社名に改め、明治40年（1907）神饌幣帛料供進神社に指定。例祭日10月19日。建造物は本殿、拝殿、神楽殿。道路に面した石垣には、大御堂廃寺跡の礎石が２個使用されている（P52写真）。本殿脇社殿には剣をもち河を渡る姿の木造の神像があり、下田中の村を洪水から守った「白衣の巨人」の伝説が伝わる。

参考：神社裏の辺りは慶長19（1614）年倉吉に配流となった里見忠義の居所といい、里見屋敷と呼ばれている。

参考：この地を訪れた木喰五行上人作の木造稲荷像は、像高57.5cm。「寛政十年（1798）八月六日成就　木喰五行菩薩」の墨書がある。勝宿禰神社護神会所有で、倉吉博物館に寄託。県指定保護文化財。

スグリは本来は「村主」の漢字をあて、百済からの渡来系の氏族に与えられた姓で、古代朝鮮語で村長の意味。勝部は秦氏の率いる品部で、絹織物の生産や鍛冶などの技術をもった集団といわれる。勝部は、勝氏に支配された人々の居住地に多い地名である。勝宿禰神社の近くに「勝宿川・勝部田の字が遺る」という（吉田東伍『大日本地名辞書』1907）が今はみえない。

平安時代、反りのある日本刀では日本最古級の名匠として知られる伯耆安綱がいる。古来、多くの古剣書で安綱の子とされる大原真守も古伯耆鍛冶を代表する刀工である。真守の銘は比較的長銘で「伯耆（国）大原真守（造）」「大原真守」「真守造」などがある。「勝」の字を鐫り添えた作例があり、「すぐり（村主）」と読んで渡来系の姓、勝部とする説がある。『伯耆民談記』には、「大原に住せり、父に劣らぬ名工にて、平家重代の宝刀、抜丸木枯（小鳥歟）という太刀の作者なりとそ」と記す。大原真守は大御堂廃寺跡と大原廃寺跡を結ぶ事象となりうる。大原（旧河村郡）の集落には、「真守屋敷」（鍛冶屋敷）の伝承が残る。

新宮神社は駄経寺町字宮ノ前に所在。祭神は伊弉那岐命、伊弉那美命、菅原道真公。創建年代不明。古来、眞宮大明神と称していたが明治元年（1868）神社改正の際、新宮神社と改める。例祭日10月10日。建造物は本殿、拝殿、神楽殿。『伯耆民談記』巻９では、新宮神社への古道を「華表縄手」という径があり、俗に誤って「とりが縄手」という、と記す。華表は神社の鳥居のことで、大御堂廃寺の北西に「鳥居畷」の字がある。

三徳山　東伯郡三朝町には、古代から霊峰として信仰され修験道の道場となっている三徳山（国指定名勝・史跡）がある。伝承によれば、慶雲３年（706）役行者が神窟を開き、嘉祥2年（849）慈覚大師（円仁）により三仏が安置され浄土院美徳山三仏寺と呼ぶようになったという（『伯耆民談記』）。岩陰の窪みに建てられた懸造りの奥院投入堂（国宝）は平安時代後期の建築であり、堂内には木造蔵王権現立像（仁安３年（1168）作：国指定重要文化財）が安置されていた。三仏

寺本堂（天保10年（1839）再建）から投入堂までの険路には、文殊堂（天正８年（1580）修造）・地蔵堂（室町時代）、納経堂（鎌倉時代）などの建築物（国指定重要文化財）がある。

平安時代以降の市内の寺院跡には、四王寺跡、大日寺遺跡群、広瀬廃寺跡がある。

四王寺は国庁の北に聳える四王寺山の山頂に建てられ、新羅海賊調伏のため朝廷が日本海沿岸の要所に設置したものである。貞観９年（867）伯耆・出雲・隠岐・石見・長門の５ヵ国に四天王の仏画を頒布し祈願させた。創建当時の寺院の位置等は不明。昭和５（1930）年に堂が火災に遭い、堂内にあった木造四天王像は半焼となったが、10世紀後半ないし11世紀初頭の在地の仏師による作と推定されている。

大日寺は国府川上流にある天台宗の古刹で、往時には上院・中院・安養院の３院で構成される広大な寺域をもち多くの坊舎があったと伝える。平安時代の仏像の他、胎内銘「嘉禄2年（1226）」の木造阿弥陀如来坐像（国指定重要文化財）がある。

また、大日寺瓦経塚から「延久3年（1071）」の最古の紀年銘をもつ瓦経が出土している。瓦経は粘土板に経典を写経し焼き上げたもので、昭和初年に旧本坊地（字円地坊）の丘陵斜面で発見され、瓦経427枚が掘り出された。願文によれば、末法の世にあたり諸仏出世を期待して僧成縁が埋納したと記す。埋納された経典は、般若心経・大日経・阿弥陀経・法華経・観普賢経などがあり、経典毎に粘土板の大きさが異なる。側面には経典名や写経僧の名前が記され、15人の僧侶によって約４ヵ月費やされたことが分かる。僧成縁は三善為康撰『後拾遺往生伝』（保延５年（1139））に名が見える。

国府川に南面する丘陵の字円地坊（大イチョウは県指定天然記念物）・字壱ノ瀬（通称極楽峰）・字山ケ市（通称頼朝墓）の３ヵ所に五輪塔・宝篋印塔が群在し、大日寺古墓群（県指定史跡）を形成している。「大日寺式」とよばれる露盤をもつ五輪塔は東伯耆を中心に岡山県美作地方まで分布する。大日寺は平安・鎌倉時代の優れた仏教文化の隆盛を極めた重要な史跡である。

広瀬廃寺跡は臨池伽藍形式の寺院跡で、北に山、南を正面とする。浄土思想に基づき、極楽浄土を地上に再現しようとした浄土庭園をもち、池（通称蓮池）を中心に、北・東・西に礎石建物を配置する。昭和54年発掘調査。時期は11～13世紀。

三善為康撰『拾遺往生伝』巻下に、長暦3年（1039）８月16日に極楽往生した伯耆国弘瀬寺の禅徒円空上人の伝記がみえる。弘瀬寺は広瀬廃寺のことと考えられる。

広瀬川を挟んで対岸の丘陵中腹、字鳥越山には一石彫成五輪塔（市指定有形文化財）が建つ。平安時代末期の様式をもつ日本最古段階の優れたものである。鎌倉時代前半と推定。

〈中世〉　中世の当市域内には、久永御厨・稲積荘・山守荘・矢送荘の４つの皇室領荘園と大谷保および立縫郷・八代郷・河村郡西郷があった。この他、中世小鴨氏の本拠地小鴨郷があったとされる。中世小鴨氏は在庁官人にあって勢力を振るった。伯耆国府を中心にして国衙領があり、その外側に荘園が存在する構造である。平安末期の小鴨氏は会見郡を拠点とする紀氏と伯耆国を二分して争い、平家方に属した小鴨氏だが、平家滅亡後も東伯耆に勢力を保持し続けた。

南北朝期、山名時氏が伯耆守護に任ぜられ、上灘地区の巌城に田内城を築き、のち嫡男の師義が打吹城を居城としたという。田内城の山裾には城下町が形成され、見日千軒と呼ばれるほど栄

えたが、天文13年（1544）の洪水で見日千軒は流失したと伝わる。守護山名氏は、有力国人の小鴨氏や羽衣石城の南条氏らを被官化して勢力を保持し、定光寺・保国寺・光孝寺・少林寺などの禅宗寺院を建立した。

応仁の乱後、山名氏は一族の内紛によって、徐々に勢力を失い、隣国出雲の尼子氏の侵攻によって没落する。その後、尼子氏と安芸の毛利氏との戦乱を経て、毛利氏のもと東伯耆は羽衣石城（湯梨浜町）を本拠とする南条氏が支配する。しかし、南条氏は毛利氏から離反し織田氏に与するなど変転する。

〈上灘地区の中世以降の遺跡〉　田内に在ったとされる興教院（廃寺）は万石山ともいい養老年間（717～724）の草創と伝える。天正年間（1573～1592）善蓮社然誉上人文翁が衰微した興教院、薬王山現光寺と、華到山（外道山）にあった大蓮寺の３寺を統合して新たに大蓮寺と称し、新町１丁目の現在地に建立、開山したという。現在、仏石山の南麓には釈迦堂が在り、大永の五月崩れで退転した興教院の跡と伝わる。

仏石山　『伯耆民談記』には、「南端の大きな岩礒（突き出ている）の中の６尺の磐石に３尺の坐像の弥陀が書かれ、岩阿弥陀という。此地は古は入海で、巨勢金岡（平安時代初期の宮廷絵師）が末世の利益に残そうと楫を留めて書いたと伝わる」とある。文化14年（1817）是徳上人（本所両国回向院第十三世住職）が全国行脚の途中、有名な巨勢金岡が描いたという阿弥陀如来に因んで、高さ８mの岩壁に「南無阿弥陀仏」と刻んだ。その原本となった掛軸は新町１丁目の浄土宗寺院、大蓮寺（山号は法界山華到院）の本堂に掛けられている。現在、かつて岩に描かれた阿弥陀像は見えない。正徳４年（1714）の年紀のある名号石もあり、信仰を集めた霊地である。

仏石山の小字は全源院で、何を意味するのか不明。また、仏石山は通称で、その名称がどこまで遡るか明らかでない。岩阿弥陀は「巨石・奇石」の信仰の対象となっている。大御堂廃寺跡の伽藍中軸線の真北1.2㎞の延長線上の標高57mに仏石山がある。大御堂廃寺跡は仏石山を基準に設計された可能性がないか検討を要する。（P23図）

田内城跡は倉吉市巌城にある城跡。『伯耆民談記』によれば、仏石山山頂に伯耆守護山名時氏が田内城を築くとある。時氏が伯耆守護職となったのは建武４年（1337）であり、伯耆国衙に近いこと、天神川水系を利用した物資の集散に便利であったことからこの地に築城したと考えられる。嫡子の師義が延文年間（1356-61）に打吹山に城を移し、廃城となった。仏石山西麓の上養

刻石は右側、鳥取県中部地震により堂（岩間跡院）崩壊

大御堂廃寺跡から見た仏石山

仏石山周辺の字図、「全源院」「松原」（杉本寿一『幻の伯耆条里』1983　P182-183を改変）

水遺跡（現在、オムロンの駐車場）では石列や石敷の遺構（館跡）や輸入陶磁器が発掘調査で発見された。丘陵南端の最高所には模擬天守が建築されている。

見日千軒（みるかせんげん）　田内城下に見日町とか見日千軒と呼ばれる町があったと伝わる。見日はおそらく定期市に由来する三日市の転訛と考えられ、天神川の水運を利用した交通の要衝であったと推定される。『田内神社古記録』では、「見日町ハ最少ノ市街ト雖（いえど）モ、内海中ノ一小都会ナリ。山名氏ノ管領地ナルカ故二街衢（がいく）端正ニシテ、町規甚タ厳ナリ」という。天文13年（1544）の大洪水で見日千軒は流失したと伝わる。

光孝寺（こうこうじ）（廃寺）伯耆守護山名時氏は領国伯耆経営に努め、伯耆に大雄山光孝報恩禅寺を建立し、山名氏の菩提所とした（『倉吉市史』1973）。創建年代は不明であるが、貞治２年（1363）９月以降と推定される。領国が鎮まると山陰道に無かった菩提所を建立するため、一族の南海宝州を開山に迎えた。『蔭涼軒日録（おんりょうけんにちろく）』などによると、伯州山名家の保護を受け因伯両国唯一の十刹（幕府に護持された寺）として室町時代の官寺の制度の下で栄えた。史料の上では明応年間（1492～1501）まで寺名をみることができるが、山名氏の没落とともに衰えたと推定される。元亀年間（1570～1573）兵火にかかって廃寺になったという。

倉吉市三明寺の山名寺に所在していたと推定され、近世に曹洞宗三明寺が再建された。本尊は鎌倉時代13世紀中頃に比定される木造阿弥陀如来立像で、観音菩薩立像・勢至菩薩立像とともに現存し、三尊像の残る貴重な例である。現寺院西側には板碑や石仏、石塔が集積し、背後の国史跡三明寺古墳の前には礎石群が残る。

少林寺（廃寺）倉吉市米田町にあった寺院で、古くは正林寺とも記した。『伯耆民談記』によれば、山名時氏の重臣で当地の領主小林修理亮は明徳の乱の折京都で討死、修理亮の妻が小林一族の菩提を弔うために建立したという。一時衰退したが、寛永年間（1624～1644）倉吉大岳院の可春が再興、のちに火難にあって廃寺になった。現在、県営住宅地で、少林寺跡の石碑が立つ。

〈近世以降〉　豊臣氏のもと東伯耆を治めていた南条氏は、慶長５年（1600）の関ヶ原の戦いで領地が没収される。代わりに駿河から中村氏が米子城に転封し、伯耆一国を治めた。しかし、中村氏は慶長14年（1609）に断絶し、倉吉は幕府領となり代官が治めていた。その頃房総安房館山藩主の里見忠義が倉吉に国替えとなっている。元和３年（1617）、姫路から池田光政が鳥取藩に入り因幡・伯耆を領した。さらに、寛永９年（1632）には岡山藩との国替えにより、池田光仲が鳥取城に入り、鳥取藩主幕末まで続く。このときから倉吉は池田家の重臣である荒尾氏（倉吉荒尾）が預かった。

大御堂廃寺跡のある駄経寺村は江戸期からの村名である。明治維新を経て、明治４年（1871）の廃藩置県により鳥取県、同９年（1876）島根県、同14年（1881）再び鳥取県に所属。同22年（1889）に町村制が施行され、下田中・円谷・米田・駄経寺・巌城の５か村が合併して久米郡上灘村が発足した。村名は江戸時代の鳥取藩領の灘郷にちなむ。『伯耆民談記』には、「灘の郷（古へ涌嶋の号と称す）」は倉吉、神坂、駄経寺、小林寺、円谷、下田中、田内、三明寺、会下谷、岡田、福岡の11ヶ村と記されている。明治29年（1896）久米郡は河村・八橋両郡と合併して東伯郡となった。

上灘村は昭和４年（1929）には倉吉町に編入され、数度の町村合併の後、昭和28年に倉吉市制が敷かれ、平成17年には東伯郡関金町を編入合併し、現在の倉吉市に至っている。上灘地区は都市計画により、道路整備、県立厚生病院（昭和38年）・倉吉郵便局の移転などがあり、昭和47～63年に都市区画整理事業が実施され、農業地から市街地へと変化した。

４　社会的環境

ア　交通

【空路】県内には、東部の鳥取市に鳥取空港（愛称 鳥取砂丘コナン空港）、西部の境港市に米子空港（愛称 米子鬼太郎空港）と、鳥取県出身作家によるマンガに因んだ愛称を持つ空港が２ヵ所ある。米子空港は香港、上海、仁川（令和元年９月 運休）との間に国際定期航路をもつ。各空港とも倉吉駅との連絡バスが運行されている。

【鉄道】大御堂廃寺跡の最寄駅はJR山陰本線倉吉駅である。県内に接続されている特急列車は、①岡山駅から鳥取駅間を第３セクター智頭急行経由で運行している「特急スーパーいなば」②京都駅から第３セクター智頭急行経由で鳥取駅・倉吉駅間を運行している「特急スーパーはくと」③鳥取駅・米子駅から新山口駅間を運行している「特急スーパーおき」④鳥取駅から米子駅・益田駅間で運行している「スーパーまつかぜ」⑤岡山駅から米子駅・松江駅・出雲市駅間を運行している「特急やくも」⑥東京駅から米子駅・松江駅・出雲市駅間を運行している「サンライズ出雲」⑦大阪駅から鳥取駅間を運行している「特急はまかぜ」の７ルートがある。

【高速バス】主要都市と倉吉市をつなぐ高速バスは、①岡山線　②広島線　③神戸・大阪線　④東京線の４ルートがある。いずれも倉吉駅を経由する。

【路線バス】大御堂廃寺跡を含む倉吉パークスクエア周辺には、取り囲むようにバス停が４ヵ所あり（倉吉パークスクエア北口、倉吉パークスクエア、合同庁舎前、住吉町）JR倉吉駅や三朝温泉など近隣観光地から大御堂廃寺跡までのアクセスの利便が確保されている。また県立美術館開館に向けて、史跡周辺を運行するルート変更の検討が始まっている。

【自家用車】車での大御堂廃寺跡利用者のため史跡の北東側を進入口とし、南側に106台駐車場を整備している。その他、倉吉パークスクエア内に４ヵ所の駐車場があり計770台駐車可能である。（P16図）

※主要道路について　市内には高速道路への玄関口である「米子自動車道（湯原IC）」へ繋がる「国道313号」、「中国自動車道（院庄IC）」へ繋がる「国道179号」があり、その他にも鳥取県沿岸部を通る「山陰自動車道」、これに繋がる国道313号のバイパス道路として整備中の「北条湯原道路」（国道313号バイパス道路）の構成道路として「北条倉吉道路」「倉吉道路（一部供用中）」がある。

また、山陰自動車道から鳥取県中部へ入るための国道179号はわいバイパス道路整備について都市計画決定がなされており、バイパス道路から県立美術館へアクセスする道路整備の検討が始まっている。

このような中国山地を通る中国自動車道からのアクセス、県沿岸部の東西を結ぶ山陰自動車道からのアクセス、それに伴う市内外道路整備は、倉吉市を含む県中部の観光産業にとって極めて重要なものとなってくる。

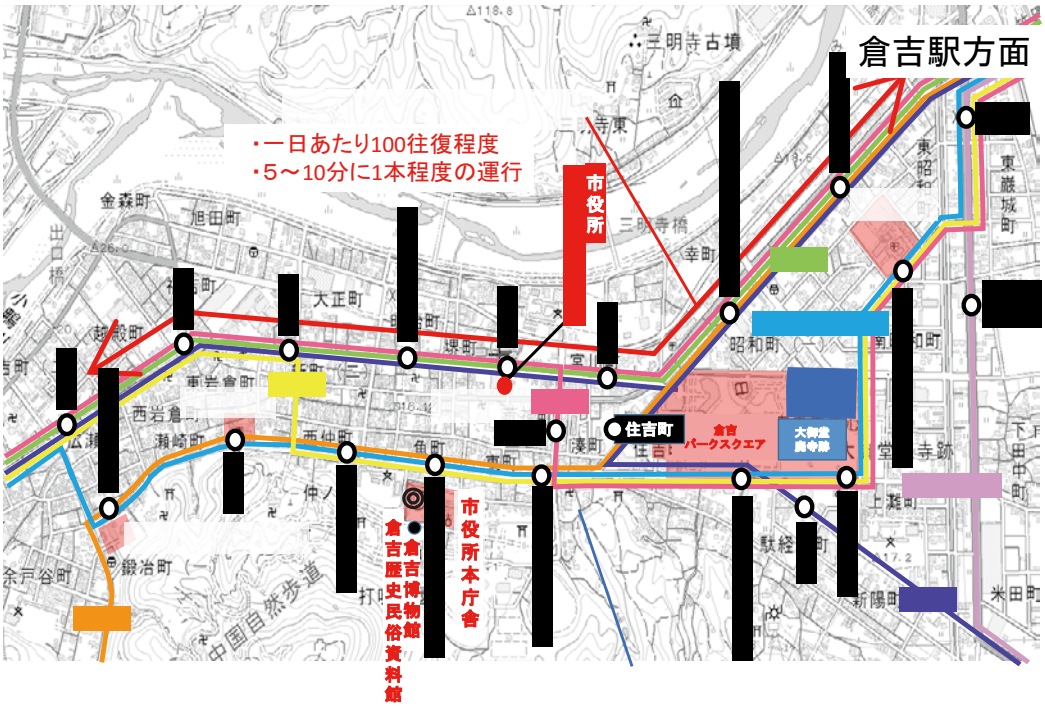

倉吉パークスクエア周辺バス路線図
※鳥取県中部地域公共交通協議会作成図を一部追加修正したもの

倉吉市街地へのアクセス経路

※鳥取県中部総合事務所総合管内図中部管内図（国土地理院承認番号：平30中複　第33号）をもとに作成したもの

イ　産業

倉吉市は古くから農業が盛んに行われ、現在では主要なものとして、米、キャベツ、メロン、スイカ、二十世紀梨などが生産されている。商工業の面ではかつて、木綿や倉吉絣、稲扱（いなこき）千歯の生産で有名であったが、絣は明治31年（1898）頃、千歯は大正10年（1921）頃を境に衰微している。近代の主要産業は製糸業で、明治16年（1883）に座繰（ざくり）製糸が始まり、中小の製糸工場が倉吉町内にいくつかできた。地元資産家によって創立された山陰製糸会社は本格的機械製糸で明治23年（1890）創業を始め、昭和８年（1933）には郡是製糸株式会社の経営となった。紡績業は大正９年（1918）に山陰紡績が設立され、昭和３年（1928）福島紡績へ引き継がれた（『角川日本地名大辞典』31鳥取県　角川書店　1982）。近代以降は、養蚕業に伴う製糸業など繊維産業が盛んであった。現在では、主に食品製造業、電気機械器具製造業、電子部品製造業などの企業が立地し、製造業が主な産業となっている。

また、観光業においては、倉吉市は市内の「日本の百名湯」に選定されている関金温泉と周辺の「三朝・はわい・東郷」の４つの温泉地の玄関口として重要な位置を占める他、「美しい日本

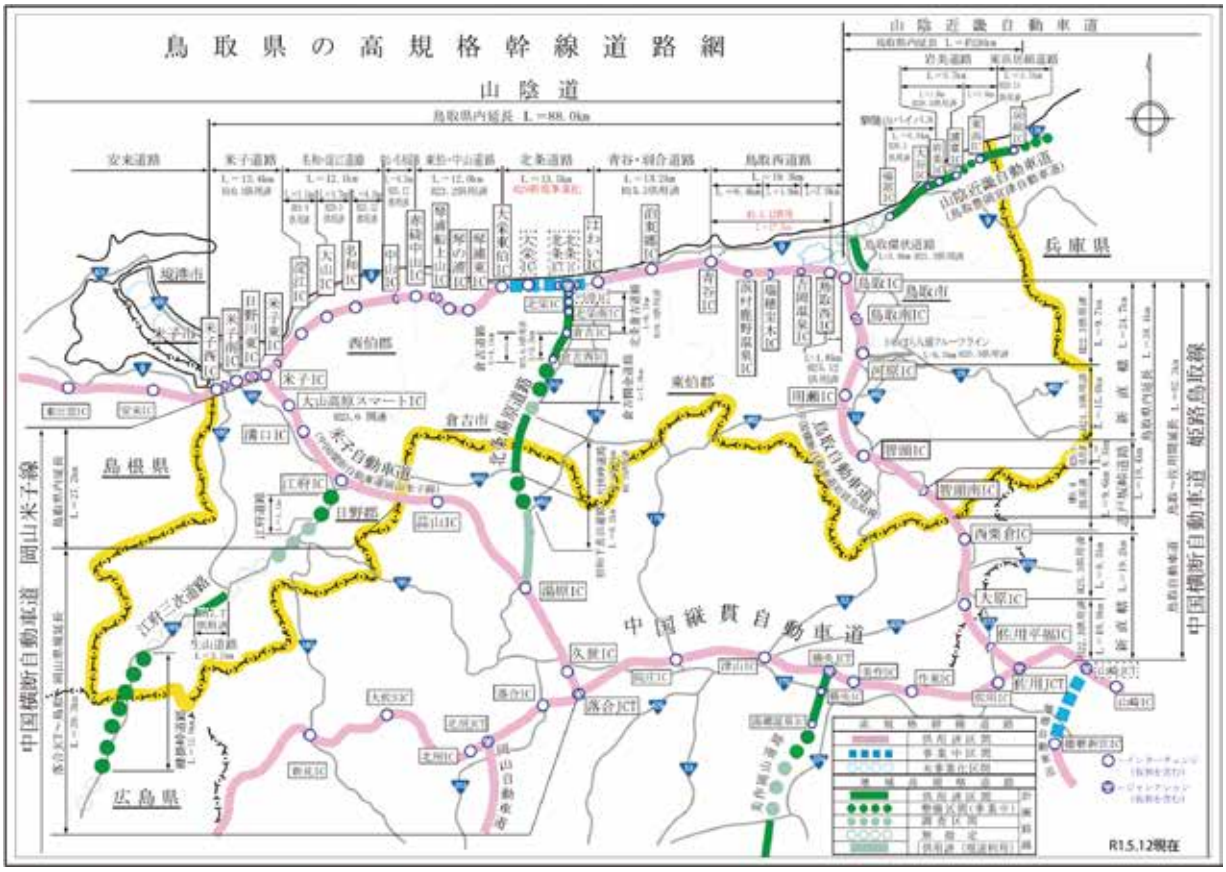

鳥取県の高規格幹線道路整備状況

※鳥取県中部地域公共交通協議会作成図を一部追加修正したもの

の歴史的風土100選」に選ばれた［伯耆の国国庁跡、国分寺跡、陣屋町倉吉の街並み］がある。中でも、倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区の、酒と醤油の香るスポットとして「かおり風景100選」に認定されている白壁土蔵群・赤瓦周辺の街並みのほか、「森林浴の森日本100選」「日本の都市公園100選」「日本さくら名所100選」に選定された打吹山・打吹公園など、地域の魅力を活かした観光資源が豊富に存在している。

ウ　周辺主要施設

【倉吉パークスクエア】

県中部という位置を生かした新しいまちづくりの拠点とするため、鳥取県、倉吉市、県中部の町が整備した文化、観光、娯楽等の各施設が集まる文化複合施設である。(P16図)

県の施設として「倉吉未来中心」、「二十世紀梨記念館（なしっこ館)」等、市の施設として「倉吉交流プラザ（生涯学習センター、市立図書館)」等があり、県立美術館とともに連携して効果を高める方策が求められている。整備に伴い、既に周辺地域の道路整備、電線地中化整備、バス路線新設等が行われ、生活圏としての利便性が増大し、良好な環境となっている。現在、「倉吉未来中心」の年間利用者は19万人、「二十世紀梨記念館」の年間利用者は11万人である。なお、県立美術館の年間利用者は10万人程度と想定されている。

【上灘公民館】

大御堂廃寺跡の東に隣接して「上灘公民館」が所在する。地域住民のニーズに合った「住民が

集い・学び・連携」の場として活用されている。４月初旬には上灘公民館を中心に「うわなだ桜まつり」が開催され、絵下谷川桜並木に提灯を下げ、地区住民総参加の祭りとなっている。

絵下谷川桜並木

上灘公民館

大御堂廃寺跡の鬼瓦のシンボル
（上灘小学校に設置されていたトーテムポールの一部）

【倉吉博物館・倉吉歴史民俗資料館】

大御堂廃寺跡や伯耆国庁跡・伯耆国分寺跡などの遺物を常設展示している市の施設として、大御堂廃寺跡の西1.2㎞に倉吉博物館・倉吉歴史民俗資料館がある。打吹公園内にあり、最寄バス停は「市役所・打吹公園入口」である。国指定重要文化財を含む市内の考古資料、国指定重要有形民俗文化財―倉吉の鋳物師（齋江家）用具及び製品、国登録有形民俗文化財―倉吉の千歯扱き及び関連資料や、倉吉絣などの民俗資料、そして美術部門では郷土とゆかりの深い菅楯彦や前田寛治の作品が展示されている。年間入館者数約４万人である。

【伯耆国守山上憶良の歌碑】

史跡の北東500mの昭和町第３公園には、霊亀２年（716）に赴任した伯耆国守山上憶良の歌碑が昭和54年国際児童年を記念して設置されている。

伯耆国守山上憶良の歌碑
（昭和町第３公園）

【倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区】

大御堂廃寺跡の西１㎞には、国選定「倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区」がある。倉吉市役所本庁舎から至近距離にあり、最寄バス停は「市役所・打吹公園入口」または「白壁土蔵群前」である。豊かな意匠を持つ町家が建ち並ぶ本町通りと、土蔵群と石橋が連続する玉川沿いからなり、赤瓦・軒の腕木、腰格子や繊細な出格子に地域的特色がある。入込客数年間約65万人である。

倉吉市打吹玉川伝統的建造物群
左：町並み　右：玉川沿い

【古代の指定史跡】

古代伯耆国の中心地であった倉吉市には、重要な史跡が数多く所在する。大御堂廃寺跡以外の指定史跡は下表のとおりである。伯耆国の公的機関としては、久米ヶ原丘陵上に連なる伯耆国府跡・伯耆国分寺跡が在る。それらは遺跡全体が面的に保存され、国分寺跡と法華寺畑遺跡は歴史公園として整備・活用されている。

古代寺院としては大原廃寺跡・石塚廃寺跡・藤井谷廃寺跡が在るが、いずれも塔心礎部分のみの指定で、寺域の範囲確認調査を実施した上で国指定となったのは大御堂廃寺跡のみである。

倉吉市内に所在する古代伯耆国関連の指定史跡

指定	名称	指定年月日	所在地	整備等
国	三明寺古墳	昭和６.11.26	巌城	
国	大原廃寺塔跡	昭和10.12.24	大原	
国	伯耆国分寺跡	昭和49.３.12	国府・国分寺	歴史公園環境整備　昭和52-53 連絡通路整備　平成29年
国	伯耆国府跡（国庁跡・法華寺畑遺跡・不入岡遺跡）	昭和60.５.14 平成10.９.11 平成12.９.６	国府・国分寺･不入岡 （法華寺畑遺跡南側追加） （不入岡遺跡追加、史跡名称変更）	法華寺畑遺跡のみ 歴史公園環境整備　平成８-11
県	福庭古墳	昭和31.５.30	福庭	
県	石塚廃寺塔跡	昭和31.５.30	石塚	
県	大日寺古墓群	昭和58.４.26	桜	
市	藤井谷廃寺塔跡	昭和53.１.11	関金町松河原	
市	広瀬廃寺跡	平成21.４.１	広瀬	

【*指定緊急避難場所・指定避難所】

大御堂廃寺跡周辺施設の指定緊急避難場所・指定避難所（上灘地区）

周辺施設	指定緊急避難場所	指定避難所
倉吉未来中心	×	○
倉吉交流プラザ	○	○
上灘小学校	×	○
倉吉市子育て支援センター	×	○
上灘公民館	○	×
倉吉東高等学校	×	○
倉吉総合看護専門学校	×	○

*指定緊急避難場所とは、災害対策基本法の規定により、切迫した災害の危険から命を守るために一時的に避難する場所であり、指定避難所とは、同法の規定により、災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所である。

【子育て支援施設】

大御堂廃寺跡北東には、平成23年に建設された６階建ての市営住宅「うわなだ中央住宅（40戸）」があり、その１階に「倉吉市子育て総合支援センター おひさま」が設置されている。０歳から就学前の子どもをもつ子育て家庭や子育てサークル、ボランティア活動を支援する施設である。また、その南には「どんぐり保育園」、「上灘児童センター」があり、同センター内に学童保育「ぶるーむ学級」が設置されている。

倉吉市子育て支援センターおひさま

上灘児童センター・ぶるーむ学級

第５節　史跡の調査成果

１　調査等の経過

研究史　『伯耆民談記』巻之第九の「大御堂」の項に「今は堂閣なし、駄経寺村の前なる田の中に少き台あり（中略)、古へは大なる伽藍の道場なりと言伝ふ」とある。昭和７年（1932)『鳥取縣郷土史』第三編中古史で倉光清六氏・足立正氏は、「大御堂廃寺」を白鳳期の寺院で、勝宿禰神社と近距離にあることから勝部氏との関係を推定した。昭和16年（1941)『倉吉町誌』「大御堂跡」では伊佐田甚蔵氏が散在する礎石の行方を記し、伽藍配置を法起寺式と考えている。

昭和27年（1952）興和紡績株式会社倉吉工場の造成工事に伴い、倉吉町教育委員会が水田中にあった土壇の簡易な調査を実施し、塔心礎を発見した。谷田亀壽氏は「大御堂廃寺阯第１次発掘報告書」を記録し、昭和31年『倉吉市誌』にまとめる。昭和27年倉光清六氏は『続左丞抄』天暦２年（948）の官符に出てくる「仏殿が広大で雑舎が多数ある道興寺」は「駄経寺」に音通する「大御堂」ではないかと推定している（「駄経寺について」『伯耆文化』11　伯耆文化研究会　1952)。近江昌司氏は大御堂廃寺跡の鬼瓦が新羅の系譜であるとし、背景に勝部氏や伯耆国司金上元の影響を推定した（「伯耆国駄経寺址出土鬼板の源流」『朝鮮学報』第43輯　朝鮮学会　1967)。

昭和48年度松ケ坪地区の発掘調査で出土した大量の瓦を整理した眞田廣幸氏は伯耆国の古代寺院を考察し、大御堂廃寺を山陰最古段階の７世紀中頃から国分寺造営の８世紀後半まで４段階の変遷とした。(「奈良時代の伯耆国にみられる軒瓦の様相」『考古学雑誌』日本考古学会　第66巻第２号1980)さらに、大御堂廃寺の周辺寺院と軒瓦が共有関係にあることや郡名寺院であることから「公寺」の性格を有すると評価した。(「伯耆国大御堂廃寺考」『山陰考古学の諸問題』山本清先生喜寿記念論集刊行会　1986)（『新編倉吉市史』）

発掘調査　大御堂廃寺跡に関連する発掘調査を表にまとめた。(P44表）発掘調査位置図は、史跡指定（平成13年１月）の前･後で色別したものを作成した。(P44図）平成８年度～12年度の範囲確認調査の成果は、『史跡　大御堂廃寺跡発掘調査報告書』2001で報告された。ここでは、指定後の調査成果についても合わせて述べる。

これまで、史跡周辺で開発される場合には、開発側と調整しながら試掘・確認調査を行ってきたが、今後もまた開発前の調査等が必要である。

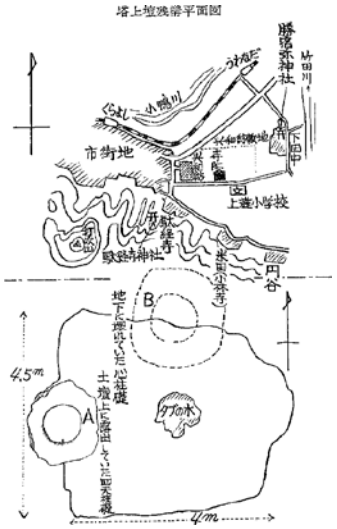

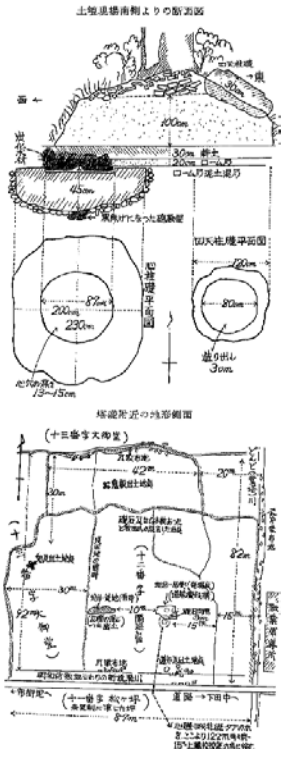

昭和27年５月調査記録図『倉吉市誌』

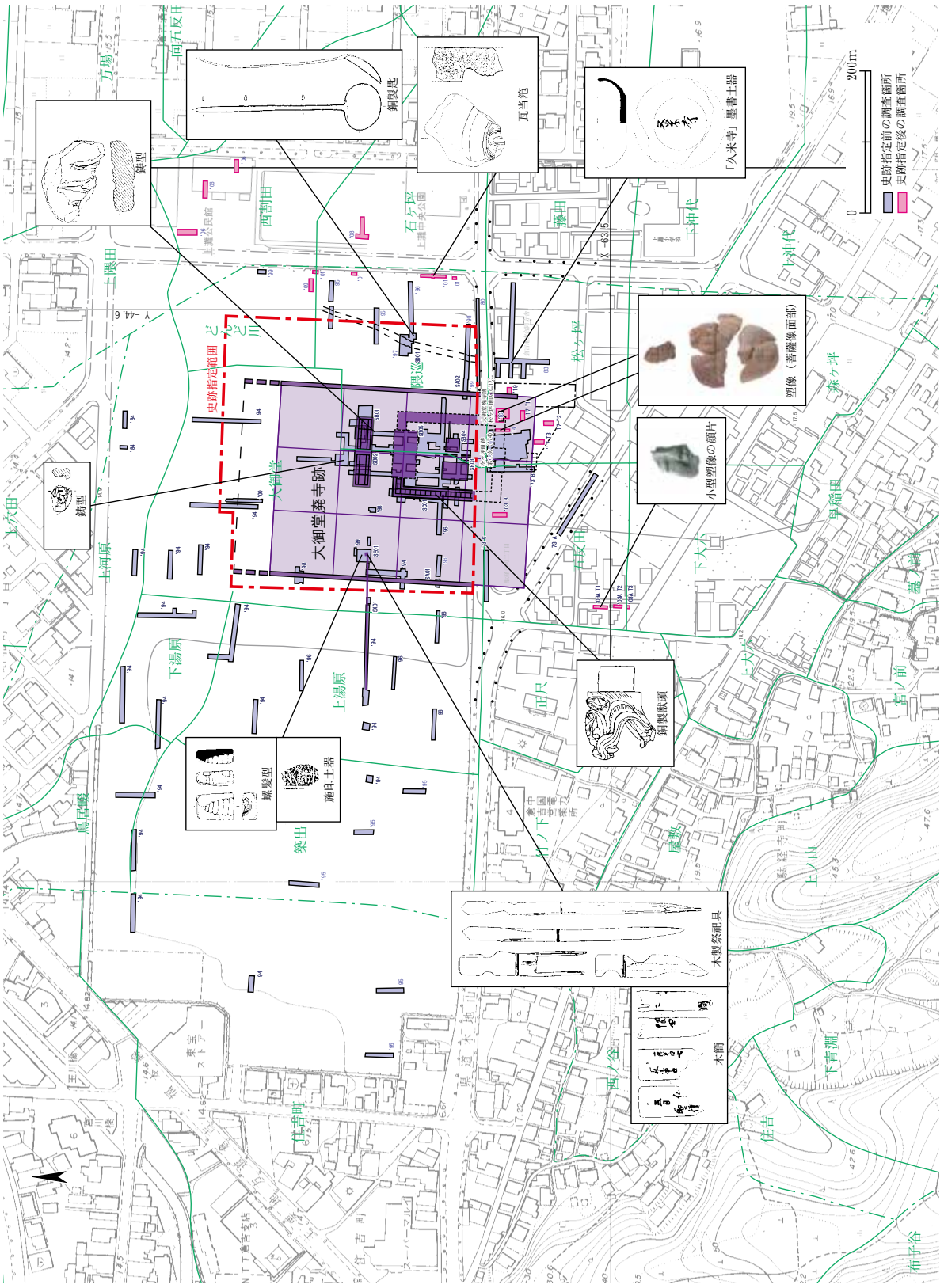

史跡指定範囲と発掘調査位置図

大御堂廃寺跡（関連遺跡含む）発掘調査一覧

	調査年	調査名	調査期間	調査面積(㎡)	遺構等	主な遺物	調査要因	備考
指定前	1973	（昭和48年度調査）	73.12.05～12.15	300	—	—	倉吉市都市計画事業上灘土地区画整理事業	
	1974	松ヶ坪遺跡第１次（昭和49年度調査）	75.01.10～3.29	300	—	—	〃	
	1980	（昭和55年度調査）	80.08.01～08.31	122	—	—	〃（道路拡幅工事）	
	1983	松ヶ坪遺跡（駄経寺２丁目地区）	83.09.29～11.17	264	—	「久米寺」墨書土器	倉吉地区合同庁舎建設	第33集　倉吉市内遺跡分布調査報告書 文化財だより第９号
	1984	（昭和59年度調査）	85.02.05～02.09	30	—	木樋	ラグビー場クラブハウス建設・遊具建設	
	1994	（平成６年度調査）	94.05.13～06.09	291	北段		興和紡績倉吉工場跡地再開発事業	第80集　倉吉市内遺跡分布調査報告書８
	1994	市内遺跡駄経寺地区	94.06.14～07.12	591	—	—	〃	〃
	1995	市内遺跡住吉駄経寺地区	95.05.22～07.04	447	—	刀金具	〃	第87集　倉吉市内遺跡分布調査報告書９
	1996	市内遺跡駄経寺地区	96.05.13～06.10	310	導水施設	木樋	〃	〃
	1996	大御堂廃寺跡第１次	96.06.11～11.11	1,135	金堂、僧房、西築地塀	塼仏、塑像、銅製匙、押出仏、「久米寺」墨書土器	範囲確認調書（主要堂塔･寺域区画の確認（３ケ年計画））	第197集　史跡大御堂廃寺跡発掘調査報告書
	1996	大御堂廃寺跡第１次補足	96.11.11～97.01.14	235	導水施設	木樋	木樋調査	〃
	1997	大御堂廃寺跡第２次	97.06.30～98.01.07	1,040	僧房、金堂、塔	仏具鋳型等金属工房関連	範囲確認調査	〃
	1998	大御堂廃寺跡第３次	98.07.17～99.03.04	1,000	講堂・回廊	銅製獣頭、石仏片 金銅製帯先金具	範囲確認調査	〃
	1999	大御堂廃寺跡第４次	99.07.02～00.03.17	150	溜枡、東築地塀	施印土器、螺髪型木簡、木製祭祀具	範囲確認調査（木樋等追加調査）	〃
	2000	大御堂廃寺跡第５次	00.05.08～06.16	60	北段	—	範囲確認調書（寺域北限の再確認）	〃
指定後	2001	駄経寺町２丁目地区（大御堂廃寺跡関連遺跡）	01.09.07～10.10	58	掘立柱建物	瓦当笵	市道東厳城町駄経寺町線道路改良工事	第120集　倉吉市内遺跡分布調査報告書12
	2003	駄経寺町２丁目Ａ地区（大御堂廃寺跡関連遺跡）	03.12.03～12.11	36	—	小型塑像の顔片	土地売買計画	第123集　倉吉市内遺跡分布調査報告書13
		駄経寺町２丁目Ｂ地区（大御堂廃寺跡関連遺跡）	03.10.30～11.14	31	—	—	〃	〃
	2006	上灘町地区	06.08.30～10.16	119	—	—	上灘公民館建設	第127集　倉吉市内遺跡分布調査報告書14
	2008	上灘町地区	08.07.29～09.02	63	—	—	上灘公園整備工事	第133集　倉吉市内遺跡分布調査報告書15
	2009	駄経寺町２丁目地区	09.07.28～08.10	27	—	—	上灘中央交流促進事業トイレ整備	第136集　倉吉市内遺跡分布調査報告書16
	2014	駄経寺町２丁目地区（松ヶ坪遺跡）	14.07.24～07.30	15	—	塑像、塼仏、鉄滓、銅滓	宅地造成工事	第144集　倉吉市内遺跡分布調査報告書18
	2016	駄経寺町２丁目地区（松ヶ坪遺跡）	16.08.19～09.09	21	—	鉱滓	個人住宅新築	第152集　倉吉市内遺跡分布調査報告書19
	2017	大御堂廃寺跡（松ヶ坪地区）	17.04.12～05.29	75	方形土壙	塑像（菩薩像面部）、塼仏、鉄滓、銅滓	個人住宅新築	第154集　倉吉市内遺跡分布調査報告書20
	2017	駄経寺町２丁目地区（大御堂廃寺跡（松ヶ坪地区））	17.04.12～06.28	63	—	鉄滓、銅滓	宅地販売	〃
	2019	駄経寺町２丁目地区（大御堂廃寺跡（松ヶ坪地区））	19.05.13～07.10	30	東築地塀	塑像、鉄滓、銅滓	個人住宅新築	令和２年度　刊行予定

２　遺構・遺物

ア　遺構

寺域　寺域を区画する施設として、東西は築地塀、北は整地した段を検出している。南は瓦溜まり等出土遺物から字五反田・字松ヶ坪内と推定されるが遺構の検出に至っていない。

中心伽藍を含む寺院空間は、東西築地塀の心々距離約135m（約450小尺＝375大尺）、南北は約180m（500大尺）と推定される。寺院経営の付属院地は不明であるが、西築地塀の外には木樋、東築地塀の外には東溝が確認されている。史跡指定地より北側は河川跡で遺構は遺存していないが、東側と南側は寺辺地の遺構が残る可能性がある。寺院空間を45m方眼（125大尺方眼）を東西３マス―南北４マスの長方形で「上灘村大字駄経寺村地圖」に図示したが（下図）、４マス四方の正方形との指摘がある。（花谷浩　「文化財だより」　第77号　倉吉文化財協会　2020）

中心伽藍　寺域の東側１／３に中軸線をもち、西に南北棟の金堂、東に塔、北側に東西棟の講堂を配置する官寺特有の「川原寺式（観世音寺式）」伽藍配置（奈良県・７世紀後半、天智朝建立、中国唐代の建築様式）で、畿内・北部九州を中心に全国で10数ヵ寺確認されており、地方寺院では珍しい。回廊は講堂に取り付き、北に僧房がある。

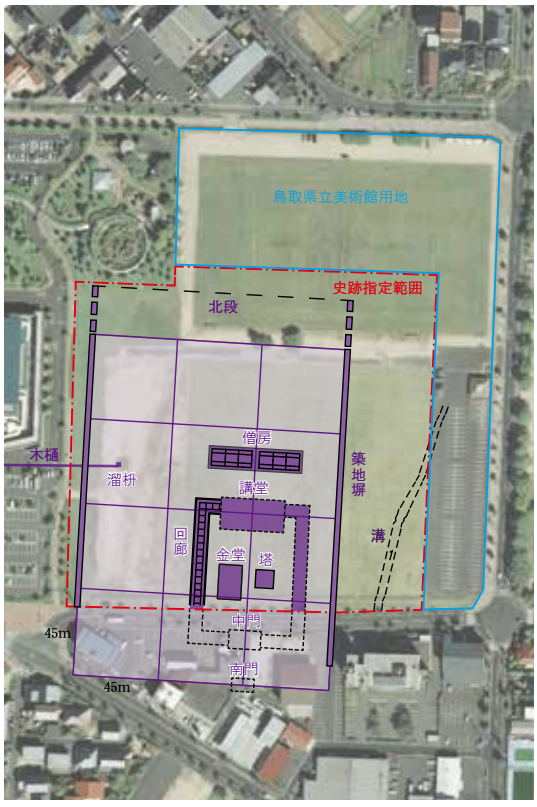

空中写真と遺構配置

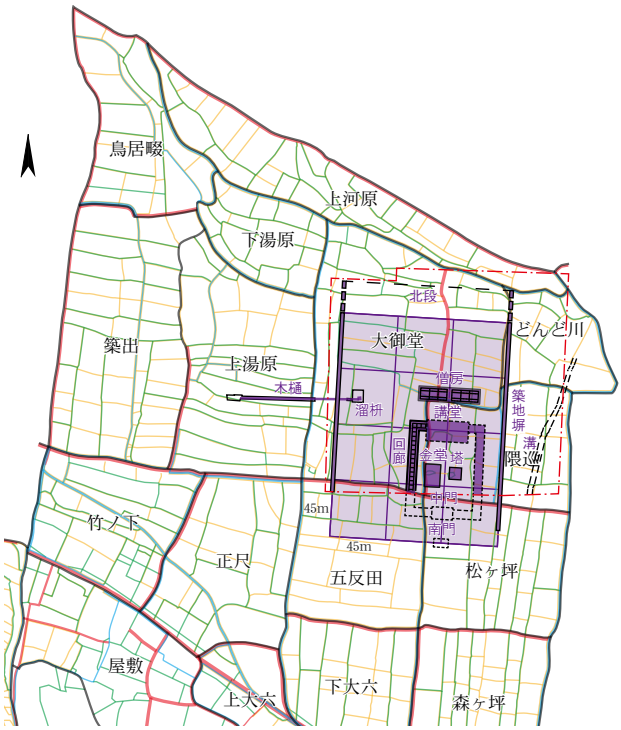

上灘村大字駄経寺村地圖と遺構配置図

塔（SB04）　塔は釈迦の舎利を祀る建造物。心礎は昭和27年に原位置から移動されている。発掘調査では直径約５mの抜取り穴を確認した。建物規模は基壇上面が失われて不明であるが、基壇規模は推定9.6m四方である。地覆石やその抜取り穴から乱石積基壇と推定される。掘込地業の深さは検出面から0.2mである。同時期の塔の高さは、法隆寺の五重塔が31.5m、薬師寺東塔が

33.6mであり、それらと同等の高さであったと推定される。

『倉吉市誌』（昭和31年）によると、工場用地として埋め立てられる前に、南北4.5m×東西4.0m、高さ１mの塔跡の土壇があり、倉吉町教育委員会が昭和27年５月26・29・30日の３日間の調査を行っている。その際に地下から心礎が見つかり、心柱は炭化した状態であったとある。塔は焼失したものと思われる。

金堂（SB03）　本尊を安置する仏堂で、伽藍の中心をなす。基壇土と掘込地業から南北棟（東面金堂）と推定され、基壇西辺で乱石積基壇２m分を確認した。基壇規模は推定東西12.3m、南北18.4mで、掘込地業（基礎工事）の検出面からの深さは0.5mである。建物構造からみると南北長が長すぎるとの指摘があり、建物を身舎四面廂付２×３間で９尺等間・廂７尺・軒の出５尺として復元すると南北約15.1mとなり、平面的に検出した基壇土の南北長約15.5mに近いものとなる（花谷浩　2020）。

塔・金堂のサイズは標準サイズで、基壇縁間は7.2m（20大尺）と近接している。中枢部が近接するのは古い要素と解釈される。

塔跡と金堂跡（東から）

金堂跡（東から）

講堂（SB05）　僧侶が論議を重ねる建物。基壇上面は削平されている。基壇規模推定南北約16mで、伽藍中軸線で折り返すと36.6mの巨大なものとなり、建物として無理がある。一般的な身舎７間の四面廂建物に復元すると東西長は数メートル短くなり、伽藍中軸線から西の金堂背面に位置していたものと推定される。

基壇内から７世紀後半の須恵器坏身が出土している。下層の旧水路を埋め立てた上に建てられている。

下層から、東西11.1m、南北6.6mの建物（SB07）を確認。桁行４間、梁行３間。確認した層位などから講堂に先行する建物と考えられる。

僧房（SB01・02）　僧の居住する建物。東西棟両面廂付建物２棟を東西に並列させる。建物規模はともに東西21.3m、南北8.8m、桁行９間、梁行４間。基壇規模は推定東西49.0m、南北11.8mで低基壇である。中央に土間の通路（馬道（めどう））、東西に桁行３間ずつの３房計６房の小部屋を配する構造。１房には８～12人の僧侶が居住したと推定されている。いずれも中央の房は東西柱間が

狭い。一室は東西房はそれぞれ7.2m、中央房は6.9m、南北4.6mで、廂の出は2.1m。礎石は原位置のままのものはなく、後世の水田耕作のため落とし込まれている。礎石は柱座の加工のない自然石が用いられる。

塔跡基壇心から僧房跡基壇心まで約63m（175大尺）に位置する。SB01・02の中軸線は、塔跡と金堂跡との中間にあり、建物配置に一体性がある。

僧房跡

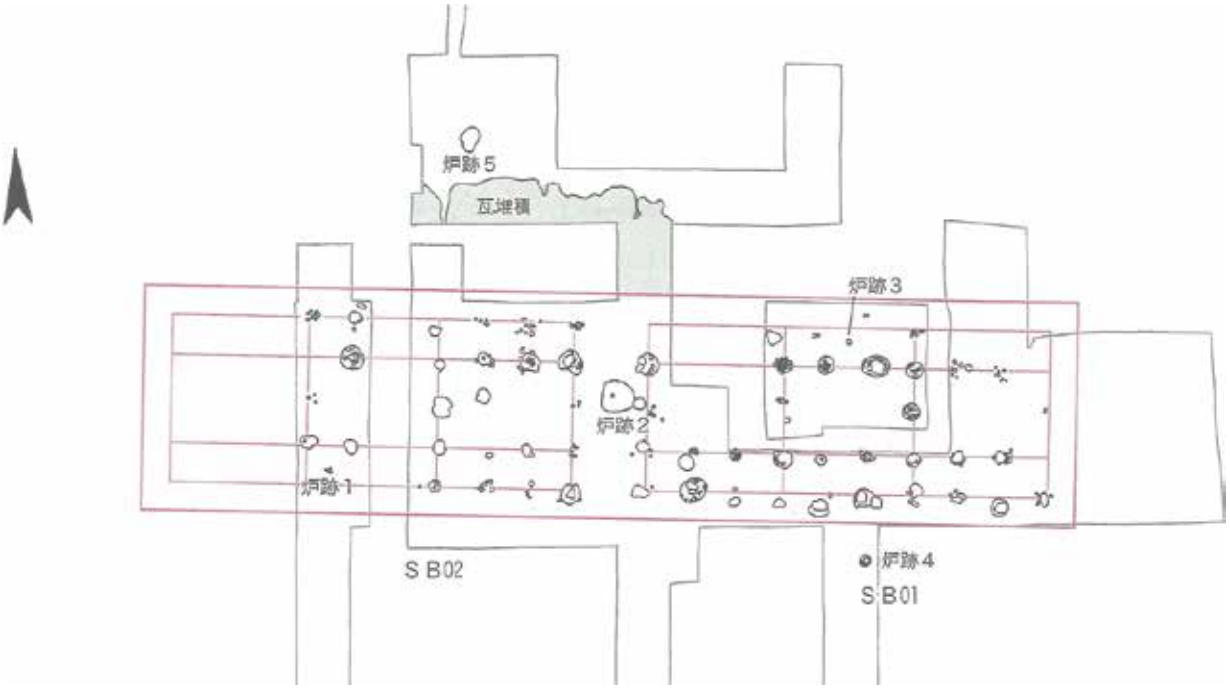

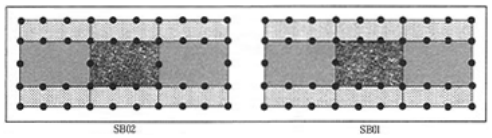

僧房遺構図・復元模式図

西回廊（SC01）　塔・金堂を囲む廊状の建物。根石と礎石抜取り穴、基壇縁石と敷瓦・雨落溝を確認した。基壇幅6.9m（23尺）、桁行3.6m（12尺）、梁行3.3m（11尺）に復元される単廊で、基壇内側には自然石を並べた雨落溝を、外側には素掘りの雨落溝を穿っていた。しかし、基壇幅、梁行とも大きすぎること、基壇内側の縁石は大御堂廃寺廃絶後の可能性があるとの指摘があり、建物構造や講堂との接続から梁行９尺で講堂南廂に取り付く復元案が示されている（花谷浩　2020）。

西回廊跡

主要堂塔の推定される建築構造

	塔	金堂	講堂	僧房	西回廊	築地塀（掘立塀）
基壇規模・外装	一辺9.6m 乱石積基壇	東西12.3m 南北18.4m 乱石積基壇	不明	49.0×11.8m 基壇外装無し	基壇幅6.9m	基壇幅4.2m（東） 雨落溝間5.0m 外装不明
柱配置・柱間	不明	不明	不明	全体復元可能 中央３間7.5尺 （2.22m）等間 それ以外８尺 （2.37m等間）	検討要 桁行柱間3.6m 梁行柱間3.3m	復元可能 柱間1.9m
礎石建・掘立建	礎石建 礎石有り	不明	礎石建 下層掘立 柱建物	礎石建 礎石柱座無し	礎石建 下層掘立柱塀	
柱径・柱高さ	心柱孔直径87㎝ 柱径80㎝	不明	不明	不明	不明	不明

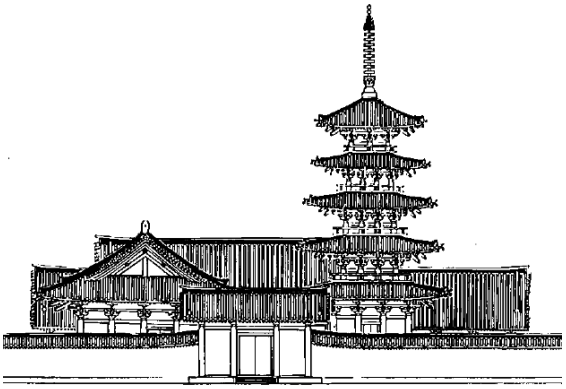

大御堂廃寺のイメージ図

川原寺（７世紀後半）復元模型
（週刊朝日百科　日本の国宝009　朝日新聞社1997）

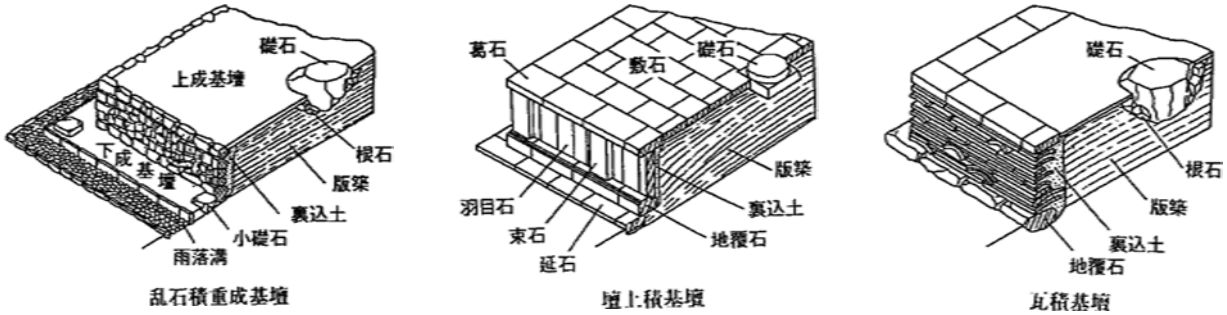

（岡本東三『日本史リブレット17　古代寺院の成立と展開』山川出版社　2002）

築地塀（SA01・02）　土を詰めて突き固める版築の技法による土塀の上に瓦屋根を設けたもの。東SA02・西SA01で見つかり、その距離は心々で約135mある。寺院の東辺・西辺を画していたと推定されるが、北辺は不明。東築地塀の基壇幅は約4.2mで、基部から検出面まで高さ0.35m遺存していた。基底幅は約2.4mと推定され、塀の高さはその２～３倍といわれることから、高さ約５mに復元できる。両側に幅0.7―0.8mの雨落溝が有り、雨落溝間の距離は心々約5.0mの立派

なものである。深さ0.45mの掘込地業を伴い、下層には掘立柱塀（柵列）（SA03）の新旧２列が検出された。柱掘方は0.9×1.2m。しばらく掘立柱塀で囲っていたものを、８世紀に築地塀に建て替えられたものと推定される。

東築地塀SA02の1999年調査区は、軒丸瓦と道具瓦の出土量が突出しており、東門に近い可能性が高い。軒平瓦が全く検出されていないことから、東門には平瓦を重ね、軒平瓦を用いなかったと考えられる。

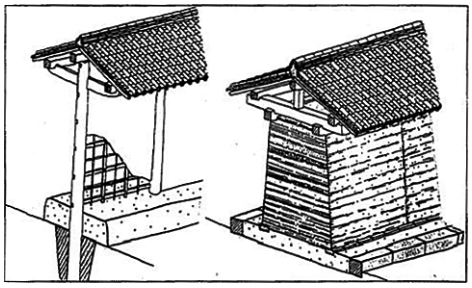

掘立柱塀と築地塀

東築地塀断面

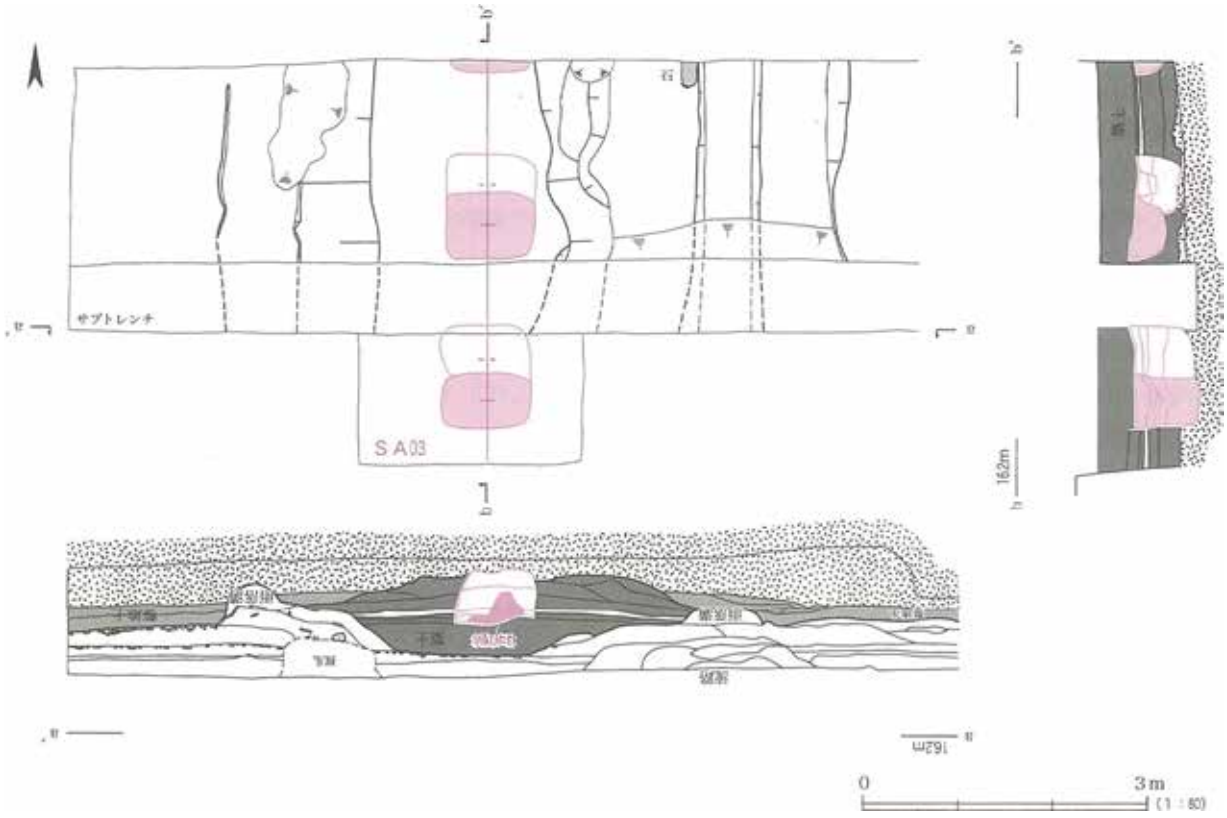

東築地塀遺構図

下層遺構　本格的伽藍に整備される前の下層遺構として、西回廊SC01下層の掘立柱塀SA05、東築地塀SA02下層の掘立柱塀SA03がある。共に位置に変更がないので仮塀と推定される。また、講堂下層と塔下層に掘立柱建物SB07、SB06がある。

冶金工房　西回廊の下層で炉跡を２基、僧房周辺で炉跡を５基検出した。炉跡周辺からは、鋳型・坩堝・鞴羽口・羽口台・鉱滓・炉底などが出土した。寺院内で鋳造・鍛造されていたことが確認された。

- 僧房（SB01）の南の炉跡４は鉄床石（かなとこいし）が据えられ、西側の廃棄物層から三鈷杵の鋳型片・坩堝片・鉄釘・漆付着須恵器・記号漆書土器などが出土した。土器の時期は７世紀末から８世紀前葉に比定される。
- 僧房（SB02）の北の炉跡５は瓦や土器を詰めて構築したもので、周辺で蓮弁の鋳型が出土している。土器の時期は伯耆国庁第２段階、９世紀に比定される。炉跡の位置関係や土器の時期から、操業は寺院の維持管理下にあったものと推定される。
- 松ヶ坪地区の発掘調査でも、冶金関係の遺物が多数出ている。平成30年度調査で鍛冶関係の方形土壙が検出された。

東溝（SD01）　東築地塀の外側を南西から北東へ流れる幅約1.5mの水路で、調査区は講堂推定地のほぼ真東となる。木杭と矢板で打って流路を造っていた。溝の西側では、銅製の匙が出土しており、瓦のほか多量の墨書土器、油煙の付着した灯明皿、燃えさしなども出土した。９世紀代を主とする祭祀空間と推定される。丹塗供膳具５に対して薄手の手捏土器皿１が出土している。この皿は塩皿の可能性がある。

木樋（SX01）　寺域外西側から湧水を自然流下方式で引水し、寺域内にある溜枡まで導水する上水道施設。約15㎝角の杉材を縦に裂き割り、蓋と身に分け、両端に継手を作り導水部分をくりぬく。一端に枘穴を、もう一端に突起をつくり次々につなぐ。長さにばらつきがあるが、約5.6mで、総延長約96m、推定で18本を連結する。取水口より西にも設置溝が掘削され、溝内に高さ調節のための石や瓦が置かれていたことから､木樋はさらに西へ設置されていたものと推定される。

木樋12本中６本の枘孔側の隅部に番付様の符号が１字ずつ、蓋上面に３ヵ所、身側面に５ヵ所観察された。蓋と身を合わせる印か、あるいは木樋を連ねる順序を示すものと考えられる。判読できたものに「子ヵ」｢未ヵ」「卯」｢巳」がある。史跡指定外の木樋遺構は記録保存。木樋本体は取り上げて保存処理。

木樋（西から）

連結状況

取水口

溜枡（SE01）　伽藍中軸線から西72mの位置。基底部に井桁を組んだ角材（土居桁）を備え、その四隅に立てた角材に縦溝を彫り、これに横板を上から落とし込む「方形横板組隅柱留」の構

造。土居桁内は、長さ20㎝前後×厚さ約５～10㎝の川原石を敷き、その上に２～３㎝大の玉砂利を敷き詰める。規模は内法東西0.99×南北1.14m、横板幅約30㎝、厚さ５～６㎝。一般に規模の大きなものは横板組である。隅柱と横板に番付があり、番付の方位は実際の設置方位に対し90度左回りにずれていた。

材質は木樋同様杉材で、横板（東２）の年輪年代測定から木材伐採時期は西暦663年に概数値約67年を加えた730年との結果が得られた。溜枡内下層から木簡・木製祭祀具・木製品・植物種子などや、７世紀後葉～８世紀前半の土器が出土した。大規模な木樋と溜枡の施設ながら使用期間は意外にも短く、10数年程度と推定される。覆屋は不明。部材は取り上げて保存処理。

※参考　730年代の出来事

天平７年（735）８月……大宰府管内で疫病により死亡するものが多い。道饗（悪鬼が侵入しないように街路で祭祀すること）をして防ぐこと

天平９年（737）……天然痘大流行。都城に限らず農村でも流行。
政界の中心にいた左大臣・藤原武智麻呂、参議・房前、宇合、麻呂の四兄弟の死。

天平13年（741）……国分寺建立の詔

木樋と溜枡（西から）

溜枡遺物出土状況（南から）

溜枡内出土遺物

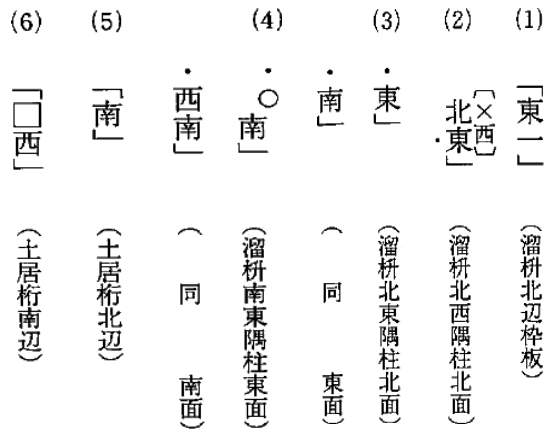

溜枡の番付（『木簡研究』第22号　木簡学会　2000　P196）

瓦窯体（東溝SB01出土）

瓦窯　２次調査、東溝SD01の西側で瓦窯の灰原を確認した。窯体の中には瓦片と須恵器小型高坏が熔着しているものがあり、７世紀後半代の瓦陶兼業窯であったことを示している。市内では瓦窯の調査例はない。

塔心礎・四天柱礎　現在、大御堂廃寺の塔心礎・四天柱礎が、上灘町の上灘小学校の玄関西側の盛土上にある。共に安山岩質で、塔心礎は長径約2.3m、中央に直径87㎝・深さ15㎝の柱孔があり、礎石は長径1.3m、直径80㎝の柱座がある。史跡整備にあたっては、上灘小学校から史跡地内へ移動することを検討する。

塔心礎・四天柱礎（上灘小学校）

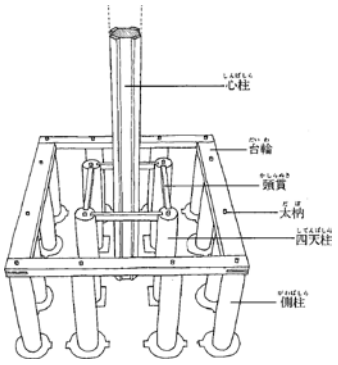

塔の構造材（西岡常一他『日本人はどのように建造物をつくってきたか　法隆寺』草思社　1980）

大御堂廃寺跡の礎石と伝わるもの　大御堂廃寺の礎石と伝わるものが、下田中町の勝宿禰（かつすくね）神社の石垣に２個、駄経寺町の新宮神社の鳥居の台石に２個ある。倉吉博物館の北庭にも花崗岩質、柱座約66㎝の礎石１個がある。また、賀茂神社社務所の前庭に据えられたもの（『倉吉町誌』P762）とあるが確かなものはない。

「200年前大御堂阯より発掘して徳岡書籍本店から配られたという四天柱礎並に側礎が現在庭園に使用されていると傳う家々　徳岡本宅、遠藤氏、進藤氏、奥平氏（奥田という、ここはもと辻氏がいたという）、大岳院、何れも茶庭用として一基づつありという」（谷田亀壽「大御堂廃寺阯第１次發掘報告書」1952）との記述がある。遠藤氏・奥平氏の庭は消滅し確認できない。西町徳岡茶舗の中庭のものは柱座の中心に十字を刻むもので中世寺院、あるいは大御堂廃寺跡とは別の「駄経寺」の礎石とも推定される。

金堂内陣の礎石が光明寺本堂左軒下と旧遠藤屋敷の本邸裏の小園（現在、解体後更地）に立てかけてあったともある（『倉吉町誌』P182）。また、明治初年の頃までは多くの礎石が残っていたが、概ね数個に打ち割って、駄経寺部落大道沿いの用水路の縁の石材に利用した、との記載もみられる。（『倉吉町誌』P762）このように、大御堂廃寺跡の礎石は『伯耆民談記』の書かれた江戸時代中期頃から古代寺院の伽藍石として持ち出され、周辺地域に散在していることが想像される。

大御堂廃寺跡の礎石として確実なものは、現在、上灘小学校に保管されている塔心礎と礎石の２個である。

勝宿禰神社（左右）

新宮神社

倉吉博物館

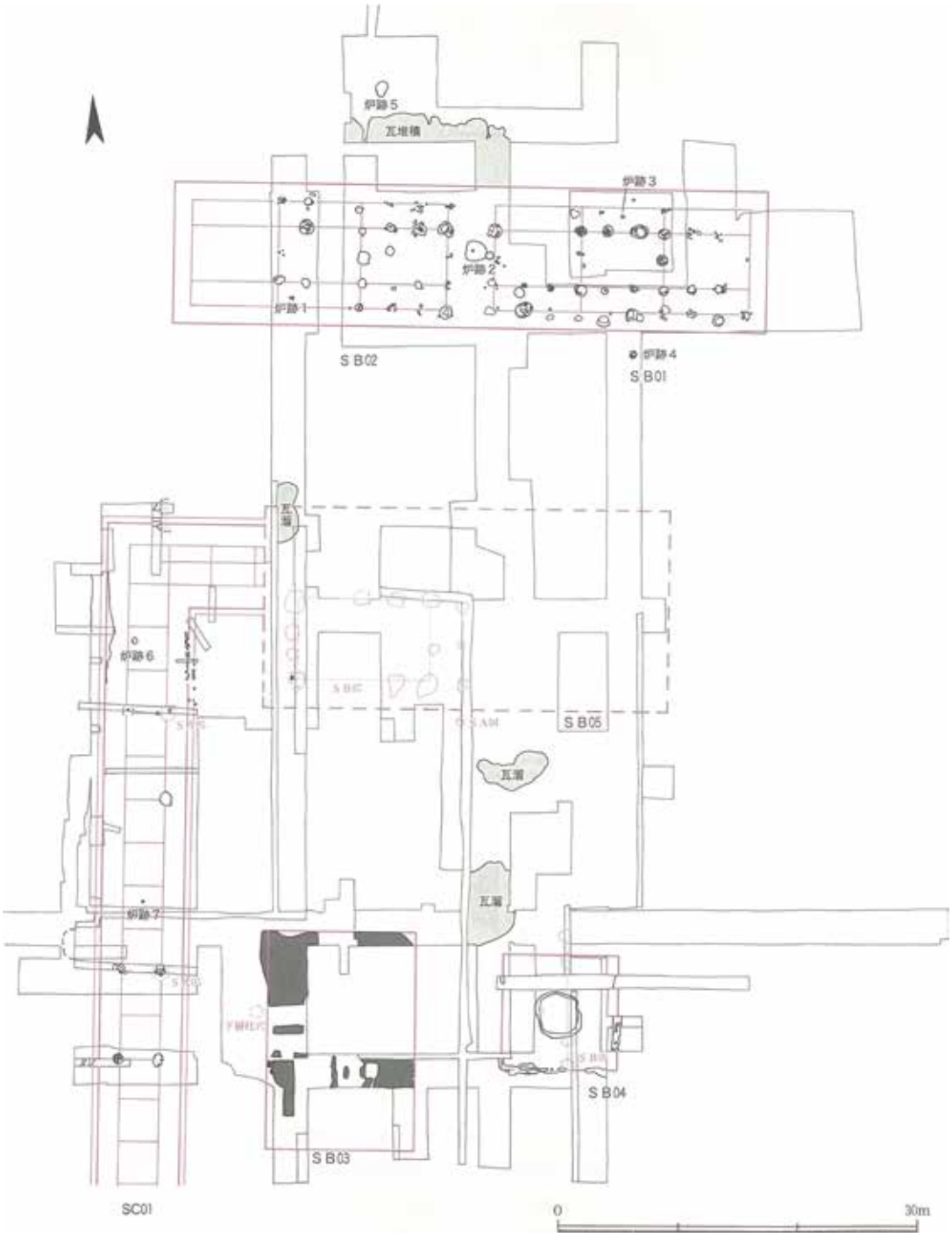

中心伽藍遺構全体図

イ　遺物

瓦　軒丸瓦、軒平瓦、鴟尾、鬼瓦、道具瓦、文字瓦などがある。軒瓦は、瓦当笵に粘土を詰めて作る。笵が同じものを同笵瓦、同じ系統の文様のものを同系瓦とよばれる。

◆**軒丸瓦15型式18種類、軒平瓦５型式**あり、伯耆国分寺は軒丸瓦12型式、軒平瓦14型式であるので、地方寺院としては非常に種類の多いのが特徴である。これらの瓦は７世紀中頃から８世紀後半に至る４段階に区分される。各型式の説明は省略した。瓦から見た寺の変遷を段階ごとにまとめる。

第１段階：７世紀第３四半世紀　創建期〔軒丸瓦Ⅰ類〕

軒丸瓦Ⅰ類は素弁八弁蓮華文の韓半島系瓦。山陰最古級の軒丸瓦で、組合う軒平瓦はない。山陰最古の瓦葺き仏堂となる。位置・規模とも不明。

第２段階：７世紀第４四半世紀　本格的瓦葺き伽藍整備　畿内中央寺院式瓦（高麗寺式）**の受容期**〔軒丸瓦Ⅱａｂ～Ⅷ類、軒平瓦Ⅰ・Ⅱ類、鬼瓦Ⅰ類〕

軒丸瓦Ⅱ～Ⅷ類は複弁八弁蓮華文。軒丸瓦Ⅱ～Ⅴ類と大型のⅧ類は川原寺式、Ⅵ・Ⅶ類は本薬師寺式・藤原宮式。製作時期に差が認められ、造営工事が継続的に営まれたものと考えられる。軒平瓦Ⅰ・Ⅱ類は四重弧文、川原寺式。

軒丸瓦Ⅷ類は独特の線鋸歯文で、瓦当面が厚手のものと薄手のものがあり、笵傷の観察から厚手の方が古い。Ⅷ類は河村郡の大原廃寺、野方・弥陀ケ平廃寺、久見（ひさみ）遺跡と瓦当文を共有し、久米郡を越えての瓦の供給体制をもっている。鬼瓦Ⅰ類は県内唯一の蓮華文鬼板。

第３段階：８世紀前半　部分的な造営ないし改修　変容と独自性期

〔軒丸瓦Ⅸａｂ～Ⅺａｂ類〕

軒丸瓦Ⅸ類は複弁八弁蓮華文でⅧ類を省略化した川原亜式。木樋設置の高さ調整に使用されていた。軒丸瓦Ⅹ・Ⅺ類は単弁十二弁蓮華文で、新羅系の影響を受けたもの。面違鋸歯文は伯耆国ではこの２類のみ。

第４段階：８世紀第３四半世紀　新羅的要素　改修・差替　国分寺造営期の大改修

〔軒丸瓦Ⅻ～ⅩⅤ類、軒平瓦Ⅲ～Ⅴ類、鬼瓦Ⅱ類〕

軒丸瓦Ⅻ類は単弁八弁蓮華文で圏線上に珠文を配す新羅系の要素が認められる。小型。軒平瓦Ⅲ～Ⅴ類は均整唐草文。瓦当面の中心飾消失。一枚作り。鬼瓦Ⅱ類は鬼面文。

伯耆国内の寺院は伯耆国分寺系の軒瓦が用いられるが、大御堂廃寺・大原廃寺には見られない。国分寺造営期に新羅系の別の瓦笵を持ち得ている。大御堂廃寺・大原廃寺は、国司管轄の瓦組織において別格であった可能性がある。

蛍光Ｘ線分析法による胎土分析の結果（白石純『報告書』P87）、大御堂廃寺Ⅷ類と大原廃寺Ⅰ類は、瓦製品の移動ではなく、瓦当笵の移動が想定される。７世紀第４四半世紀に郡を越えて瓦が供給され、造営者間の政治的な背景を示すものである。

川原寺式軒丸瓦

◆**鴟尾**（しび）　鴟尾は大棟の両端に取り付けた瓦製の飾りで、一般に高さ１ｍを超え、重さ300～400kgある。因幡・伯耆・出雲には「山陰系鴟尾」とされる特徴的なものがあり、その全形を伝える玉鉾等ケ坪廃寺（たまぼことうがつぼはいじ）（鳥取市国府町）例がある。「山陰系鴟尾」は鰭の段差を作らないで貼付突帯で表現し、胴部は須恵器蓋のつまみ様の珠文を付けたうろこ紋様で飾る。技法も形態も鴟尾作りに須恵器工人の動員されたことが分かる。

大御堂廃寺跡では、鴟尾Ⅱ類―鰭部を正段型に表現した「胴部無文鴟尾」で７世紀第３四半世紀後半と、鴟尾Ⅰ類―縦帯に突帯を貼付け体部に鱗状沈線を施す「山陰系鴟尾」との２種ある。

◆**鬼瓦**　鬼瓦は、大棟（おおむね）や降棟（くだりむね）・隅棟（すみむね）の端に付けられる。７世紀代は蓮の花を飾る蓮華文で方形のものが一般的で、８世紀になると鬼（獣）面が出現し形も円頭台形からアーチ形へと変わる。鬼面は邪気を払うとされ、日本最古の鬼面鬼瓦は大宰府政庁の８世紀初めのものである。

大御堂廃寺跡では、鬼瓦Ⅰ類が蓮華文で形は円頭台形に近い。山陰地方唯一の蓮華文である。主文様は単弁八弁蓮華文で上縁に鴟尾鰭部状の段がある。外区内縁に大型の連珠文を配すもので、奥山久米寺や吉備寺跡の系統に属するが､後出的。７世紀第４四半世紀に比定。Ⅰ類ａは瓦当裏面に同心円叩き目－１点、Ⅰ類ｂは瓦当裏面に平行叩き目―１点､。瓦当裏面に須恵器の製作技術である叩き目が施され、須恵器工人の瓦生産への動員を知る資料である。寺院造営にあたり、造瓦技術に習熟しない須恵器工人の動員された様子が、鬼瓦・鴟尾に認められる。

唐招提寺金堂大棟の鴟尾（高さ約120㎝　８世紀）

鬼瓦Ⅰ類―蓮華文

鬼瓦Ⅱ類―鬼全身像

鬼瓦Ⅱ類が鬼全身像で、アーチ形に鬼面を大きく表し、眉は鹿角状、耳は火焔形、釧（くしろ）をはめた四肢に蹲踞（そんきょ）の姿勢をとる。浮彫風に表現した優品で、唐・新羅の影響を受けた整美なものである。８世紀第３四半世紀に比定。

◆**文字瓦**　平瓦、丸瓦の中には「本上」「本」「占」「□□加」「井」「二」などのヘラ書や、「大」「王」「□」「井」の４種の刻印されているものがある。郡郷名を類推できるものはなく、意味は不明。瓦工あるいは造瓦工房名と考えられる。製作者名を明記するのは、仕事量に応じて賃金支給するような臨時工（雇工）が想定され、責任の所在を明らかにするものといわれる。ヘラ書と刻印の両者にみられる「井」は、道教の符号である「九字」（護身の秘呪の略号）の可能性がある。これらは瓦の成形・調整から、第２段階の本格的な整備期のものと推定される。なお、伯耆国分寺では文字瓦は出土していない。

◆**丸瓦**　行基式（無段式）と玉縁式（有段式）があるが、量的には行基式の方が圧倒的に多い。

◆**平瓦**　「桶巻作り」と第４段階の「一枚作り」がある。凸面の叩き板の種別、端面や側面のケズリ落としの調整方法など観察が必要である。

◆**瓦当笵**　瓦当笵は東築地塀から寺外約80m東の、歩道拡張工事に伴う事前調査で見つかった。陶製で、軒丸瓦ＸＶ類の笵である。共伴遺物から９世紀代（伯耆国庁第２段階）の差替瓦を製作したものと推定される。

瓦当笵は千葉県コジヤ遺跡、長野県東山遺跡、大阪府新堂廃寺に類例があるが、笵そのものと製品が揃うのは珍しい。瓦当笵は瓦工あるいは瓦工集団の所有ではなく、造寺司等の公的機関で管理されるものとされる。

土器　大部分が東溝と溜枡からの出土であり、その他、僧房・講堂・東西の築地塀からも出土している。土師器・須恵器が大半を占めており、黒色土器・貿易陶磁器・硯なども出土している。土師器は７世紀後半から11世紀にいたる時期の坏・高台付坏・皿鉢などである。

須恵器は、坏・高台付坏・坏蓋・椀・鉢・横瓶・浄瓶・円面硯・香炉蓋・瓶などが出土している。

◆**墨書土器**　寺名を示す「久米寺」、それを省略した「久寺」や「寺」「吉」「福」「浄私」などが書かれた墨書土器が東溝から総数約160点出土している。器種としては坏・高台付坏・皿・高台付皿、鉢・壺がある。

◆**施印土器**　須恵器坏の底部内面中央に「久寺」と焼成前に施印したものが２点、溜枡（SE01）の掘方で出土した。同一印から施印。印面は縦2.2×横1.6㎝。書体は行書。破片自体は小さく時期を特定できないが、溜枡の掘方出土の土器から７世紀後葉～８世紀前葉に比定される。少なくとも、溜枡を造る以前、既に「久米寺」として物流していたこと、一般物と区別して納入先を特定した管理体制下で生産していたことがわかる。品質保証のマークでもある。

施印土器の類例としては平城宮・京や斎宮跡「寳」、岐阜市朝倉古窯跡群・老洞古窯跡群の「美濃」「美濃国」、三重県北勢町権現坂遺跡「桑名国依」、岡山県金山窯跡、美作国府跡の「林」「苫」、勝央町平遺跡の「印」「天」「郡」などがあるが、須恵器の寺名の施印は未だ例が無い。

◆**貿易陶磁器**　白磁28点、青白磁４点、青磁45点。龍泉窯系青磁・同安窯系青磁があり、時期は11世紀後半から16世紀と広い。龍泉窯系青磁の特殊器形の破片も含まれ、12世紀中頃～後半に比定される。一般には出土量の少ない青白磁碗・皿がやや多い。寺院廃絶後も貿易陶磁器を有す何らかの施設があった可能性が高い。

塑像　金堂跡・講堂跡・塔跡の周辺や回廊跡と築地塀から塑像や塼仏の断片が出土している。塑像は木心に荒土・中土・仕上土を塗り付けて形作る仏像。塑像の断片は64点あり、多くが火中し素焼き状態になっている。この断片の中には、螺髪や白毫、腕や膝などの部位を特定できるものもある。螺髪の大きさからから、金堂に安置された本尊は塑像の丈六仏と推定される。指定地外の南でも小型顔面（平成15年度試掘・確認調査）、菩薩頭部（平成29年度本発掘調査）が出土している。大きさの違いから、堂塔毎に安置された小像を含めた塑像群の存在がわかる。塑像全体は川原寺（明日香村）や薬師寺（奈良市）に類し、顔相は中国のもの（例：永寧寺（洛陽））に似る。菩薩頭部は８世紀の製作と推定。

◆**螺髪の型**　合型の片側で陶製。この型から左７回巻、高さ4.2㎝の螺髪ができる。全国的にも型そのものの出土は珍しく、衣川廃寺（滋賀県大津市）のみ。造仏司に関わる遺物として注目される。溜枡SE01調査区より出土。

塼仏　塼仏は型に粘土を押し付けて成形し、焼成後に金箔を押したものである。堂塔周辺に集中することから、荘厳具として堂内壁を装飾したものと推定される。

塼仏の断片は13点で、方形三尊塼仏７、独尊塼仏１、六尊連立塼仏２、形式不明３である。方形三尊塼仏は中尊、脇侍、飛天等の断片で、中には漆箔（漆の上に金箔をつける技法）が残るものもある。六尊連立塼仏は如来立像を二段三列に配する塼面である。

塼仏は、現在149遺跡が知られており、その分布は北は宮城県から南は大分県までの28府県にまたがっている。約２/３が近畿地方に集中している（森本貴文編「日本の塼仏集成」『東アジア瓦研究』第３号　東アジア瓦研究会　2013）。塼仏は朝鮮半島ではこれまで２例の報告があるが、日本出土例に類似したものはなく、中国からの影響とされる。（亀田修一他「発掘された仏像」『季刊　考古学』第34号　雄山閣　1991）

県内ではわずか４遺跡で、因幡国では鳥取市上原遺跡（気多郡衙）、伯耆国では、大御堂廃寺・大原廃寺・斎尾廃寺で出土している。大原廃寺は連立塼仏、斎尾廃寺は方形三尊塼仏で、大御堂廃寺はその両方ともあり、ともに図様の明瞭さから大御堂廃寺のものを元型としたと推定される。

◆**方形三尊塼仏**　長方形（約縦21×横14㎝）の塼面で周りに素縁を巡らす。中尊は衣を偏袒右肩（左肩に法衣をかけ、右肩を露出する。恭敬の姿で、如来形の仏像の法衣の着方に表現。）に纏い、宜字座に腰掛けて右手を上に定印を結ぶ。頭光は円光形で周縁にＣ字形の装飾をめぐらし、身光は火炎形。

（左）夏見廃寺出土方形三尊塼仏（復元品）縦21.3×横14.0㎝
（『荘厳』大阪府立近つ飛鳥博物館　2001）
（右）大御堂廃寺跡出土方形三尊塼仏と夏見廃寺出土方形三尊塼仏復元図
（『夏見廃寺』名張市教育委員会　1988）

両脇侍は円光を負い合掌して立つ。上方に天蓋と散華する飛天を表現する。いわゆる夏見廃寺型で、石川県から広島県まで27遺跡を数え、地方から出土する方形三尊塼仏のほとんどがこの例である。各種塼仏の中で最も分布範囲が広い。三重県夏見廃寺大型塼仏には「甲午（きのえうま）」の銘があり、製作年を持統８年（694）とおさえられる。（眞田廣幸『塼仏』倉吉博物館　1992）。奈良県二光寺廃寺大型塼仏にも「甲午□五月中」の銘がある。

大御堂廃寺出土例は、図像等が比較的鮮明で原型の型崩れはない。県内では斎尾廃寺から出土しているが、踏み返しと考えられる。

◆**独尊塼仏**　１点。金堂跡包含層出土。塼面に大きく観音菩薩立像を拝する図様と推定される。化仏や頭光の状況から三重県天華寺廃寺と同系。

◆**連立塼仏**　２点。西回廊、西築地塀出土。塼面に同形・同大の如来立像を数体配したもの。如来立像は衣を通肩に纏い、両手で胸前に宝珠様のものを捧げ持ち、背後に二重円相光背を負う。奈良県山田寺跡、朝妻廃寺跡、二光寺（にこうじ）廃寺跡、伝橘寺、和歌山県佐野廃寺跡、県内では大原廃寺跡がある。大原廃寺例は約10％小さく、踏み返しの可能性がある。山田寺講堂の本尊開眼が天武14年（685）であり、この頃までに塼仏は完成しているものと推定されている。

以上のことから、大御堂廃寺では３種類以上の塼仏があり、660～690年代に寺院造営に際して中央から技術の拡散があったことが分かる。

石造菩薩立像　西回廊（SC01）の北西隅より出土。講堂（SB05）に近い。右脚部破片、丸彫。砂岩質。脚部の裏面に枘穴が設けられる。出土例としては、葛城市只塚廃寺の菩薩像頭部、石光寺の本尊弥勒仏があるが、非常に珍しい。

木製品　溜枡（SE01）から出土した遺物は多種多様で、自然遺物と混在していた。井戸廃絶後の廃棄状態である。木製品は木簡他、道具類、建築部材やチョウナの削り滓、その他、珍しいものとしては漆絞り布がある。木製品は当時の生活様式を復元できる資料である。特に祭祀具は律令祭祀の地方における導入の実態を知る貴重な資料である。主な木製品を列挙する。

◆**農工具**　土掘り具、横槌、楔

◆**容器**　曲物、杓底板、網代（竹籠）。曲物の板をまな板に転用しているものもある。

◆**食事具**　黒漆匙（黒漆塗は金属器に次いで高級品、一般に漆器の消費は平城京を中心とした地域に限られていたとされている。）・白木匙、杓子、盤、箸、棒

◆**木製祭祀具**　溜枡内出土。斎串12点、人形１点、馬形１点、舟形２点。斎串は祓えの祭具で、聖域を区画するもの。人形は、身に負った罪穢れを移し取り、祓えに用いるもの。溜枡廃絶時の８世紀中頃には当地に律令祭祀が浸透していることが分かった。仏教施設内での律令祭祀を実証するものである。寺院内の出土例としては、奈良市西隆寺の食堂院内井戸１本、飛鳥村奥山廃寺の寺域東北部１本、日高町但馬国分寺井戸掘方１本がある。この律令祭祀具は、今のところ、伯耆国西半から出雲国では出土していない。

◆**木簡**　２点・判読不能断片６点・木簡状板２点・削屑３点

８世紀中頃の寺院内での文書実務の実態を知ることができる。

木簡「三日　仏×／聖僧×」は上端に紐穴を開けた記録簡で、裏には物の数量を示す。法

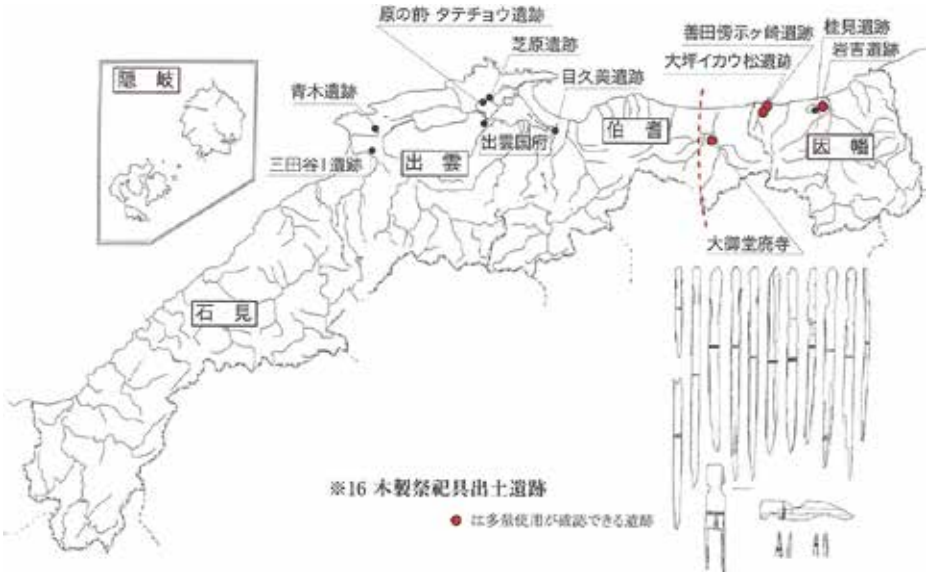

（『出雲国誕生と奈良の都』島根県立古代出雲歴史博物館企画展　2009より）

会の際の供養料を示したものと思われる。『法隆寺縁起並流記資財帳』の「鉢」の記述にある「仏分」「聖僧分」に類似した表現。裏面「一升半口七／一升小甲口」

木簡「僧四」は幅を狭めて再利用した木簡で、上・下とも欠損。余分な墨痕から何度も使用されている木簡であることを示す。裏面で判読できるのは「間」。

◆**遊戯具　独楽未製品**

◆**楽器　枹（ばち）**

◆**装身具**　挽歯横櫛２片

◆**蓮蕾状棒**　仏具

◆**転読札**　築地塀（SA01）周辺では、「奉転読大般若経十六善神王皆来守護門所也」と墨書された、長さ50.8cmの転読札が完形で出土している。墨は消失し痕跡が盛り上がった状態。十六善神は大般若経の守護神である。年代の記載無し。大般若経600巻を読誦（どくじゅ）するには日数と僧侶の経費が掛かるので、簡略化した転読が行われる。出土した西築地塀の近くに「門」が開いていた可能性がある。

金属器　銅製品総数52点。鉄製品総数97点。

◆**銅製匙**　寺域東側の東溝（SD01）の西岸、当時の地表面に近いところで多量の瓦や土器とともに出土した。匙は円形匙で柄の部分に反りがあり、柄の表の縁に細い沈線が刻まれる。柄の先端は上下面とも摩耗し、使用痕跡がある。総長26.3cm。匙面は円形を呈し直径約6.5cm、厚さ0.3～0.7㎜。匙面が破損して出土したが完形に復元された。蛍光Ｘ線分析によると、化学組成は錫濃度約20％の青銅であり、佐波理を連想させる。また、ヒ素を全く含んでいない鉛同位体比から推定される材料の産地は、少なくとも日本ではない。

正倉院宝物「佐波理匙（さはりさじ）」や韓国雁鴨池（あなぶち）（統一新羅時代の王宮庭園）出土品に類し、新羅との交流を伝えるものである。佐波理は響銅ともよばれる金色の地金色を呈する銅合金の一種で、加盤（重鋺）や皿とともに、８世紀にもたらされた。

正倉院佐波理匙は、円形匙と木葉形匙の２種類を一組として薄紙で巻き麻紐で絡んである。円形匙165本・木葉形匙180本、計345本が輸入されたままの状態で未使用で伝わった。円形匙は食べ物を取り分けるとき、木葉形は口に運ぶとき、箸は汁の実を取るときに使い、この３種類の食事具を使うのは新羅の高級な生活様式であった。銅製匙は仏具か高貴な僧侶のものか、使用したのはごく一部の特別な人である。匙は鋳造後に、匙面に浅い窪みを作ったり、柄を曲げたりして、鍛造によって成形するため、長さや厚さなど少しずつ異なっている。

円形匙の出土例は、大津市崇福寺址の塔心礎、茅ヶ崎市下寺尾七堂伽藍跡の区画溝（伽藍外）、奈良県薬師寺から１破片、興福寺中金堂基壇から２本、伝世品は奈良県法隆寺に１本ある。木葉形匙の出土例は、大津市崇福寺址の塔心礎、神奈川県平塚市山王Ａ遺跡（国府関連遺跡）、滋賀県彦根市竹ケ鼻廃寺遺跡（犬上郡衙の倉庫群）の井戸、福岡市三宅廃寺跡10号溝（伽藍外）等があるが、両種とも出土は極めて稀である。（『山王Ａ遺跡　第４地点』平塚市教育委員会　2006）

雁鴨池では28本あり、柄の裏側に文字や記号があり、基本的には各自のものである。柄の断面形は雁鴨池のものが断面形五角形に対して、大御堂廃寺例は長方形で、型式学的には大御堂廃寺例が新しい。

※『続日本紀』巻18　天平勝宝４年（752）閏３月己巳条　新羅国王子金泰廉ら700人の日本派遣
景徳王11年（752）新羅と日本、両国の外交が743年に断絶されて以後、新羅によって９年ぶりに再開された。
これ以降、舶来品嗜好が強くなったとされる。
752年４月の東大寺の大仏開眼会を機会に大量に舶載品を購入したとも推定されている。

◆**銅製獣頭**　西回廊基壇検出面の遺物包含層から出土した。全長32.5㎜、重さ34.1g。直径約２cmの棒に取り付ける目釘穴がある。彫りが細かく蝋型によるものと思われる。仏具の飾り金具と推定されるが用途不明。蛍光Ｘ線分析によると、化学組成はヒ素やビスマスが含まれる青銅であり、鉛同位体比から推定される材料の産地は、新羅系統である。造形意匠・製作技術からみても優品。獣頭は造形意匠の優れたもので類例は知られていない。大御堂廃寺跡を代表する遺物。

◆**帯先金具**　西回廊基壇検出面の遺物包含層から、表と裏に分離して外面を重ねた状態で出土。長さ32.0㎜。鍍金。花形に刳りをもつ華麗なもの。

◆**刀金具**　平成７年度トレンチ６の東溝から出土。全長5.1cm。鞘尻を包んだ金具、石突。完形品。

銅製匙

銅製獣頭

◆**押出仏**　東溝から出土。厚さ0.65㎜。表面鍍金。図様不明。

押出仏は、銅板を浮彫の原型の上にのせ、槌で打ちたたいて型の凹凸を写し取る方法で作られた仏像。７世紀後半から８世紀に盛んに作られた。

冶金関連遺物

◆**三鈷杵（さんこしょ）鋳型**　僧房（SB01）の南の炉跡４の周辺で出土。側面・背面に型合わせ切り込みが入る。

金剛杵：密教で、煩悩を破砕し菩提心を表す金属製の法具。修法に用い、細長く手に握れるほどの大きさで、中程がくびれ両端は太く、手杵に似る。両端が三叉のものを三鈷。後の密教法具にみられる鬼目や廉弁飾りを施さず、武器であった本来の鋭い姿をよく留める。
正倉院には鉄製の三鈷杵が伝わる。類例としては、福島県恵日寺蔵品、栃木県男体山頂出土品などがある。奈良県大峰山寺弥山山頂出土遺物は古様。

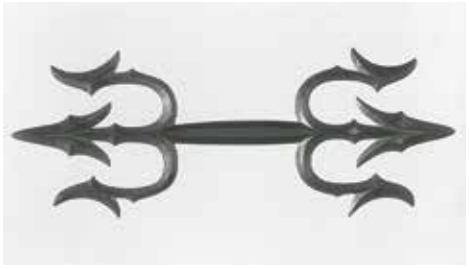

正倉院南倉　白銅三鈷杵（『正倉院展』奈良国立博物館　1984）

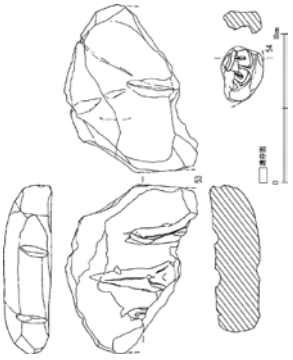

三鈷杵鋳型・蓮弁鋳型

◆**蓮弁鋳型**　僧房（SB02）の北の炉跡５の周辺で出土。

◆**坩堝（るつぼ）**　粘土製。直径約10～11㎝。注口を有するものがある。専用のものと、土師器に粘土を内貼りした転用品がある。転用坩堝は湾曲羽口とともに鋳銅を示す遺物として注目される。鑑定の結果、鉄・銅、わずかに錫・鉛が検出され、青銅を鋳造していたことが分かる。

◆**鞴羽口（ふいごのはぐち）**　55点。非常に大型のものがある。先端部の湾曲した形態の湾曲羽口が寺域南から出土しており、その１点が図示されている。湾曲羽口は平城京内の特定の限られた遺跡から出土することが知られている。羽口台が東溝（SD01）から出土している。銅製品の鋳造に用いられた新しい技術を物語る道具である。

磚（せん）　西築地塀推定地調査区（平成10年第３次調査トレンチ６）から方形に加工された石が出土している。同質の石材片は字大御堂・字松ヶ坪地区など広く分布している。最大のものは、長さ35.7㎝×残存幅24.0㎝、厚さ5.6㎝を測る。松ヶ坪地区（2017年発掘調査）出土破片は厚さ3.5㎝で、厚さの違いから２種以上在ることが分かる。建物基壇、あるいは金堂須弥壇の建築材の可能性がある。

権衡（はかり）　溜枡（SE01）掘方出土。四角錐の上部を切取った形で高さ4.6㎝。重さ49g。完形品。

碁石　20点出土。僧房で５個、僧房北で４個と半数が僧房周辺で出土している。

第３章　史跡等の本質的価値

第１節　史跡等の本格的価値

①古代における山陰地方の中核寺院で最古級

・創建７世紀中頃と推定される山陰最古級の寺院で、仏教受容期の様相や造営の状況が把握できる地方寺院である。

・寺院地は大規模な整地が行われており、主要堂塔をはじめ地方寺院では珍しい僧房や築地塀の整備された山陰地方の中核寺院である。

・伽藍配置は官寺特有とされる類例の少ない川原寺式（観世音寺式）であり、計画的な整然とした配置で、東西築地塀で囲まれた区画の東１/３に伽藍の中軸線がある。

・僧房や西回廊には、造営・維持管理のための寺院内工房（炉跡）を持っている。

・長さ96m以上の長大な木樋による導水施設と立派な溜枡を完備して､生活用水を確保している。

②仏教文化の香る遺物と生活環境の実態の知れる遺物が豊富

・山陰唯一の蓮華文鬼瓦や整美な鬼瓦をもつ。軒瓦は、軒丸瓦15型式18種類、軒平瓦５型式で地方寺院としては非常に種類が多い。

・堂内を荘厳する塑像や塼仏、正倉院宝物に類する銅製匙や新羅産の銅で造った獣頭など、優れた仏具が出土している。

・国府所在郡の郡名寺院を示す「久米寺」･「久寺」銘の墨書土器や施印土器が出土している。

・溜枡内出土遺物には､溜枡廃絶時である８世紀前半頃の文化･技術の実態を示す土器･木器･漆製品などの生活用具や木製祭祀具、木簡などがある。また、動植物遺体の分析から当時の古環境が復元できる。

・冶金工房に関わる坩堝・鞴羽口・鉱滓・炉壁などの遺物のほか、螺髪の型、仏具の鋳型、瓦当笵など他の寺院では見られない寺院内工房の道具類が出土している。

③古墳と古代官道などの立地から、古墳時代から古代への変遷を読み取れる

・大御堂廃寺跡は、小鴨川と天神川（竹田川）の合流点にある微高地に立地する。

・対岸の向山古墳群は大御堂廃寺造営以前の大規模な古墳群で、盟主墳として向山６号墳・三明寺古墳がある。向山６号墳は６世紀末頃の朝鮮半島産の鉛ガラス瓶の出土があり、香水や舎利の容器として使われた貴重品である。三明寺古墳は石屋形を供えた山陰最大級の横穴式石室で、その被葬者の権力を継承して建立されたのが大御堂廃寺と考えられる。

・古代山陰道等の道路遺構を検出してはいないが、明治時代の地図でみると、大御堂廃寺跡の南側の丘陵裾部には、南東から北西まで約600mの直線道がある。大原廃寺跡から竹田川を渡って大御堂廃寺跡を通り、前身国庁とされる不入岡遺跡まで続く官道が推定される。立地は水陸交通の拠点である。

第２節　新たな価値評価の視点（その他の諸要素の特定）

①当時の姿を今に伝える地形と景観

・大御堂廃寺跡周辺は広い沖積地である。昭和27年以前は田園風景であったが、工場転入により市街地化が進んだ。とはいえ、大御堂廃寺跡から周囲の眺望は開けており、北に仏石山、向山、南西に打吹山を望むことができる当時の景観を実体験することができる。

②史跡指定地の南側には中心伽藍が残り、東側には関連遺跡が広がる可能性

・平成12年度指定後に行った周辺の試掘・確認調査から、大御堂廃寺跡に関連する遺構として、平成13年度には東側に掘立柱建物の柱穴、平成28年度には南側に鋳造土壙、令和元年度には東築地塀が検出された。大御堂廃寺跡の中心伽藍は南側の市街化している字松ヶ坪・五反田地区へ続いていることが確められた。このことから、東側・南側に大御堂廃寺跡の付属施設が存在する可能性が高くなった。

・寺院の中心伽藍だけでなく、寺院維持経営に関わる施設が遺存している可能性が高く、今後の調査により、古代地方寺院の全体像が解明されうる。

③久米郡衙や伯耆国庁との関係が深い寺院

・「久米寺」という寺名から遺跡としては未確認ながら周辺に久米郡の行政機関である久米郡衙が類推される。

・久米郡内の他の古代寺院との関係、また、伯耆国の中枢施設である伯耆国府や国分二寺との関係、さらには伯耆国内の古代寺院や官衙施設との関係等を比較研究することによって、律令国家と仏教文化の地方の実態を知る、大御堂廃寺跡は貴重な遺跡である。

④県立美術館の開館による新たな付加価値の創出

・倉吉市の文化芸術振興の中心である文化複合施設「倉吉パークスクエア」の一画に存在し、史跡北側に県立美術館が開館となる。（P16図）各施設との連携により一層の集客、活用の促進が期待できる。

第３節　構成要素

大御堂廃寺跡は様々な要素から構成されているが、史跡としての要素を区分すると、本質的価値を構成する枢要の諸要素とその他の諸要素の区分からなる。

本質的価値とは、その指定理由にもあるように「７世紀頃の山陰地方を代表する初期の古代寺院跡」であり、現存遺構や発掘調査等で確認されている遺構等によって示される要素である。

また、本質的価値を構成する諸要素以外にも、その他の要素がある。大御堂廃寺跡は多くの人々が集まる中心市街地に位置し、周辺地域には公共施設が所在する。史跡自体も公園・広場として多目的に利用されてきた。これらの構成要素を、地区区分を設定したうえで抽出した。

１　地区区分の設定

寺院中心部「伽藍地」と寺院経営の部分「付属院地」を合わせた総体としての寺院空間を「寺院地」、寺院に付属する瓦窯や冶金工房等の所在する範囲を「寺辺地」とする。遺構と現状を併記すると次のようになる。

指定地内―寺院地

・寺院地の北側、北段　―ラグビー場・アスファルト道路の範囲
・伽藍地と東溝を含む範囲　―芝広場として多目的利用の範囲
・伽藍地内の西側、溜枡と木樋を含む範囲　―草地の範囲
・寺院地の南辺部　―地上構築物に築堤のある範囲

指定地外―中心伽藍の想定される南側と、それ以外の大御堂廃寺跡関連遺跡推定地に区分する。

・【南側】駄経寺町字松ヶ坪、字五反田　伽藍地・寺院地　―宅地
・【東側】駄経寺町字隈巡、字どんど川　寺院地　―県立美術館用地
・【東側】上灘町字石ヶ坪、字藤田　寺院地　―北は公園、南は宅地

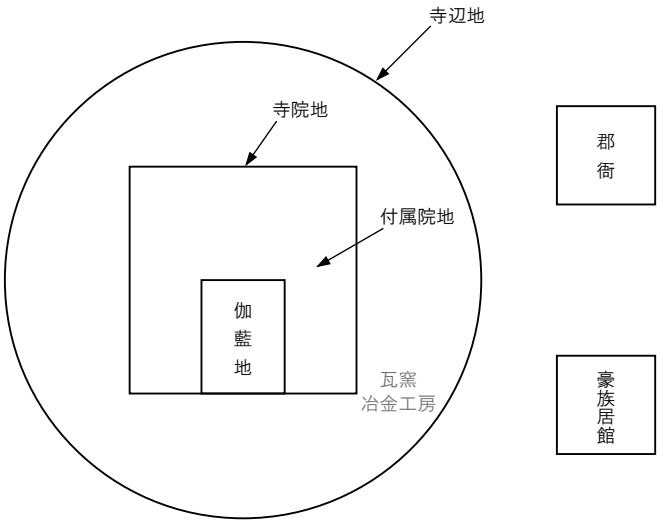

古代寺院概念図

２　構成要素の特定

大御堂廃寺跡の本質的価値である要素は地下に埋蔵されている状態であり、顕在化している遺構は、溜枡の平面表示のみである。かつて塔を支えた心礎と四天柱礎と考えらえる礎石は、上灘小学校に所在し、遺構からは切り離されている。遺構と一体となって、遺跡の本質的価値を構成する遺物は大量に出土しており、その調査研究によって、本史跡の性格が特徴づけられている。

大御堂廃寺跡を構成する要素を次のように分類し、史跡指定地と史跡指定地外【東側】【南側】の区域に分け、各々の構成要素を表に示す。

大御堂廃寺跡の構成要素の分類

ア．本質的価値を構成する諸要素……大御堂廃寺跡を構成する諸要素。廃寺跡として、現在も地下に存在する遺跡と遺物がある。建物伽藍配置や遺跡から出土した遺物。

イ．そ　の　他　の　諸　要　素……本質的価値には関わらないが、既に存在する公開、活用、整備のための公園施設や管理施設。

大御堂廃寺跡を構成する本質的価値の諸要素一覧表

地　区		ア．史跡大御堂廃寺跡の本質的価値を構成する諸要素	イ．その他の諸要素（P 73図）	
			公園施設	管理施設等
指定地内	寺院地の北側	遺構：北段	芝生・植栽・ベンチ（固定･可動式）･テーブル・イス	境界標・アスファルト舗装・車止め・側溝・旗掲揚ポール
	伽藍地と東溝を含む範囲	遺構：塔･金堂･講堂･僧房･西回廊･東築地塀・東溝冶金工房・地下遺構 遺物：塼仏・塑像・獣頭・鋳型・匙・墨書土器・文字瓦	芝生 説明板 その１（伽藍配置）	境界標・木杭・ロープ 測量基準点 その１
	寺院地の西側、溜枡と木樋を含む範囲	遺構：溜枡・木樋・西築地塀 遺物：施印土器･螺髪型･木器･木簡･自然遺物	説明板 その２（溜枡・木樋）･溜枡（ブロック囲み）・標柱	境界標・車止め
	伽藍地と寺院地の南辺部	遺構：金堂・東築地塀		築堤・菜の花ロード 測量基準点 その２
指定地外	【東側】駄経寺町字隈巡・字どんど川	遺構：東溝・柱穴 遺物：刀金物・瓦当笵	大御堂廃寺といれ・駐車場・側溝・電柱	フェンス・器具庫
	【東側】上灘町字石ヶ坪・字藤田	遺構未検出 塔心礎・四天柱礎	上灘中央公園トイレ・樹木	道路・健康遊具 史跡に関するものなし
	【南側】駄経寺町字松ヶ坪・字五反田	遺構：方形土壙・東築地塀 遺物：鬼瓦･塼仏･塑像･墨書土器･冶金関係遺物	史跡に関するものなし	道路 史跡に関するものなし

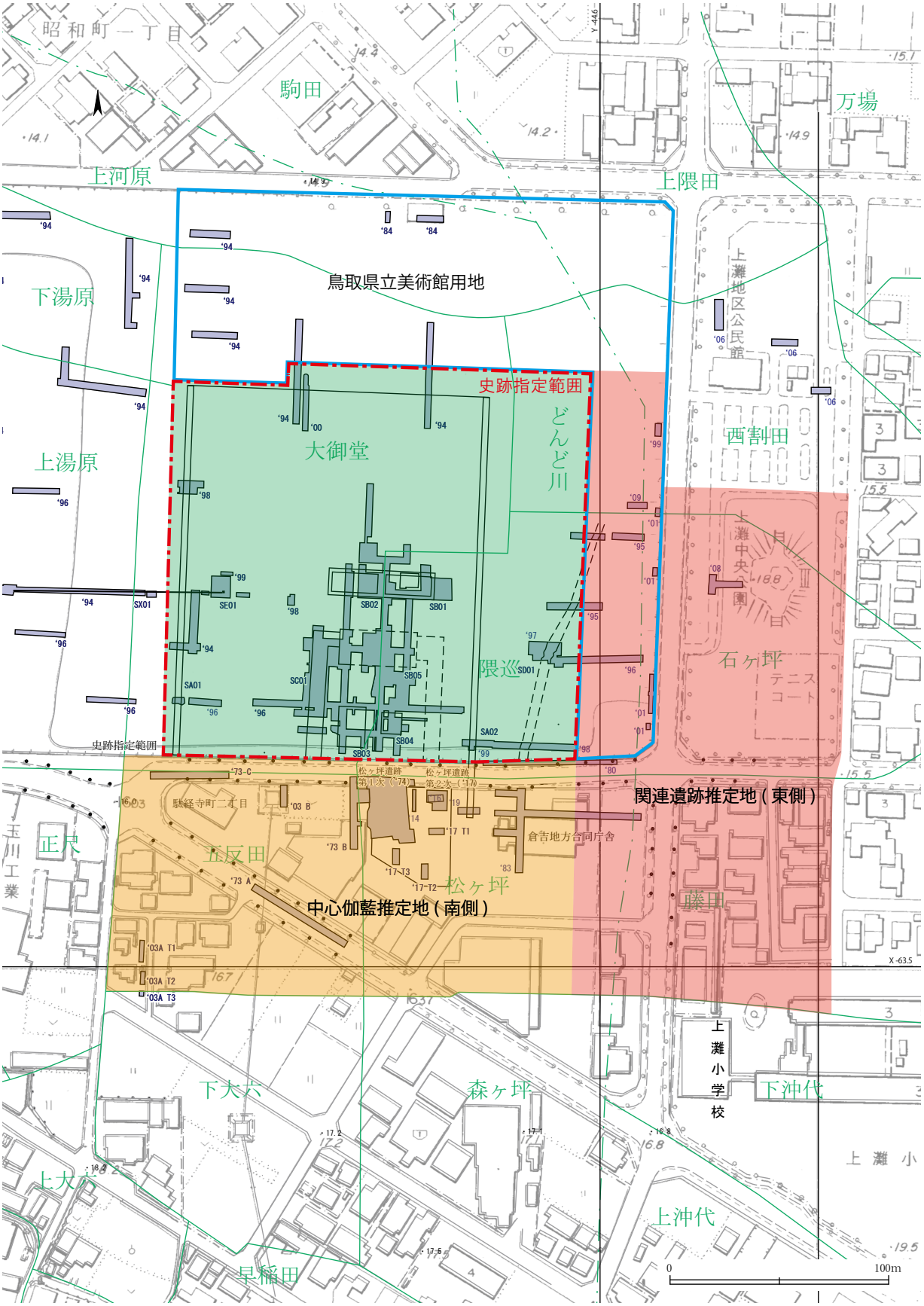

計画区域の範囲を示す区域図

第４章　現状と課題

大御堂廃寺跡の歴史的価値を次世代へ確実に継承するために、どのような整備を行い活用を図っていくべきであるか、本史跡の現状を区分ごとに示し、課題を整理し表にまとめた。

第１節　保存・管理の現状と課題

※凡例　指定地全体⊙　個々の構成要素・

現　　状	課　　題
１　調査研究	
○調査研究の成果について ⊙大御堂廃寺跡の平成８年度～平成12年度の範囲確認調査は、『史跡大御堂廃寺跡発掘調査報告書』2001で報告した。 ・平成29年度調査(松ヶ坪地区)は『倉吉市内遺跡分布調査報告書』2017で報告した。 ※松ヶ坪地区は、本史跡の伽藍の南側にあたる。令和元年度の試掘調査で東築地塀を確認した。	⊙史跡の歴史的事実等を明確に把握し、保存を確実にするための調査研究を継続的に進めて行く必要がある。 ・整備計画によっては、目的を明確にした必要な発掘調査を行なう。
２　保存	
（１）史跡指定地内	
○暫定整備による遺構の保護について ⊙平成14年度に行なった芝生(中心部)と真砂土等による暫定整備で現状維持を図り、遺構・遺物を保護している。現在は都市公園となっており、主に市民が憩い、遊びやスポーツ等を楽しむ広場として利用されている。 ・平成30年度の調査により地表面から遺構までの深度は概ね確保されていることが分かった。(P72図)	⊙整備にあたっては、遺構を傷付けることの無いよう十分に注意し適切な保護措置をとり、保護すべき歴史的価値のある史跡として周知を図る必要がある。
（２）史跡指定地周辺	
○遺構の把握について ・周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しており、南側の字五反田、字松ヶ坪は遺構が推定され、関連遺物も出土している（松ヶ坪遺跡：縄文時代晩期初頭の遺跡)。	・民家など建築物の建替え等の開発計画がある場合は、試掘･確認調査を行い、遺構の把握と追加指定･公有化による保存に努める必要がある。 ・伽藍地及び寺院地(中門・南門をはじめとした伽藍地の南辺)の確定を進める必要がある。
○史跡の追加指定について ・史跡指定範囲は、伽藍配置から推定される南側が含まれていない。松ヶ坪地区の発掘調査から、後世の攪乱を受けてはいるものの寺域が広がっていることを確認している。	・重要な遺構発見された場合は、遺跡範囲を確認し、土地所有者等の同意を得るなど、環境が整い次第、保存区域設定、追加指定及び公有化の検討をする。

３　史跡指定地内の法的措置（現状変更等）	
○現状変更等の許可について ⊙イベントのためステージやテント等の仮設物を設置する等、現状を変更する場合には、現状変更等許可申請書の提出を求め、審査の上、許可の決定をしている。	⊙遺構等に影響を与えることのないよう、イベント主催者と事前打ち合わせを十分に行う必要がある。 ⊙活用ガイドブックなどを作成し、積極的かつ適正な利活用を求めていく。
４　史跡指定地内の行政的措置（説明板の設置、維持管理等）（P74～75史跡内構造物一覧）	
○保存のための施設について ・暫定整備により、文化財保護法第115条第１項（＊１）及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に定める、石造りの標柱㉑、説明板⑤⑲、コンクリート・プラスチック・金属鋲等の境界標といった必要最小限の設備等の設置となっている。	・保存のための必要最小限度の施設だけではなく、史跡として活用されやすくするための遺構表示等の施設整備を行う必要がある。
○維持管理施設（設備）等について ・北にアスファルト舗装と側溝⑥、車止め⑦（駐車場との境界）、旗掲揚用ポール⑩、東に木杭とロープ③、南に築堤①を設置している。 ・防火、上下水道、照明、電気等の設備は設置していない。	・来訪者の安全確保上必要な構造物遺構を保護しつつ景観に配慮したものとなるよう十分に検討する。 ・史跡の価値を有しない構造物（旗掲揚ポール、アスファルト舗装、側溝、築堤等）は撤去する。
○維持管理業務（＊２）について ⊙芝刈り、施肥、除草等の維持管理業務を業務委託により行なっている。その補完要員として歴史公園看守人（会計年度任用職員）が随時除草を行なう。 ⊙大御堂廃寺跡利用アンケートによると、芝（草刈り）・ごみ拾い等への参加について、機会があれば参加したいとの回答が８割であった。 ⊙イベント開催、スポーツ関連等広場使用料は無料であり、各団体の日時調整は文化財課が行なう。	⊙芝生による緑化の維持管理コストを考慮し、往時の環境を体感できる植生環境復元を検討する。 ⊙除草・ごみ拾い等を、利用者に協力を求めるほか、多くの人々の参加を促し、活用にもつながるよう、募集方法・実施方法等の工夫する。 ⊙管理の委託や使用料有料化等について検討する。
○出土遺物について ・大量の出土遺物が他の遺跡の出土遺物保管スペースを圧迫している。	・新たな保管場所を確保し、適切に保管していく必要がある。小学校の統廃合計画等による市の遊休施設の利活用、倉吉博物館を中心とした展示施設を整えるなど保管場所を確保する必要がある。

＊１：「第115条　第113条第１項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第12章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。」

＊２：令和２年３月現在　業務委託

（指定地内）【大御堂廃寺跡芝管理業務】…平成31年度　期間5～12月 委託料 2,255,000円
（施肥３回・機械除草３回・除草剤散布２回）　面積15,816㎡（築堤除草２回）　面積1,200㎡

（指定地外）【大御堂廃寺といれ・駐車場清掃業務】…平成31年度　期間４～３月 委託料 488,525円
毎週月・水・金・土（年間206日程度）、１時間程度
建物内　面積69㎡　　駐車場（106台分）面積4,200㎡　　築堤周り　全長180m

第２節　活用の現状と課題

※凡例　指定地全体⊙　個々の構成要素・

現　状	課　題
○関係機関との連携・活用 ⊙小中学校、地区公民館、各種団体などから歴史文化教育や地域学習の依頼を受け、随時現地での史跡の解説等を文化財課職員が行っている。 ⊙学校行事での利用は小学校１校のみ(令和元年度調査)。遠足の目的地、マラソンコース、菜の花プロジェクト(*３)(P87写真②)。「土曜授業」(*４)でも取り上げられたことはあるが、毎年度行われているわけではない。遺構表示がないため、現地での説明がしづらく、授業等に取り入れにくいとの声がある。 その他、中学校、高校、大学といった教育機関による積極的な活用は行われていない。 ・倉吉博物館と連携し、館内常設展示をはじめ、市内各地において遺物の出張展示(まちかど博物館)、解説を行うなどの取り組みを行っている。 ⊙県埋蔵文化財センターと市の共催、中部４町協力により、様々な古代を体験するイベント「古代まつり」が令和元年度に隣接する未来中心内で開催された。	⊙史跡の解説や歴史出前講座等は文化財課職員のみの対応となっている。解説人材が不足解消のため、歴史ガイドの育成に努める必要がある。 ⊙教職員への研修、塔心礎及び礎石移動体験や築地塀復元など（P88イラスト）少しずつ「つくり育てていく」体験型活用メニューの考案や目で見て理解しやすい遺構表示や、現地ガイダンスを充実させるなど学習に取り入れやすい支援・環境づくりを行う。 ⊙教育機関に限らず、様々な団体と連携し、行政側からの提案だけではなく、市民主体の活動を支援する必要がある。
○観光及び情報発信について ⊙史跡の解説及びPRは、市のホームページや「東伯耆の古代」、「倉吉文化財さんぽ」等パンフレットを作成し行っている。 ⊙市内や県内には、互いに歴史的関係がある古代遺跡が多数あるが、互いの歴史的価値を高め合えるようなPRが不十分である。 ⊙「鬼瓦拓本・文鎮」、ポストカード等の大御堂廃寺跡関連グッズを倉吉博物館で販売している。	⊙ホームページやパンフレットで情報発信を行ってはいるが、日本語のみの対応である。 ⊙大御堂廃寺跡と市内や県内にある他の古代遺跡の個々の魅力とその関係性を明らかにし、倉吉市の歴史的観光資源として活用するため、観光・文化財周遊マップの作成等、他部局と連携した情報発信をする必要がある。 ⊙史跡の周知・新たなファン獲得に繋がるような鬼瓦以外の新しい史跡関連グッズの開発、また販売場所(市立図書館・県立美術館等)方法(通信販売等)について検討する必要がある。
 【大御堂廃寺跡関連グッズ】鬼瓦拓本　左から鬼瓦写真のはがき・鬼瓦額・鬼瓦文	
○現地解説について ⊙史跡の現地解説は、依頼に応じて文化財課職員が対応している。現地解説に対応できる人員が十分であるとはいえない。 ・遺跡の位置・規模の分かる遺構表示等がないため、史跡としての活用が進んでいない。	⊙解説依頼に対応できる歴史ガイドを育成し人材を増やしていく必要がある。 ・活用促進のため、分かりやすい遺構表示が必要である。

○都市公園・広場としての活用について ⊙芝生広場を活かした市民の憩いの場として、様々な利用形態となっている。（各種スポーツ･啓発等イベント関連） ⊙既に幅広い分野、世代の交流人口があり「大御堂廃寺跡」の名称は利用団体に認知されているが、その構成要素や価値についてまで十分理解されているとはいえず、史跡を使用している希薄である。	⊙来訪者に史跡としての理解を深めるための方法を検討する必要がある。 ・来訪者のための駐車場、トイレ、水飲み場、ベンチ等の便益施設やガイダンス施設は必要である。
○県立美術館との連携について ⊙県立美術館の整備基本計画において「大御堂廃寺跡の歴史風土を活かした展覧会の実施」と利用促進策が定められている。	⊙大御堂廃寺跡の歴史性を活かし、価値を伝えられるような展示、イベント開催を通じ、双方の利用が促進されるよう連携を図る必要がある。 ・効果的な連携のためには動線等誘導的な表示等ハード面での整備が必要である。
○出土遺物について ・大量の出土遺物は一部を除き、大半は収蔵施設に保管されたままである。	・多くの人々が直接遺物に触れることができる機会を設けるなど、遺物を活用できる展示方法について検討する。

*３：築堤南部分に、市立上灘小学校の児童が中心となり、菜の花が植えられている。種の収穫までの作業をとおして、近隣保育園や地域住民との交流が生まれている。

*４：全ての子どもたちの土曜日における教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域が連携・協力して行う、学校における授業、地域における多様な学習や体験活動の機会の充実などの取組。

第３節　整備の現状と課題

※凡例　指定地全体⊙　個々の構成要素・

現　状	課　題
○整備状況について ⊙中心伽藍の位置から東側に芝生を張り、西側は草地となっており、史跡を都市公園(広場)として使用するための暫定整備に留まっている。 ・伽藍の遺構表示がないため、来訪者等が寺院跡としての理解することが困難となっており、活用が進んでいない。溜枡位置にブロックを設置してあるが、遺構表示としてではない。 東入口部と西入口部の２ヵ所に遺跡の説明板を設置し、遺構配置図を入れているが、不十分である。また、退色が進んでおり、表面がひび割れている。 ・溜枡周辺である寺域の西側の水はけが悪い。 ・築堤の盛り土は、史跡と道路を隔てる境界の役割をしているが、遺構表示として誤解される可能性がある。 溜枡位置のブロック囲み	⊙来訪者に史跡の価値を伝えるためには本格整備により史跡の存在を示し、啓発を進めながら活用に繋げていく必要がある。 ・地域活動等で史跡と関係のある植物などを植える、築地塀を徐々に復元していくなど、構成要素の周知を兼ねた子ども世代を中心とした次世代につなげていくことのできる住民参加型の活用のための整備検討が必要である。 ・伽藍を中心とした遺構表示をし、来訪者にとってわかりやすく、寺院跡としての理解を促す整備とする必要がある。 ・説明板は、あらゆる世代が容易に理解できるような建物等往時の姿をイメージできるものにする必要がある。出土品やパネル展示等の史跡を理解しやすくするためのガイダンス施設が必要である。 ・視覚的イメージを容易にするため、遺構の原寸大復元をはじめ、AR等のデジタルコンテンツの導入といった様々な方法のメリットやデメリットを検証し決定する必要がある。 ・溜枡周辺の排水不良を解消するため、状況を把握し暗渠の設置を検討する。 ・築堤は撤去し、その他においても誤解を招くことのない遺構表示を行なう必要がある。 ⊙多くの人々が集う場として安全性を確保した整備をする必要があるが、遺構保護を前提とし景観に配慮するものとする。

○礎石について ・大御堂廃寺跡のものと確実にいえる礎石は上灘小学校の２石である。１つは塔心礎であり、もう１つは四天柱礎と推定されている。その他、可能性があるといわれているものが新宮神社、勝宿称神社、倉吉博物館に点在しており、これら存在は一部の人にしか知られていない。また、史跡地外に点在しているため、当時の様相をイメージをすることは難しい。	・出土場所に戻し、保存することが望ましい。 ・礎石を移動させる際には、小学校児童を中心にその存在を周知するためにも、地域住民を巻き込んだ礎石移動体験イベントを行う等、効果的な方策を検討する。
○出土遺物の管理について ・大量の出土遺物を保管する場所が不足している。	・現地で遺物を直接手に取り触れることができるようにするなど、学習に活かせる方法を検討する。
○周辺の自然景観について ⊙大御堂廃寺跡からは、どの位置からでも市を代表する山「打吹山」を眺望することができる。秀麗な円錐形であり、多く市民に親しまれている。また、大御堂廃寺跡伽藍中軸線真北に延長線上には仏石山がある。	⊙史跡整備にあたり、史跡内から打吹山への眺望を妨げることのないよう、また可能な限り仏石山の眺望を確保できるよう景観に配慮することを検討する。
○県立美術館の建設について ⊙鳥取県立美術館整備基本計画において、倉吉パークスクエア全体で相乗効果を発揮できる施設整備方針が定められている。 ⊙史跡指定地内の多目的ゾーン（P91図）において、県立美術館のイベント会場としての利用が想定される。	⊙史跡内における施設の配置・動線・標識(周辺施設への案内表示を含む)・説明板等の設置による誘引効果を検証し、また史跡からの眺望等景観について調整を図る必要がある。 ⊙利用に関する基準を明示し、イベント内容、利用形態について事前に十分な打ち合わせを行なう必要がある。
○便益施設について ・史跡に隣接する駐車場内に「大御堂廃寺跡といれ」があり、多くの人々に利用されている。また内部にはパネル展示をし、ガイダンス機能を持たせている。	・憩いの場として活用されるためには、トイレ・水飲み場・ベンチ等の休息施設を設置する必要がある。県立美術館と調整した上で、景観に十分配慮したものとする。 ・展示内容や方法を含め、ガイダンス施設の在り方を検討する必要がある。

大御堂廃寺といれ（ガイダンス施設）

外観

パネル展示（一部）

第４節　運営・体制の現状と課題

※凡例　実施体制⊙　連携体制・

現　　状	課　　題
○史跡の管理（*５）・公開・活用について ⊙日常的な維持管理は、文化財課が行っている。 ・積極的に周知・公開・活用するには市内部・外部組織間の連携が不十分であり、効率的かつ効果的な運営体制となっていない	⊙市の内部体制（企画、都市計画、公園、観光等の関係部局）を整える。 ・使用者をはじめとする市民、学校、地域組織、県立美術館や倉吉未来中心などその他関連団体等の役割を考慮し、多様な組織と連携する体制づくりと強化が必要である。 ・倉吉博物館を中心とし、常設・企画展示など遺物を活用した取り組み、調査研究等を連携しながら進める必要がある。

*５大御堂廃寺跡所管部局：倉吉市教育委員会事務局文化財課
職員数：正規職員９名（うち１名が維持管理業務を担当）
その他の職員：臨時職員１名、非常勤職員３名（うち１名は歴史公園看守人）
【団体使用の予約調整】　正規職員１名と臨時職員１名で実施している。
【現状変更許可申請】　　正規職員１名が行っている。

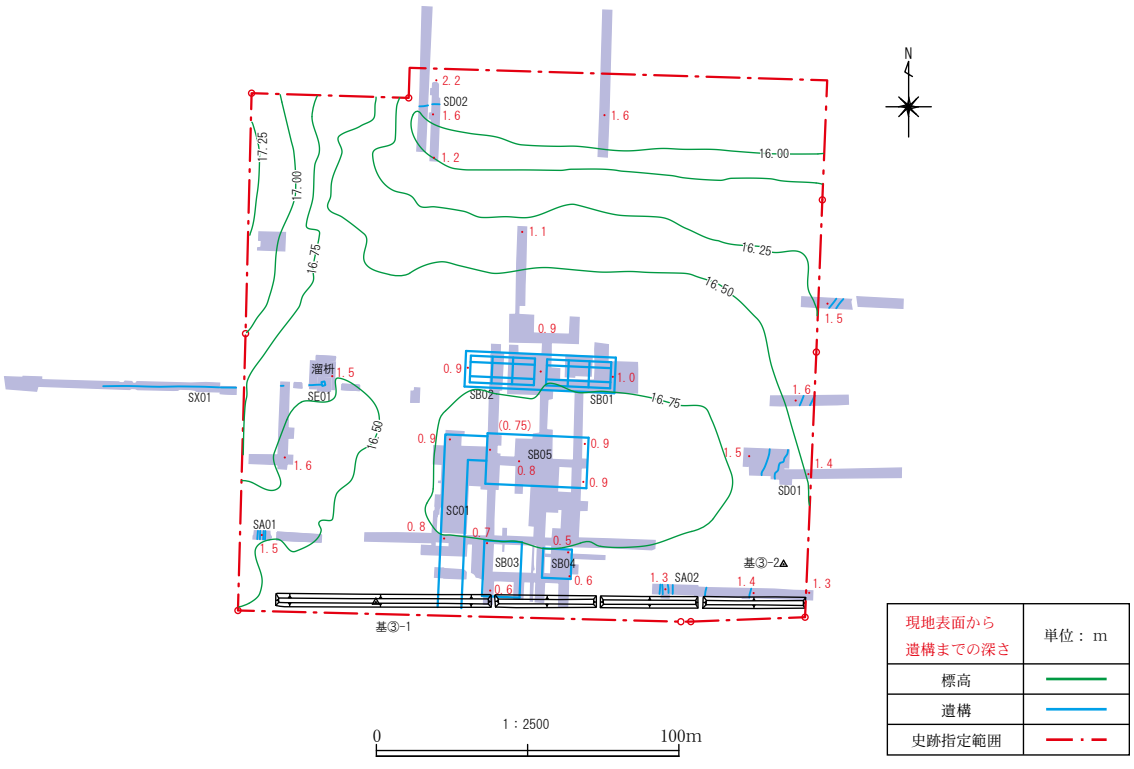

遺構と深さ図

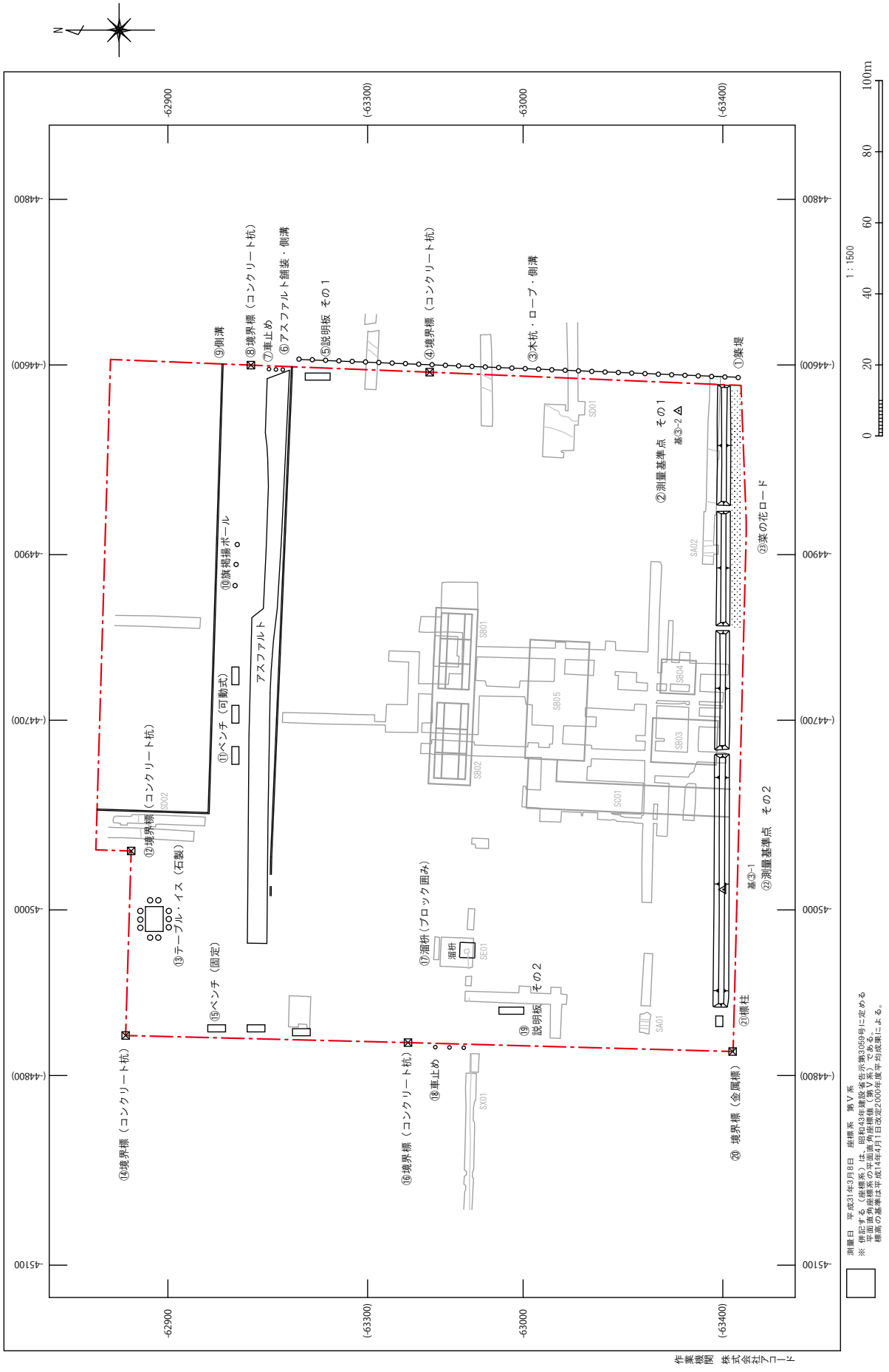
N
-62900
(-63300)
-63000
(-63400)
-44800
(-44600)
-44900
(-44700)
-45000
(-44800)
-45100
①築堤
②測量基準点　その１
基③-2
③木杭・ロープ・側溝
④境界標（コンクリート杭）
⑤説明板　その１
⑥アスファルト舗装・側溝
⑦車止め
⑧境界標（コンクリート杭）
⑨側溝
⑩旗掲揚ポール
⑪ベンチ（可動式）
アスファルト
⑫境界標（コンクリート杭）
⑬テーブル・イス（石製）
⑭境界標（コンクリート杭）
⑮ベンチ（固定）
⑯境界標（コンクリート杭）
⑰溜枡（ブロック囲み）
溜枡
⑱車止め
⑲説明板　その２
⑳境界標（金属標）
㉑標柱
基③-1
②測量基準点　その２
㉓菜の花ロード
SA01
SA02
SB01
SB02
SB03
SB04
SB05
SC01
SD01
SE01
SX01
1：1500
0
20
40
60
80
100m
測量日　平成31年3月8日　座標系　第Ⅴ系
※ 併記する（座標系）は、昭和43年建設省告示第3069号に定める
平面直角座標系の平面直角座標値（第Ⅴ系）である。
標高の基準は平成14年4月1日改定2000年度平均成果による。
作業機関　株式会社アコード

史跡内構築物位置図

史跡内構築物一覧

 ①築堤	 ②測量基準点　その１	 ③木杭・ロープ・側溝
 ④境界標（コンクリート杭）	 ⑤-１説明版　その１	 ⑤-２説明板　その１（ひび割れ）
 ⑥アスファルト舗装・側溝	 ⑦車止め	 ⑧境界標（コンクリート杭）
 ⑨側溝	 ⑩旗掲揚ポール	 ⑪ベンチ（可動式）

⑫境界標（コンクリート杭）

⑬テーブル・イス（石製）

⑭境界標（コンクリート杭）

⑮ベンチ（固定）

⑯境界標（コンクリート杭）

⑰溜枡（ブロック囲み）

⑱車止め

⑲説明板　その２

⑳境界標（金属標）

㉑標柱

㉒測量基準点　その２

㉓菜の花ロード

第５章　大綱と基本方針

第１節　大綱

大御堂廃寺跡は、創建年代が７世紀中頃と推定される山陰最古級の寺院であり、その寺名は伯耆国に所在する郡名を冠する「久米寺」である。官寺特有の「観世音寺式」伽藍を配する国家仏教政策の拠点かつ当時最先端の文化の拠点であった可能性が発掘調査によって明らかとなっている。しかしながら、第４章でも触れたとおり、現況は史跡を保護するための暫定的な整備となっており、本質的価値を活かし伝えられるような整備・活用となっていない。

この国史跡である大御堂廃寺跡を適切に保存し、国民共有の財産、ふるさとの歴史文化遺産として学びを深め、周知・活用し、確実に未来へ継承していくために保存管理及び活用を図ることとし、大御堂廃寺跡の望ましい将来像を以下の基本理念をもとに「大綱」として示す。

○古代伯耆国における文化の拠点であった寺院の姿を今に伝える大御堂廃寺跡を確実に守り次世代へ継承する。
○史跡の調査成果に基づいた価値と魅力を積極的に発信し、地域住民や来訪者が憩い学ぶ場とする。
○県立美術館を含む周辺施設・市内外の史跡等、互いの価値を引き出し高め合えるような整備と活用を進める。
○倉吉市の歴史と文化のまちづくり、観光・交流の場とする。
○あらゆる人々が関わり、愛着を持ちながら、「つくり育てていく」史跡とする。

第２節　基本方針

１　保存・管理の基本方針

（１）　大御堂廃寺跡の本質的価値を損なうことのないように、周辺環境も含めて一体的に適切な保存・管理及び活用を行なう。

（２）　史跡が内包する多様な歴史的事実等を明確に把握するため、かつ保存を確実にするための調査研究を継続的に進める。

（３）　史跡地内において、調査研究や整備上、必要な場合においては目的を明確にした上で最小限度の発掘調査を行なうものとする。

2　活用の基本方針

（1）　史跡を歴史教育や地域住民の憩いの場として、史跡の保存と両立させながら多面的な利活用を進める。

（2）　現地及びインターネット上においてのガイダンス機能を充実させ、大御堂廃寺跡の歴史文化遺産としての本質的価値及びその魅力について、地域住民や来訪者等あらゆる世代に向け、興味関心を高めることができるような分かりやすい発信を行なう。

（3）　大御堂廃寺跡の歴史的な価値を体験できるような機会を設け、市民や来訪者の史跡への理解を深める。

（4）　県立美術館と大御堂廃寺跡との互いに意識し合った企画・イベントなどを通じ、活用の相乗効果を生み出していく。

（5）　市内各所に点在する歴史文化遺産や観光資源と有機的に結び付け、ネットワーク化し倉吉市の観光・交流の場となる活用を行う。

3　整備の基本方針

（1）　史跡の保存管理及び活用を確実に推進していくため、周辺環境との調和を考慮しながら適切かつ計画的に進める。

（2）　大御堂廃寺跡の歴史的価値を確実に伝えるため、遺構表示及びガイダンスは誰もが理解しやすく、かつ親しみやすいものとする。

（3）　多くの人々が関わっていける「つくり育てていく」持続的な整備を取り入れる。

（4）　県立美術館と大御堂廃寺跡との一体感を意識しながら、利便性を考慮した動線や回遊性の向上を図る。

（5）多くの人々が集う場として安全性を確保した施設整備を進める。

4　運営・体制整備の基本方針

（1）　史跡の保存・管理を確実にし、適切な公開・活用、そのための整備、調査研究を進めるため専門職員等の人員確保も含め、文化財課としての管理運営体制を整える。

（2）　市の教育・観光・建設など様々な部局と緊密な連携を図り、効果的な保存・活用及び整備となるよう倉吉市として一体となって取り組む。

（3）　市民、地元団体、歴史文化・観光などの関係団体等と協働により保存・活用の推進に努める。

（4）　様々な場面において、県立美術館をはじめとする倉吉パークスクエア各施設との相乗効果を十分に発揮できるよう、連携体制を整えておく。

（5）　国及び県の関係部署との緊密な連絡、連携を取り共通認識を持ち、事業を円滑に進めていく。

第６章　保存・管理の方向性と方法

第１節　保存・管理の方向性

大御堂廃寺跡の本質的価値を損なうことのないよう、周辺環境も含めて適切に保存することを前提に、調査研究を継続的かつ着実に進めるとともに、史跡の理解を深め、必要に応じて史跡の追加指定及び公有化を行なう。隣接する県立美術館をはじめとする倉吉未来中心施設等と連携し、歴史学習の場としての一体的な保存・管理、活用・整備を図るため保存管理体制を確立し、市民の自発的な参画・協力の推進に努める。

第２節　保存・管理の方法

１　保存・管理

（１）保存・管理の共通事項

・史跡指定範囲内（P91図）において遺構の保存、整備上の理由を除き、土地形質の変更、建築行為、設備の設置は行わない。

・史跡地内の保存整備や環境整備に際しては、本計画に示す基本方針を踏まえ、発掘調査等の調査研究結果に基づく整備計画を策定し、学識経験者等の指導・助言を踏まえつつ整備を実施する。

（２）日常的な維持管理

・地下遺構の保存を前提とし、史跡及び都市公園としての良好な環境、景観の向上に努める。

・維持管理（芝刈り、除草等）の体制・方法を見直し、ボランティアなど外部に協力を求めることも含め、より低コストかつ効率的に行えるよう検討する。

・現在、イベント開催やスポーツ関連などによる広場使用については無料としている。各団体の使用日時等の調整は文化財課が行っている。整備後においては、使用有料化や管理委託などについても検討する。

（３）毀損（きそん）箇所等の把握

・日常的な維持管理に加え、定期的に史跡内の復元基壇等の巡視を行い毀損の未然防止及び拡大を防ぐ。

（４）計画的な修理の実施

・経年劣化により修理が必要となった箇所については、劣化・毀損の進行による管理コストの増を防ぐためにも計画的かつ早期に現状復旧を実施する。

（５）植生管理

・大御堂廃寺の往時の植生環境を復元する際には、樹根等が史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を脅かさないような植栽を優先し、景観に配慮した安全な管理を行う。

・管理については、日常的な維持管理と併せてコスト面・効率面を考慮する。

（６）史跡境界標の設置

・文化財保護法（以下、「法」という。）第115条第１項の規定により設置が義務付けられている標識、説明板、境界標は設置するが、（史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則第４条）あらゆる人々が理解しやすい表記とし、劣化が進んだものは随時修繕していく。

（７）周辺環境の保存

・大御堂廃寺跡からは、どの位置からでも打吹山をはじめとする山並みを眺望することができる。このような景観を含む周辺環境を倉吉市景観計画（P91）に沿い、市の関係部署と連携しながら保持、形成していくことに努める。

・史跡の周辺では寺域の拡大、また関連遺跡が推定される。現在は史跡指定範囲には含まれていないが、将来的に史跡指定地となる可能性のある周辺の遺跡を、土地所有者等に啓発などを行ないながら守っていく必要がある。

２　現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針並びに取扱基準

（１）制度の概要

文化財保護法第125条の規定により、史跡内で「現状を変更する行為」または史跡の「保存に影響を及ぼす行為」（以下、「現状変更等」という。）については、原則として文化庁長官の許可が必要である。

「現状を変更する行為」とは、掘削を伴う工事など史跡に物理的な変更を加える行為を、「保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的に史跡の現状の変更するものではないが将来にわたり支障をきたす行為を指す。これら現状変更等により史跡の価値が損なわれることがないよう、法において上記の規定が設けられ、史跡の保存が図られている。

現状変更等については、原則として文化庁長官の許可が必要であるが、法第125条第１項ただし書きに許可が不要である事項が示されている。また、法第184条第１項第２号の規定に基づき、現状変更等のうち重大なものを除くものについては都道府県・市の教育委員会に権限が委譲されており、その範囲が文化財保護法施行令（以下、「施行令」という。）第５条第４項第１号に示されている。さらに、この規定に基づく現状変更等許可の具体的な取扱い基準として、「文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」（以下、「事務処理基準」という。）が定められている。

（２）法令上定められている基準

【現状変更等を許可できない場合】

以下については現状変更等を許可することができない。

・史跡の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画」（本計画）に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合。

・史跡の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合。

・史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合。

（３）史跡大御堂廃寺跡における現状変更等の取扱い基本方針

史跡の本質的価値を構成する要素に対して悪影響を与える行為、大規模な地形の改変、史跡の景観に悪影響を及ぼす行為については原則として認めないことを前提とし、現状変更等の取扱いの基本方針を下記のとおりとする。

・史跡の保存整備に係る行為等の現状変更以外は原則認めない。
・現状変更等を行う場合は、周囲の景観や利用者・見学者への影響に配慮することとする。
・現状変更等を許可する場合は、遺構面を保存すること等の条件を付す。掘削を伴う場合等、必要に応じて文化財課による事前の発掘（遺構確認）調査もしくは掘削時の立会調査を実施する。
・史跡の保存のための修理、活用のための復元整備、史跡の管理及び公共・公益上必要な施設の設置･改修については、その必要性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。
・史跡指定地外（隣接地）に所在する埋蔵文化財包蔵地については、一義的に他の埋蔵文化財包蔵地と同様の保護措置（発掘調査、工事立会等）を実施するが、重要な遺構等が確認された場合は、土地所有者の同意を得た上で、史跡への追加指定及び公有化を図る等、早急な現状保存の措置を検討する。

（４）現状変更等許可が不要な行為の具体的な事例

上記の法第125条第１項ただし書き及び「許可申請に関する規則」に規定される現状変更等許可が不要な行為について、その具体的な事例は以下のとおりである。

①非常災害のために必要な応急措置を執る場合

地震、台風、火災等の非常災害時の被害箇所の応急措置、被害拡大防止措置、立ち入り禁止柵等の工作物の設置、被災した市民・観光客等の避難・安全確保のためのテント・プレハブ等仮設物の一時的な設置等。

②保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもの

指定地内の清掃、除草等日常的な維持管理行為、植栽樹木の剪定などの維持管理、倒木の除去（抜根は伴わないもの）、危険枝の除去、水たまり等小規模不陸箇所への土砂の補充、史跡内建築物等の小規模な修繕、土地の形状の変更を伴わない一時的な仮設看板の設置等。

（５）文化庁長官の許可が必要な行為

上記の現状変更等許可が不要な行為の具体的な事例以外の行為及び倉吉市教育委員会による許可が必要な行為以外の行為については、文化庁長官の許可が必要となる。

今後想定される事例についての許可基準は以下のとおりである。必要に応じて事前の発掘調査、工事立会等を実施することとする。

①発掘調査等学術目的で実施する行為

調査の目的が大御堂廃寺跡の保存、活用、整備を図る上で必要もしくは寄与するものであること、また調査範囲がその目的のため最小限のものであるものは許可する。

②史跡復元整備

発掘調査・文献調査等により史実を確認し、その内容について有識者による整備検討会等で十分に検討したものについては許可する。

③地形の改変

復元整備、遺構の保護等の史跡整備を目的としたもの以外の盛土、地面の削平、水面の埋め立て等の地形の改変は認めないことを原則とする。

④工作物の新設・改修・修繕・除却

史跡の保存管理、活用、整備を目的とし、史跡の遺構及び景観に与える影響が最小限のものについて認める。

⑤地下埋設物の設置・改修・除却

・改修、除却は、史跡としての保存管理、活用、整備について、地下遺構に与える影響が最小限のもののみ許可する。
・新設は、史跡としての保存管理・整備及び公益上必要なものについて、必要に応じて事前に発掘調査、史料調査を行い、史跡に与える影響が最小限の箇所を可能な限り選定した上で認めることとする。

⑥樹木の植栽

新たな植栽に関しては、樹根等が史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を脅かさないような植栽を優先し、認めることとする。

（６）倉吉市教育委員会による許可が必要な行為

法第184条第１項第２号及び施行令第５条第４項第１号により、倉吉市教育委員会に現状変更等の許可、取消、停止命令の権限が委譲されている行為は以下のとおりである。なお、「土地の形状の変更」とは、土地の掘削、盛土、切土、その他の行為をいう。

倉吉市が処理する事務（施行令第５条第４項）

イ　小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
ロ　小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
ハ　工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地　の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
ニ　法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
ホ　電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
ヘ　建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
ト　木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
チ　史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
リ　天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
ヌ　天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
ル　天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ　イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

大御堂廃寺跡の許可申請区分

許可申請区分		行為の内容
許可申請不要	非常災害時の応急措置	火災発生時の消火活動
		大雨・地震による遺構崩壊の復旧または崩落部の除去
		緊急用の仮設構造物の設置
	日常の維持管理	草刈り
		廃棄物の撤去（廃棄に対して法規制のある廃棄物に関しては該当する法令を適用）等
		樹木の枝払い等
倉吉市教育委員会	軽微な現状の変更をする行為全般	樹木の伐採等
		管理に必要な施設（囲い柵等）の設置及び改修
		イベントに伴う仮設物の設置
文化庁（※）	現状の変更をする行為全般	発掘調査
		整備工事及び整備に伴う整備工
		樹木の抜根
不許可	許可できない行為	指定地内の土取り等
		恒久的構造物の設置（整備で設置された構造物を除く）等

※法第129条第４項の認定を受けた場合は、事後の届け出

３　史跡指定地外の区域の保存

史跡指定地外の区域については、現状変更等許可申請は必要としないが、大御堂廃寺跡の南側（字五反田、松ヶ坪）には伽藍配置から南大門、回廊等の存在がうかがわれ、東側（字石ヶ坪）は掘立柱や瓦当笵が出土したことから寺域の広がりが推定される。既に市街化しているこれらの地域は、遺構が残っている可能性があり大御堂廃寺跡の全体構造、歴史的経緯などを総合的に理解するために重要なものとなってくる。

【保存管理方針】

文化財保護法が定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」に含まれることから、地域住民や土地所有者等に埋蔵文化財包蔵地の周知を図り、遺構や地形の保存、景観の保全に対する理解を促す。開発が見込まれる市街地ではあるが、可能な限り現状の維持に努める。

【現状変更等の取扱基準】

史跡指定地外の区域であるため、現状変更等の許可申請は必要とせず、法が定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」として取り扱う。

地形の改変を伴う住宅・店舗等の建築物、工作物の新築・増築・改築・除却等は、原則として

規制はしないが、事前に法第93条による手続きを取り、重要な遺構については、その保存について土地所有者に協力を求める。

規模や施工方法等について事前に協議し、遺構の保護や景観の保全に理解を求める。また、開発行為に伴う事前の発掘調査等を地権者等の協力を得て実施し、実態を明らかにした上で、適切な保護措置を図る。

第３節　追加指定と公有化

大御堂廃寺跡南側（字五反田・字松ヶ坪）は中心伽藍想定地（P66図）である。すでに宅地化されているが、主要な遺構の遺存する可能性がある。今後はこれら推定地内の遺構の状況の調査を積極的に実施する必要がある。

大御堂廃寺跡東側（字隈巡・字石ヶ坪・字藤田）は関連遺跡推定地であり、県立美術館用地（現在の駐車場）も含む。上灘中央公園を除き宅地化している。今後はこれら推定地内の遺跡の状況の調査を実施し、範囲・性格等を明らかにする必要がある。

南側・東側とも重要な遺構が発見された場合は、遺跡の範囲を確認したのち、地権者及び関係者の同意を得られるよう調整し、環境が整ったところから保存区域の設定、追加指定及び公有化について検討する。

第４節　遺物の保管と管理

大御堂廃寺跡の大量の出土遺物が保管スペースを圧迫しており、保管場所が不足している状態である。他遺跡の遺物も増えていく中、史跡の本質的価値を有する貴重な遺物の保管場所を確保する必要がある。小学校統廃合計画等による市の遊休施設などの利活用や、倉吉博物館を中心とした展示施設を整えることなどを検討する。

第７章　活用の方向性と方法

第１節　活用の方向性

倉吉市第11次総合計画『くらしよしふるさとビジョン』「愛着と誇り　未来いきいき　みんなでつくる倉吉」（平成28年３月）において、歴史遺産が市民にとって身近なものとなるように、積極的に情報を発信し、文化財に触れる機会を創出することを謳っている。活用の方向性を以下のように定める。

大御堂廃寺跡の歴史的価値を明示し、次世代に伝えていくために**（１）学びの場（２）観光・交流の場（３）憩いの場**として多面的な活用を目指す。

自らの地域の価値ある史跡として認識し、愛着を持てるよう大御堂廃寺跡への関心を高める方策を講じ、一時的なものとならないように継続的に取り組んでいく。地域住民をはじめ、史跡を訪れる人々が、大御堂廃寺跡が持つ多様な価値を体感できる活用を進めていく。また、史跡隣接地に開館する県立美術館との相乗効果が発揮される活用を図るものとする。

第２節　活用の方法

１　現状

大御堂廃寺跡には遺構表示もなく、ガイダンスは簡単な説明板と大御堂廃寺といれ内のパネル展示のみであり、現段階での住民認識は「広場」と「駐車場」である。その歴史的価値を発信する機会と機能に恵まれていない状態である。

現在、使用にあたっては無料としており、各団体の使用日等の調整を文化財課が行なっている。主な利活用方法、団体は以下のとおりである。

市立上灘小学校

①　土曜授業のふるさと学習や地域探検など学習素材

学習素材として活用はあるものの、現地での解説等がしづらく学習に取り入れにくいとの声がある。

②　全校遠足の経由地又は目的地

全校遠足の昼食会場・レクリエーション会場として全校児童の交流活動を行なっている。

③　校内マラソン大会のマラソンコース

年１回、史跡内を周回するマラソン大会を開催している。

④　菜の花ロード

史跡南側の築堤と道路の間を「菜の花ロード」(P87写真②)と称し、５年生児童・近隣保育園児・地域住民が協力し、毎年菜の花を咲かせている。

各種団体

⑤　各種スポーツの練習・試合会場

団体からの連絡を受け、使用日時の調整を文化財課が行なっている。

⑥　各種イベント会場

テント設置など史跡の現状を一時的に変更する場合は、現状変更許可申請を受け市が許可をしている。

2　方法

（1）学びの場

ア　学校教育

市教育委員会では、倉吉市独自の教材づくりを推進しており、小学生向けに『わたしたちの倉吉』、中学生向けに『くらよし風土記』を郷土である倉吉市の風土・歴史・産業について学べる社会科副読本として刊行している。大御堂廃寺跡を含む市内の史跡についても分かりやすく解説してあり、小中学校で活用されている。

さらに、貴重な地域教材である大御堂廃寺跡を子どもたちの学びの場として歴史教育に活用されやすくなるためには、分かりやすい遺構表示、ガイダンスなどの現地における整備の充実はもちろんのこと、教員への研修・資料提供といった学習に取り入れやすくなるような支援・環境づくりが必要である。この他にも、子ども向けリーフレットの作成や持ち運び可能なレプリカの作成、瓦などの出土遺物に直接触れることができる展示の工夫など、史跡への理解と興味を促せるような手段と方法を検討する。

また、菜の花ロードや遠足といった学校行事など、様々な角度から大御堂廃寺跡との関わりが持てるよう、環境を整えるとともに働きかけていくことが必要である。

イ　生涯学習

子どもたちを含め、あらゆる世代の人びとが価値ある歴史文化遺産として学び、認識し次世代へ継承していけるよう、市民の学びの場としての大御堂廃寺跡の活用を図る必要がある。隣接する県立美術館とともに、あらゆる世代をターゲットにした企画・イベントを共同開催するなど、活用における相乗効果を発揮し続けられるよう連携していく。

例えば、史跡の公開・講演会・歴史講座・体験学習（瓦・匙・獣頭グッズの手作り、鍛冶、築地塀復元、塔心礎及び礎石移動など大御堂廃寺跡ならではの古代体験）、そして歴史に関することに限らず、美術（写生等）・自然観察（植生、星空等）など様々な方面から大御堂廃寺跡に触れる機会を設けることが必要である。多くの体験学習の中で、特に築地塀の復元体験や史跡外に所在する礎石を出土場所へ復元する礎石移動体験（P88イラスト・写真）は、少しずつ「つくり育てていく」持続的な整備として位置づけられ、多くの人々が関わることができる大御堂廃寺跡にとって特徴的なものとなる。

また、現在においても歴史文化に関する市民団体により研究発表、講座・講演会、現地解説会といった文化財に関する企画・啓発が行われているが（P87写真③④）今後も、こうした団体と連携し、人々の生涯学習の一助としていく。

そして、歴史ガイド等の育成に努め、その歴史的価値、魅力を伝えることができる人材を確保し、増やしていくことにより人々の大御堂廃寺跡の学びを広げていくことに繋げる。

（２）観光・交流の場

鳥取県中部地区内には、日本遺産にも認定された三徳山･三朝温泉や東郷池周辺の史跡といった歴史文化遺産に恵まれており、市内には「日本の歴史公園100選」に選定された「伯耆国分寺跡・法華寺畑遺跡」をはじめとした互いに歴史的関連のある国指定史跡などの遺跡がある。加えて、令和６年度には県立美術館が史跡隣接地に開館となる。県立美術館、大御堂廃寺跡を含む倉吉パークスクエアをはじめ、近隣には、史跡内から眺望できる打吹山や、倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区・小川家住宅など様々な指定文化財、円形劇場くらよしフィギュアミュージアムといった文化的な施設の存在がある。

こうした好立地を活かし、歴史文化遺産や観光資源の個々の魅力と明らかにし互いに関連づけながら、ハード整備・ルート設定により回遊性の向上を図ることとする。ネットワーク化した中に位置づけ一体化な発信をすることで、歴史的価値のある「山陰最古級の寺院」であることをアピールしていくことができる。例えば、観光・文化財周遊マップ等、文化財課のみではなく他部局とも連携した情報発信方法をしていく必要がある。

そして、前述した本計画策定の契機のひとつとなった県立美術館と大御堂廃寺跡による企画･イベントの共同開催などといった連携による相乗効果は、倉吉市の観光にとっても好影響をもたらすと考える。

（３）憩いの場

地域住民や来訪者にとって、気軽に史跡に親しめ、人々が集い・あそび・憩う場として活用されるよう検討する。各種イベントやスポーツ等、多目的に利用されている現在の利用形態を隣接する県立美術館との調整を図り、可能な範囲で継続していくものとする。

そのため、「大御堂廃寺跡利用アンケート」の結果からも分かるように、トイレ・水飲み場・ベンチ・四阿（あずまや）といった休憩施設など基本的な便益施設は必要である。

整備を行う際には、そうした地域住民等の要望を可能な限り取り入れながら、打吹山など史跡からの眺望を含め、大御堂廃寺跡の歴史的価値を損なうことのないよう、県立美術館をはじめ周辺施設との調整を図り、景観に配慮したものとする。

３　情報発信

できるだけ多くの人に史跡の情報が届くよう、さまざまな情報発信の方法を検討する必要がある。従来のガイドブックやパンフレットなど紙ベースはもちろんのこと、今後大きな効果を発揮する可能性があるのは、一度に多くの情報を届けることのできるのはインターネットを使った情報発信である。大御堂廃寺跡に特化したホームページやSNS開設、デジタルアーカイブの利用など、様々な方法を検討する。加えて、多言語化、アクセスのしやすさの工夫も閲覧者を増やす一助となる。

また関連グッズの開発や販売・多様なイベント開催を通しても、大御堂廃寺跡の名を多くの人に広めることができる。関連グッズについては、販売場所（市立図書館・県立美術館等）や方法（通信販売等）について検討する。

〈大御堂廃寺跡活用事例（一部）〉

①「ミュージアムとの創造的対話
～小さな火床に集う」
主催：鳥取県立博物館
平成30年12月24日開催

②上灘小学校による菜の花プロジェクト
「菜の花ロード」

③文化財講演会
「古代寺院建設の波、山陰へ～大和飛鳥寺から伯耆大
御堂廃寺跡廃寺跡への流れ」
講師：出雲弥生の森博物館　館長　花谷 浩氏
主催：倉吉文化財協会
令和元年７月27日開催

④「文化財ウォーク」
主催：倉吉ライオンズクラブ
令和元年11月２日開催

⑤獣頭・螺髪・軒丸瓦のマグネット
「出土遺物のレプリカ作り体験」
共催：鳥取県埋蔵文化財センター　倉吉市教育委員会
「古代まつりin倉吉」令和元年９月21日開催

〈体験学習（案）〉

【礎　石】○上灘小学校にある塔心礎を修羅（しゅら）の上に乗せる。
○修羅を使って礎石を大御堂廃寺跡まで移動する。
○基壇の上に礎石を引き揚げる。

【築地塀】○築地塀の版築をする。―（版築した部分に団体名と年月日を記したプレートを表示）

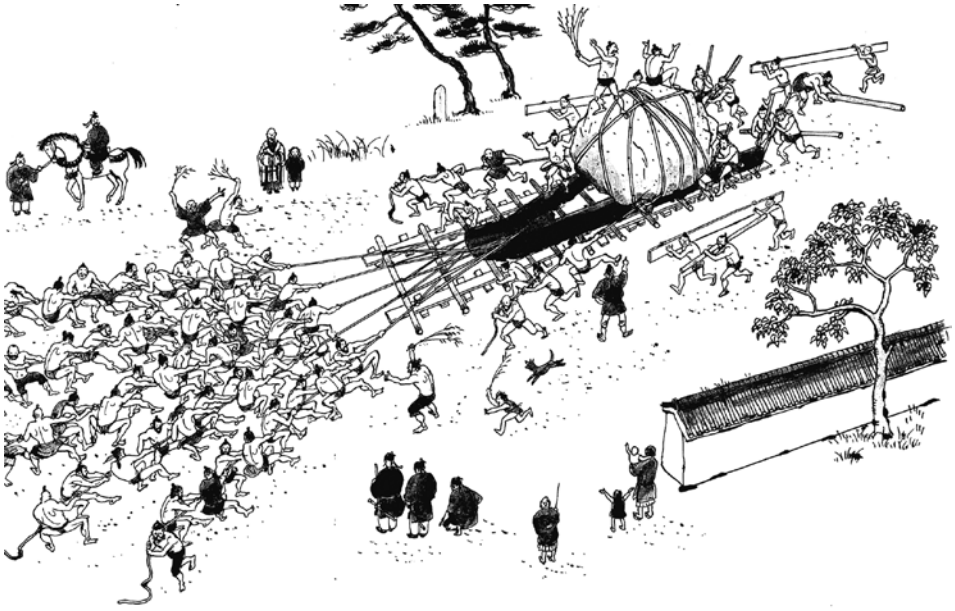

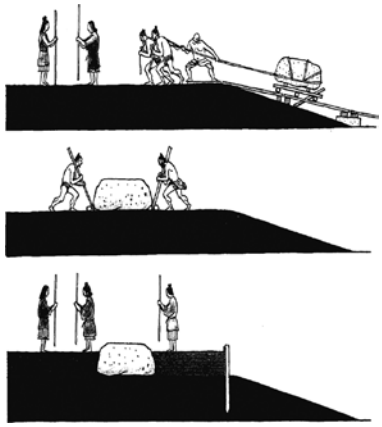

『日本人はどのように建造物を
つくってきたか１法隆寺』
草思社　1980

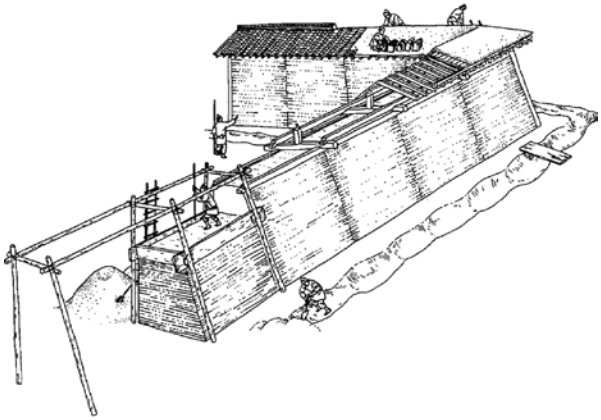

「築地塀の造営作業想像図」
『古代の官衙遺跡　Ⅰ遺構編』
奈良文化材研究所　2003

築地塀復元事例（倉吉市地内）

第８章　整備の方向性と方法

第１節　整備の方向性

史跡の整備は、その本質的な価値を国民共有の財産及び地域の宝として、確実に保存・継承をしていくことを前提とする。遺構を傷つけることの無いよう十分に注意し適切な保護措置をとりながら整備を進めるものとする。そして、地域住民や来訪者が理解しやすく、親しみが持てる「学びの場」、「観光・交流の場」、「憩いの場」などとして、多様かつ積極的な活用を図るための整備の方向性を次のとおりとする。なお、この整備は史跡指定地及び市有地にて行なうものである。

○史跡内に、大御堂廃寺の歴史を体感できる遺構復元ゾーンと各種イベントやスポーツ利用等のできる多目的ゾーンを設け（P91図）、多くの人々が集い、学び、憩う場となる整備とする。

○県立美術館と活用の相乗効果が発揮できる整備とする。隣接する多目的ゾーンは、県立美術館と一体化した共有空間として感じられる場とする。

○倉吉市総合計画など市の関係する計画と整合性をとりながら、県立美術館をるはじめ倉吉パークスクエアの各施設及び周辺の倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区や史跡伯耆国府跡、史跡伯耆国分寺跡等の様々な歴史文化遺産や観光資源と連携した活用ができるような整備とする。

１　史跡の本質的価値を確実に保存・継承するための整備

遺構及び遺構面の確実な保護を図るため、必要に応じて遺構面の保護策や表土流出防止策等を講じる。

２　史跡の本質的価値を顕在化させるための整備

史跡の価値や特徴、かつての姿などが理解できる分かりやすい整備をハード・ソフト両面で行う。建物跡の規模が現地で理解できる遺構表示や復元展示、遺跡の理解を深める説明板の設置、発掘調査で出土した遺構を立体的に疑似体験できるAR（MR）の活用、ガイダンス施設での展示、解説ソフトシステムによるガイダンス機能の充実を図る。

また、すでに設置している解説板等で色褪せなど老朽化している設備については、再整備を行なうものとする。

３　公開・活用のための整備

公開・活用に係わる施設を、史跡指定地内及び市有地の適所に整備するよう検討する。広場や園路、休憩所、駐車場、トイレ、四阿といった関連施設を結ぶ誘導についてははバリアフリー化し、サインはユニバーサルデザインを取り入れたものとして、多様な人々が利活用できる施設とする。

第２節　整備の方法

１　遺構の保存

・整備に際しては、遺構の保存を前提とし、遺構及び遺構面までの深度を十分に把握したうえで適切な保護措置をとる。

・遺構の遺存状況や規模・形状等が不明な場合は、それらの情報を得ることを目的とした必要最小限の発掘調査を実施し､その成果をもって遺構の復元等整備手法を検討するものとする。

２　遺構の展示・表示

・調査で明らかになった遺構（塔、金堂、講堂、僧房、回廊、築地塀、溜枡（木樋））等を、遺構の原寸大復元（P92写真①以下番号は写真を示す）及び基壇復元②④や半立体表示、AR（MR）③などの活用により、大御堂廃寺本来の姿を視覚的にイメージでき、その構造が理解できるような表示方法を検討する。

・築地塀を原寸大復元する場合は、現地で遺物を手に取り触れることにより、史跡への興味と理解を促せるような学習に活用できるよう、築地塀の一部に保管しておくスペースを設けることを検討する。

・市立上灘小学校にある塔心礎及び礎石は大御堂廃寺跡への移築復元⑤を検討する。原位置に礎石等の遺構を露出展示する場合は、破損や劣化が生じないよう、必要に応じて石材の強化、撥水措置等による見学手法の保存策をとる。

・築地塀は版築による復元体験、塔心礎及び礎石移築復元は移動体験とし、体験学習としての機能をもたせ、多くの人々の関わりとともに、少しずつ「つくり育てていく」持続的な整備方法となるよう検討する。（P88イラスト・写真）

３　環境整備

・すでに盛土造成により地下遺構を確実に保存し、地盤を平坦化して史跡地内の段差は解消されている。

・遺構表示ではなく、史跡と道路を隔てる境界として造られた築堤については撤去とし、車両等の進入防止対策を検討する。旗掲揚ポール等、史跡の価値を有しない既存構造物等は除去する。

・来訪者の安全対策として車両等の進入防止柵や電灯などを設置する場合は、遺構保護を前提とし景観に配慮したものとする。

・史跡地内の測量基準杭等については、適切に保護する。

・県立美術館の動線を配慮したうえで、散策路や管理道の整備を検討する。史跡を南北に分断するアスファルト舗装及び側溝を撤去し、史跡の一体化を図るための植栽を検討する。

・溜枡内の花粉分析等を基に、当時の植生環境を復元する際は、遺構等の保全に影響を与えることがないような植栽を検討する。

・溜枡周辺の排水不良を解消するため暗渠の設置を検討する。

・史跡内から打吹山への眺望を妨げることのないよう景観に配慮することを検討する。

※**倉吉市景観計画**では、景観形成区域（市内全体）の良好な景観形成のための行為の制限（景観形成の基準）などを定め、一定規模以上の建築物、工作物、土地の形質の変更、木竹の伐採、物件の蓄積、特定照明の設置に対し、あらかじめ届け出を行うことを求めている。主なものでは、建築物は高さが13メートル又は建築面積が1,000平方メートル、電線は高さが20メートル、塀・さく・垣（生け垣を除く）は高さが３メートル以上の場合である。
届出内容について、景観形成の基準による審査を行い、良好な景観形成に支障があると認められた場合には、勧告・変更命令が行なわれる。

4　案内・解説・展示施設

・史跡全体の様子が理解できる遺構復元模型⑥もしくは復元図等を検討する。
・史跡の理解をより深めるために、復元する遺構にガイダンス機能等を付加することを検討する。
・現在、トイレ（大御堂廃寺跡といれ）の内部に設置してある史跡解説ガイダンス（現：パネル展示のみ）は、多くの人々にとってより理解しやすいものとなるよう内容や形態を工夫する。また、「といれ」表示から「ガイダンス施設」としての表示へ変更することも検討する。
・より多くの人に大御堂廃寺跡を理解していただくため、ガイダンスの多言語化⑦を図る。
・史跡の主要遺構の表示に関しては、名称板、説明板等を適宜設置する。
・スマートフォン等を用いた解説アプリの導入による案内・解説機能の充実を図る。
・史跡に隣接する施設内に、案内・解説板のほか、パンフレット等を整備する。

5　便益施設等公開活用施設

・現在の駐車場は県立美術館用地として県立美術館の駐車場となるが、大御堂廃寺跡来訪者も引き続き利用可能としている。
・現在のトイレ（大御堂廃寺といれ）は、敷地は県立美術館用地として県の所有となるが、県からの行政財産使用許可を受け、維持管理は引き続き文化財課が行ない存続させる方向で調整する。
・その他の各種便益施設（水飲み場、ベンチ、四阿等）は、県立美術館、周辺環境との調和を図るものとする。
・大御堂廃寺跡と県立美術館、またパークスクエア内の各施設と結びつけ、一体的に利用できる園路の設定・誘導サイン整備を検討する。さらに、「倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区」をはじめとする周辺の歴史文化遺産や各種文化施設との回遊性を高めるため、表示方法や多言語化について検討する。

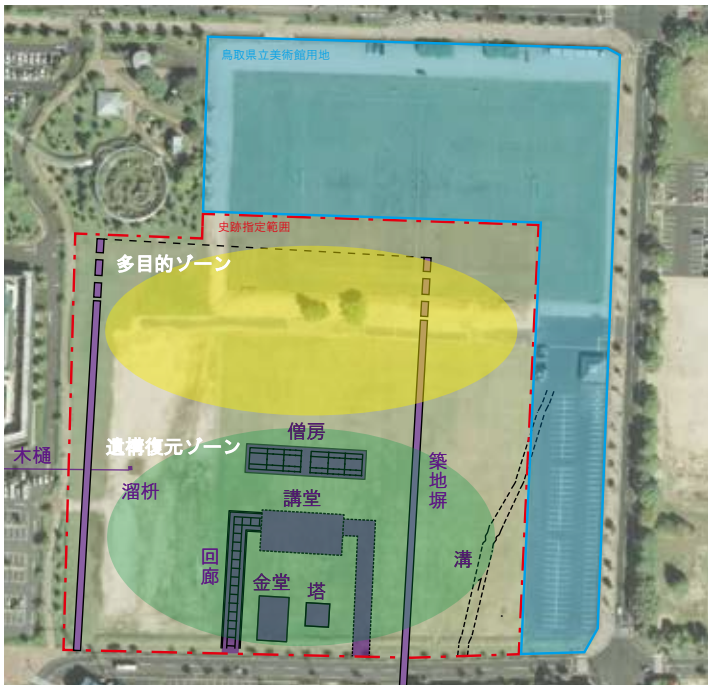

史跡整備エリア図

〈整備方法の一例〉

①原寸大復元（倉吉市・法華寺畑遺跡）

②基壇復元（奈良県・山田寺跡）

③AR・視点場とQRコードを読み込んだ際に視聴できるCG画像（大阪府・河内寺廃寺）

④基壇・礎石復元（奈良県・中宮寺）

⑤礎石移築復元（大阪府・河内寺廃寺）

⑥遺構復元模型（倉吉市・法華寺畑遺跡）

⑦多言語表示（奈良県・中宮寺）

第９章　運営・体制整備の方向性と方法

第１節　運営・体制整備の方向性

大御堂廃寺跡の適切な保存管理と活用を推進するには、運営・体制の整備は必要不可欠である。市・市教育委員会の関係部局、国・県等の関係部局、さらには地域住民、関連団体、専門家等と協働しながら、運営・体制の構築を図る必要がある。

そのため市内部における体制を確立し、関係機関及び市民との連携を強化し、歴史的価値を次世代に確実に継承していくものとする。

第２節　運営・体制整備の方法

（１）日常的な維持管理、保存、公開に関する運営・体制の整備

日常的な維持管理、保存、公開は文化財課が行なっており、整備後においても現在の体制を当面維持していくものとする。

日常的な公開を充実させていくために文化財課が中心となり、学校教育・生涯学習・観光の各関係部局と連携し活用を推進していく。

（２）整備事業に関する運営・体制の整備

整備事業については、長期的な展望のもと計画的に取り組む必要があり、５～10年単位で検証していくものとする。

計画的に実施していくため、建設関係部局と連携し、また隣接する県立美術館との調整を図りながら整備を進めていく必要がある。

（３）運営・体制整備の基本的な考え方

史跡大御堂廃寺跡が歴史文化遺産、また人々が集う憩いの場として適切に保存、活用され将来にわたって魅力ある遺跡であり続けるためには、運営・体制の整備は不可欠である。体制整備の基本的な考え方を以下に示す。

①市における体制の確立

・史跡を適切に保存、活用していくため、倉吉博物館と連携し展示公開、継続的な調査及び研究を進め、関連分野の専門的知識と技能をもった専門職員等の人員の確保、各種研修会への積極的な参加を促すことにより職員の資質向上を図る。また、学校、地域などにおいて歴史教育に関する調整等を行うコーディネーターといった教育的効果を充実させるための人員配置を検討する。

・史跡の保存、整備、活用は、教育・観光・建設など様々な部局と関連があるため、文化財課が中心となり随時協議の場を設けるなどし、市としての方針を統一させておく。

②関係機関との連携を強化

・史跡の保存、活用、整備は専門的な側面を有するため、倉吉市文化保護財保護審議会、倉吉市社会教育委員協議会といった専門家や有識者の意見を取り入れ、方向性や手法等の見直しを検討する。

・隣接する県立美術館をはじめとする倉吉未来中心などの倉吉パークスクエア内各施設の設置者及び管理者との組織を超えた連携体制を整え、強化していく。また、現在も月１回開かれているパークスクエア会議において積極的に情報交換、意見交換を行なっていく。

・県立美術館と共に歩む中部地区の集い協議会[*1)] において、協力体制を構築し、情報と課題の共有、各部会の取り組みを通して県立美術館をはじめとする各団体とともに、地域活性化・まちづくり推進を図っていく。

＊１）県立美術館と共に歩む中部地区の集い協議会（平成29年12月26日設立）
行政、商工、観光、などの様々な方面の約60団体からなる。市文化財課も参加団体のひとつである。①観光・経済・飲食、②公共交通、③交通アクセス、④周辺環境、⑤応援団、⑥周辺博物館、⑦盛り上げ、の７つの部会で構成。

・国及び県の関係部署との緊密な連絡、連携をとり共通認識を持ち、事業を円滑に進めていく。

③市民との連携を強化

・現在、倉吉文化財協会は、文化財の調査・保護、歴史講座などを行い地域の歴史文化や文化財の啓発という役割を担っており、一般社団法人 倉吉観光マイス協会は、観光ガイドを育成するなど倉吉市の観光情報を発信する役割を担っている。今後もこうした団体との連携体制を継続、また充実させていく。

・様々な方面において情報の発信、活用がなされるよう歴史文化・観光に関わりのある団体だけではなく教育・福祉・保育・地域など各分野の団体を取り込んでいく。また各団体と連携を強化するため、随時内容の見直しと工夫を行なう。

・個人、団体を問わず、あらゆる世代の人々が大御堂廃寺跡に関わっていけるよう各種イベントにボランティア内容を組み込むなど、将来的に自発的なボランティア活動へとつながるよう支援体制を整える。

第10章　施策の実施計画の策定・実施

本計画において定めた内容を具体化し、隣接する文化施設及び県立美術館との相乗効果を実現するため、実施する施策の目標や課題を整理し、それらの実施期間を示す。

保存・整備・活用に向けた施策の期間については、保存活用計画策定から整備工事完了までの６年間を一区切りとして、第１期事業期（以下、「第１期」）とする。令和６年度以降を第２期事業期（以下、「第２期」）とし、その時点で整備の状況や新たな課題等をふまえて、さらなる検討を行う。県立美術館開館に合わせて第１期の整備は完了するが、第７章及び第８章に挙げた体験学習（礎石移動体験・築地塀復元体験など）を通して、市民・地域住民が参加し、共に育み、体験を分かち合えるような整備を継続して行なっていく。

（１）第１期（平成30年度～令和５年度）

隣接する県立美術館との相乗効果を念頭に置き、相互の調整を図りながら第１期における整備を完了させる。

本保存活用計画で定めた基本方針を基に令和２年度から令和３年度にかけて整備基本計画の策定ならびに基本設計を行い、令和４年度に実施設計を行う。それをふまえて令和５年度に整備工事に着工し、完了する。また、第２期以降において活用・管理・運営が円滑になされるよう、この間に体制を整えておく必要がある。

（２）第２期（令和６年度以降）

第２期以降においても本保存活用計画に基づき、活用・管理・運営を進め、随時体制の見直しを行なっていくとともに歴史的事実等をさらに明確にし、保存を確実にするための調査・研究を継続的に行なっていく。

そして手法・技術の進展を加味しながら、５～10年単位で整備内容や期間の見直しを行い、新たな課題等を洗い出し、より良い活用がなされるよう検討する。

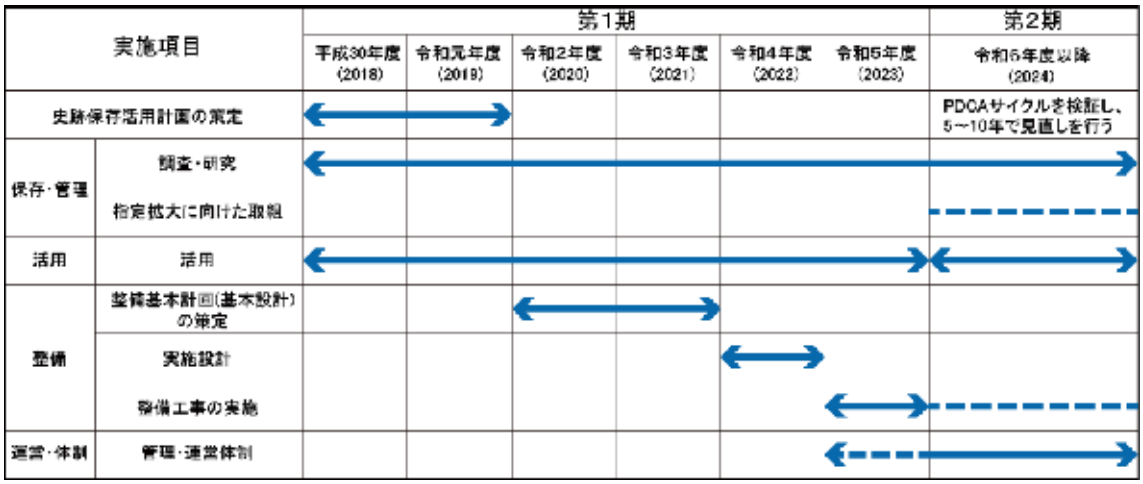

保存・活用に関する基本スケジュール

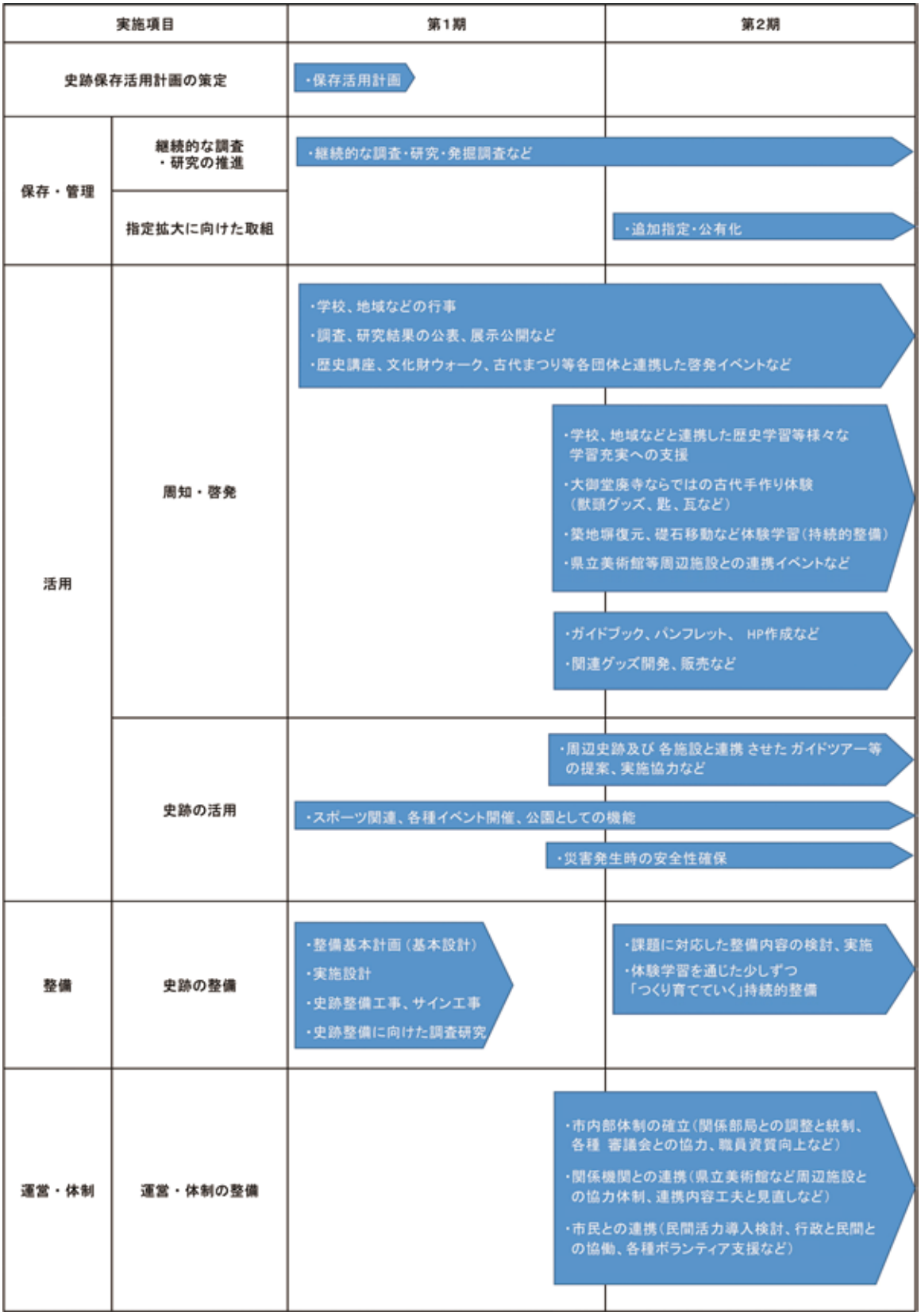
実施項目
第1期
第2期
史跡保存活用計画の策定
・保存活用計画
保存・管理
継続的な調査・研究の推進
・継続的な調査・研究・発掘調査など
指定拡大に向けた取組
・追加指定・公有化
活用
周知・啓発
・学校、地域などの行事
・調査、研究結果の公表、展示公開など
・歴史講座、文化財ウォーク、古代まつり等各団体と連携した啓発イベントなど
・学校、地域などと連携した歴史学習等様々な学習充実への支援
・大御堂廃寺ならではの古代手作り体験（獣頭グッズ、匙、瓦など）
・築地塀復元、礎石移動など体験学習（持続的整備）
・県立美術館等周辺施設との連携イベントなど
・ガイドブック、パンフレット、 HP作成など
・関連グッズ開発、販売など
史跡の活用
・周辺史跡及び 各施設と連携 させた ガイドツアー等の提案、実施協力など
・スポーツ関連、各種イベント開催、公園としての機能
・災害発生時の安全性確保
整備
史跡の整備
・整備基本計画（基本設計）
・実施設計
・史跡整備工事、サイン工事
・史跡整備に向けた調査研究
・課題に対応した整備内容の検討、実施
・体験学習を通じた少しずつ「つくり育てていく」持続的整備
運営・体制
運営・体制の整備
・市内部体制の確立（関係部局との調整と統制、各種 審議会との協力、職員資質向上など）
・関係機関との連携（県立美術館など周辺施設との協力体制、連携内容工夫と見直しなど）
・市民との連携（民間活力導入検討、行政と民間との協働、各種ボランティア支援など）

実施計画表（内容）

第11章　経過観察

第１節　意義と方向性

史跡大御堂廃寺跡を確実に保存し、後世に継承していくためには、将来にわたり持続的・継続的に維持管理に取り組むとともに、計画的に公開・活用・整備を行う必要がある。

これまでの章で言及した保存・管理、活用、整備、運営・体制の整備、調査研究等の各分野について定期的な経過観察や実施内容の見直しを行う必要がある。事業の効果を客観的に把握し、的確な改善方法を抽出したうえで、次の施策・事業に反映する。

この経過観察は、市教育委員会文化財課が中心となって全体的な取りまとめを行い、国、県、教育、観光、まちづくりなどの関係部局とも連携し、史跡大御堂廃寺跡に関わる施策・事業等にその結果を活用していく。

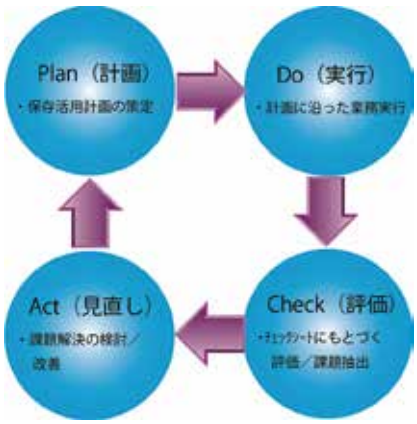

経過観察イメージ図

第２節　方法

経過観察及び評価についてはPDCAサイクルを導入し、関係する担当部局、学識経験者、地域住民などで構成される委員会等を設置して、チェックシート等を作成し、これに基づいて実施することとする。

評価は、偏った一方向からのものとならないよう、倉吉市内部関係部署による内部評価だけではなく、外部評価として市文化財保護審議会・社会教育委員協議会など史跡保存活用に関わる団体や専門家の意見を取り入れ、できるだけ多くの方面からの評価を得る必要がある。また、民間の関係団体や地域住民、来訪者に対しアンケートやヒアリングを行い大御堂廃寺跡の魅力が効果的に発信されているかの確認を定期的（年１回）に行う。

こうした評価をもとに、今後の各体制の見直しに活かしていくものとする。

チェックシート（案）については、史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書（文化庁文化財部記念物課2015）を参考に以下のとおり作成した。

なお、チェックシートの項目及び内容については、評価時期等によって考慮するものとする。

史跡大御堂廃寺跡整備事業　チェックシート(案)					
作成日	年　月　日				
記入者　職・氏名	職名		氏名		
項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中である	取組済	備考（現状、目的、成果等を記入）
(1)基本情報に関すること	・標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	・境界表の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
	・説明板は設置されているか	1	2	3	
(2)計画策定等に関すること	・保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(3)保存に関すること	・調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	・専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	・史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	・災害対策は十分されているか	1	2	3	
	・保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(4)管理に関すること	・日常的な管理はされているか	1	2	3	
	・特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	・史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図れれているか	1	2	3	
	・条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
	・保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(5)公開、活用に関すること	・公開が適切に行われているか	1	2	3	
	・史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	・市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	・まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	
	・文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	・体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	・パンフレット等は活用されているか	1	2	3	
	・外国人向けの対応はなされているのか	1	2	3	
	・ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
(6)整備に関すること	・史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	・遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	・復元、展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3	
	・活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	・多言語に対応した整備が行われているのか	1	2	3	
	・整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか	1	2	3	
	・整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(7)運営・体制・連携に関すること	・運営については適切に行われているか	1	2	3	
	・体制については十分であるか措置を定め、実行しているか	1	2	3	
	・他部署との連携については十分であるか	1	2	3	
	・地域との連携については十分であるか	1	2	3	
(8)予算に関すること	・予算確保のための取組はあるか	1	2	3	

※例示したチェックシート（案）は、整備完了後の初期に対応したものである。

史跡大御堂廃寺跡保存活用計画

令和２年（2020）３月

編集
発行　鳥取県倉吉市教育委員会

〒682-8611　鳥取県倉吉市葵町722番地
TEL　0858-22-4419
FAX　0858-22-2303

印刷
製本　勝美印刷株式会社